

平成 28 年

第 5 回 東峰村議会定例会会議録

開会：平成 28 年 6 月 14 日

閉会：平成 28 年 6 月 16 日

福岡県東峰村議会

平成28年 第5回東峰村議会定例会

招集年月日 平成28年6月14日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成28年6月14日 9時30分
議長 大蔵 久徳
閉会日時及び宣告 平成28年6月16日 11時29分
議長 大蔵 久徳

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光	○	2番	伊藤 均	○
3番	梶原 光春	○	4番	黒川 隆康	○
5番	高橋 弘展	○	6番	梶原 文明	○
7番	高倉 寛視	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	長澤 貞義	○	10番	大蔵 久徳	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	澁谷 博 昭	教 育 長	室 井 昭 博
副 村 長	岩 橋 忠 助	総務課長	梶 原 浩 二
企画政策課長	小 林 純 一	住民税務課長	重 石 豊 臣
農林観光課長	野 寄 和 秀	保健福祉課長	室 井 英 信
建設水道課長	日 野 正	教育課長	室 井 富美子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	室 井 慶 久		

村長提出議案の題目

議案第 25 号	東峰村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 26 号	東峰村子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 27 号	東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 28 号	東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 29 号	村道路線の認定について
議案第 30 号	物件購入契約の締結について
議案第 31 号	平成 28 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について
報告第 1 号	平成 27 年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告

議員提出議案の題目

発議第 2 号	地方創生調査検証特別委員会の設置に関する決議案の提出について
---------	--------------------------------

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則118条)

2番 伊藤均議員

3番 梶原光春議員

第5回 東峰村議会定例会会議録

平成28年6月14日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成28年 第5回東峰村議会定例会議事日程

平成28年6月14日開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第25号 | 東峰村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第26号 | 東峰村子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第27号 | 東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第28号 | 東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第29号 | 村道路線の認定について |
| 日程第11 | 議案第30号 | 物件購入契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第31号 | 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 報告第 1号 | 平成27年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告 |

開 会	
議 長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、平成28年第5回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般の報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番 伊藤均議員、3番 梶原光春議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る平成28年第5回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る6月7日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の制定等が6件、平成28年度一般会計の補正予算が1件、報告案件が1件、予定されております。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日14日から20日までの7日間と決定をいたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に一般質問を予定いたしております。</p> <p>15日には、引き続き一般質問を行い、16日には、議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたしまして、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日14日から20日までの7日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、6月14日から6月20日までの7日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長の議案の上程報告が終わりました。</p>

日程第4	
議 長	次に、日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長
村 長	<p>改めまして、皆さんおはようございます。</p> <p>本日ここに、平成28年第5回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、時の過ぎるのは早いもので、熊本地震発生から本日は2カ月となりました。改めてこの震災でお亡くなりになられた方々や未だに避難生活を余儀なくされている方々に、衷心よりお悔やみを申しますとともにお見舞いを申し上げます。また、1日も早い復興を祈念いたします。</p> <p>気象庁は、今月4日に北部九州の梅雨入りを発表しましたが、6月から8月の降水量の見通しは、平年並みか多い見込みとっております。しかし、今年は記録的な猛暑だった2010年と同じような気象状況であり、多くの気象データから、2010年並みかそれ以上の猛暑になる可能性が指摘されております。</p> <p>また台風は、現在1つも発生しておらず、原因として、一昨年からのエルニーニョ現象が6月までに終息した模様で、このような年は台風1号の発生が遅く、7月から9月に集中して発生する傾向があり、また、勢力を落とさずに日本へ上陸することが多いとも言われております。</p> <p>昨年は、各区長さんのご協力、ご尽力により、東峰村で初めての防災訓練を実施することができました。本年も今月の26日に実施することとなっております。</p> <p>平成24年の九州北部豪雨を教訓に、村でも自助、共助による災害対策を主軸として、要援護者名簿の作成、連絡系統図などを作成いたしました。本年も村民の皆さんへの連絡、避難指示などを早目に行い、1人の犠牲者も出さない万全の態勢で、この時節を乗り越えていくつもりです。</p> <p>東峰村ライスセンター事業につきましては、今月30日の農業法人の設立、9月10日の稼働開始に向け、スケジュールどおり鋭意進めているところです。</p> <p>また、小石原川ダム建設に伴う水特法関連につきましても、今後小石原浄水場系統改良工事、公営住宅小石原第2団地新築工事を発注し、予定どおりの事業の進捗を図る所存であります。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提案をしております各議案について、説明を申し上げます。</p> <p>本定例会では、条例の制定または一部改正について4件、村道路線の認定について、物件購入契約の締結について、補正予算について、繰越計算書の報告についてなど、合計8件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>それでは、議案第25号からご説明を申し上げます。</p> <p>議案第25号、東峰村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、東峰村における稲作の一元的な農作業受託体制を構築し、効率的で安定的な農業経営体を育成することを目的とする東峰村ライスセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。</p> <p>議案第26号、東峰村子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県乳幼児医療費支給制度の改正に準じた改正、及び中学生への通院医療費支給の拡大をするため、本条例を制定するものです。</p> <p>議案第27号、東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県ひとり親家庭等医療費支給制度の関連法令の改正、及び東峰村子ども医療費の支給に関する条例の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。</p>

	<p>議案第28号、東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県重度障害者医療費支給制度の関連法令改正及び東峰村子ども医療費の支給に関する条例の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。</p> <p>議案第29号、村道路線の認定につきましては、国道500号改良工事に伴い、旧国道を村道として認定するものです。</p> <p>議案第30号、物件購入契約の締結につきましては、消防団に配置する小型動力ポンプ付積載車の購入について、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第31号、平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,248万円を追加し、歳入歳出総額を34億5,114万6,000円とするものです。</p> <p>歳出の主な内容は、総務費の財産管理費で、庁舎耐震診断業務委託料350万円、せせらぎ鼓の安全柵設置工事65万円、電算事務費で、国の制度改正に伴い電算委託料96万7,000円、安全・安心センター建設に係る費用3,495万9,000円、まち・ひと・しごと創生事業費の委託料に54万円、税務総務費で課税資料更新委託料86万4,000円、参議院議員通常選挙費にかかる費用として5万4,000円を計上しております。</p> <p>農林水産費では、村道の測量設計、用地測量の委託料700万円、商工費では、プレミアム商品券発行に係る商工会補助金として344万円、陶器組合のイベント開催に係る補助金35万円などを計上しております。</p> <p>次に、歳入でございますが、参議院議員通常選挙に係る県委託料5万4,000円、繰入金として財政調整基金より4,547万6,000円、施設改修基金より415万円、村債としてプレミアム付地域商品券事業に充当する商工債280万円を計上しております。</p> <p>報告第1号、平成27年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度東峰村繰越明許費繰越計算書を調整し、報告するものです。</p> <p>以上、提案理由の概要をご説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	次に、日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第13までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議長	次に、日程第6 議案第25号「東峰村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」 担当課長に補足説明を求めます。 農林観光課長
農林観光課長	15ページをお願いいたします。 議案第25号「東峰村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 平成28年6月14日提出、村長名でございます。 提案理由、東峰村における稲作の一元的な農作業受託体制を構築し、効率的で安定的な農業経営体を育成することを目的とする東峰村ライスセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

	<p>東峰村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について。 東峰村ライスセンターの設置及び管理に関する条例を次のように定める。 設置第1条、村内における稲作の一元的な農作業受託体制を構築することで、効率的で安定的な農業経営体を育成することを目的として、東峰村ライスセンター（以下「ライスセンター」という。）を設置する。 名称及び位置、第2条、施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 東峰村ライスセンター 位置 東峰村大字福井2994番 維持管理、第3条、施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。 指定管理者による管理、第4条、村長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、村が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にライスセンターの管理を行わせるものとする。 指定管理者が行う業務、第5条、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 第1号、ライスセンターの維持管理に関すること。 第2号、粃の乾燥調製、粃すり、色彩選別及び精米作業。 第3号、ライスセンターの利用の許可に関すること。 第4号、ライスセンターの利用者が、その建物又は附属設備を破損し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続きに関すること。 第5号、前4号に掲げるものの他村長が必要と認める業務。 利用料金、第6条、利用者は、指定管理者に対してライスセンターの利用に関する料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。 第2項、利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内において、予め村長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。 第3項、利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。 損害賠償の義務、第7条、利用者は、故意又は過失によりライスセンターの建物または附属設備を破損し、または滅失したときは、これを原型に復し、又は損害を賠償しなければならない。 委任、第8条、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。 附則、この条例は、公布の日から施行する。 別表第6条関係でございます。 区分としまして、乾燥調製、粃すり、色彩選別機、単位はいずれも玄米60キロ当たりでございます。 利用料金、乾燥調製2,200円、粃すり1,100円、色彩選別700円。 以上でございますが、この別表に掲げる利用料金につきましては、現在、運営母体といたしまして農事組合法人の設立が進められております。 これに伴いまして、出資者は組合員と組合員外との料金設定も併せて検討されておるところでございます。 この6条の利用料金の別表に掲げる利用料金につきましては、これを上限額といたしまして、指定管理者に委託するということとなります。以上申し添えます。</p>
日程第7	
議長	<p>次に、日程第7 議案第26号「東峰村子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 保健福祉課長</p>

保健福祉課長	資料の配布の許可をお願いします。
議 長	事前に確認しておりますので、これを許可します。 (資料配布)
保健福祉課長	<p>18ページをお願いします。</p> <p>議案第28号「東峰村子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成28年6月14日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、福岡県乳幼児医療支給制度の改正に準じた改正を行い、また中学生への通院医療の支給の拡大をするため、本条例を制定するものである。</p> <p>今配布しました資料のほうをご覧くださいと思います。</p> <p>(1)のこども医療の支給に関する条例ですが、村の現行としましては、今、通院、入院につきまして、就学前までが県の事業の対象となっております。</p> <p>小中学校の入院につきましては、村単独で実施をしているところでございます。</p> <p>今回の改正で、小学校までの通院、入院については、県の事業の改正されるということで、今度改正するものでございます。</p> <p>また、中学生の通院については、現行行っておりますので現在のままですが、中学生の通院についてはですね、今度拡大ということで、この後改正をするものでございます。</p> <p>では、19ページをお願いしたいと思います。</p> <p>新旧の対照表でございますが、現行の第2条の第1号のところですが、乳幼児、東峰村区内に住所を有する6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、生活保護による保護を受けている者を除く。とありますが、改正案のところ、子ども、東峰村の区域内に住所を要する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、生活保護による保護を受けている者を除く。ということで、ここで15歳と、中学生までということで、拡大しております。</p> <p>現行の2号ですが、児童、東峰村の区域内に住所を有する6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>次のページでございます。</p> <p>ア 生活保護法による生活保護を受けている者</p> <p>イ 東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の適用を受けている者</p> <p>ウ 東峰村重度障害者医療費の支給に該当する条例の適用を受けている者</p> <p>次の3号ですが、乳幼児及び児童をいう。が削除になります。</p> <p>それと、下の4号についてですが、20ページの4号ですが、保護者、親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。</p> <p>これが改正案では2号になり、保護者、医療保険各法の被保険者であって、東峰村の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。に変更になります。</p> <p>現行の5号のところは、改正案では3号というふうになります。</p> <p>下の3条ですが、3条の2行目、次に該当する保護者とありますが、改正案では、次の各号に該当する子どもの保護者というふうになります。</p> <p>3条の2号ですが、加入者又はとありますが、その加入者の後に、(以下被保険者という。)が加えられます。</p> <p>3条2項ですが、前項の規定にかかわらず、生活保護法による生活保護を受けている保護者は、対象から省くものとする。が、改正案では削除というふうになります。</p>

	<p>下の4条ですが、村長はとありますが、改正では村はというふうになります。</p> <p>21ページ、1行目の療養とありますが、これは医療というふうになります。以下同様でございます。</p> <p>現行の療養の横に（児童にあっては、入院に係る医療に限る。）が削除されまして、これが18歳までの入院と通院の医療費も支給するということになります。</p> <p>4行目ですが、政府ですが、これが全国保険健保協会というふうになります。</p> <p>6条の見出しの乳幼児医療証の交付とありますが、これは、子ども医療証の交付というふうに変更されます。</p> <p>6条の、村長は、保護者であつてというところが、村長は、子どもの保護者であつて、という変更になります。</p> <p>下の2行目ですが、「のうち」とありますが、これが「に対し」ということになり、2行目の最後ですが、乳幼児に関する子どもの医療の支給の対象となる支給資格者に対し、というところが削除となります。</p> <p>また4行目ですが、これが、乳幼児医療証が子ども医療証に変わります。</p> <p>2号の2行目ですが、乳幼児に係るが削除されます。また、一番下の乳幼児のところも子どもというふうに変更になります。</p> <p>7条のほうもですね、見出しのところですが、乳幼児医療証の提出とありますが、これが子ども医療証というふうに変更になります。</p> <p>7条の最初に乳幼児とありますが、これも子どもに変更となります。</p> <p>7条の2行目ですが、訪問介護ステーションと、と書いてありますが、この「と」が削除となります。</p> <p>7条の4行目の乳幼児医療証とありますが、これは、子ども医療証のほうに変更になります。</p> <p>8条の乳幼児に係るが削除されます。</p> <p>3行目の、とし、児童に係る子ども医療について、当該児童に係る受給者資格者の請求に基づき当該受給者にこれを支給するものとありますが、改正のほうでは削除となります。</p> <p>8条2項のほうですが、乳幼児医療に係る子どものとありますが、これが削除となります。</p> <p>その下の現行の乳幼児に係るという文言が、これも改正では削除となります。</p> <p>3項ですが、これは、乳幼児とありますが、子どもに変更となります。</p> <p>3行で同項とありますが、これが第1項と変更になります。</p> <p>附則、施行期日、第1条、この条例は、平成28年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次の事項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>第2条、経過措置、村長は、前項に関わらず、施行日前においても改正前の東峰村子ども医療費の支給に関する条例第2条第2号の児童に係る改正後の東峰村子ども医療費の支給に関する条例（以下「新条例」という）第5条の規定する子ども医療費の支給資格の認定を行い、新条例第6条第1項に規定する受給者に対して、子ども医療証を交付することができる。ということになります。以上です。</p>
日程第8	
議 長	<p>次に、日程第8 議案第27号「東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	24ページをお願いします。

議案第27号「東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成28年6月14日提出、東峰村長名でございます。

提案理由、福岡県ひとり親家庭等医療費の支給制度の関連法令の改正及び東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の改正に伴い、本条例を制定するものであります。

配布しました資料の2のところ、ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例のところを見ていただきたいと思えます。

現行につきましては、児童は、就学前から18歳の年度末までというふうになっておりますが、改正では、今度乳幼児医療が中学生までということになっておりますので、児童は、18歳に達する日以後の初日の4月1日から18歳の年度末までということで、中学生、高校生の年齢対象からというふうに改正をするものでございます。

25ページの新旧対照表をお願いをしたいと思います。

3行の句点のですね、追加と削除になっております。

2条の第1号の中で、母子及び寡婦福祉法とありますが、母子及び父子並びに寡婦福祉法というふうに改められております。

3行目の女子の後にですね、改正では、以下配偶者のない女子という、を付け加えております。

6行目ですが、「もの」というものを改正案のほうでは、漢字のほうの者に変更しております。以下、同様でございます。

2条2号ですが、配偶者と死別した男子で、現に婚姻をしてない者及びこれに準ずる者として、母子及び寡婦福祉法施行令第25条で定めるものとありますが、改正案では、法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）に改められます。

26ページをお願いいたします。

2条第3号のほうで2行目ですが、（6歳に達する日以後）とありますが、これが15歳に達する日以後ということに訂正をされます。

それと3条の3行で、次に該当する者とありますが、次の各号に該当する者というふうに変更となります。

3条2号のほうですが、加入者又はというところですが、加入者の後に、以下被保険者という。が付け加えられます。

第3条第2項第2号ですが、中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律ですが、これが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律というふうに改められております。

3号で4行目ですが、額を超えるとありますが、以上であるというふうに変更になります。以後、同じでございます。

27ページ、6号ですが、民法（明治26年法律第89条）、これが削除となっております。

8号中第1行ですが、第4条第1項第2号若しくは第4号に該当し、かつ、母がない児童又は施行令第2条に規定する児童、これがですね、第4条第1項第1号ロもしくはニの規定に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロもしくはニの規定に該当し、かつ、父がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童というふうに改められております。

3条3項、2行目ですが、この場合において、施行令第4条第2項第3号中「母」

	<p>とあるのは、「母及び父」と読み替えられるものとする。を削除しております。</p> <p>続きまして、28ページをお願いいたします。</p> <p>4条中1項の、これは11行目ですが、ひとり親家庭等の分が削除となっております。</p> <p>その下の12行目ですが、次に規定するとありますが、次の各号に規定するというふうに変更となります。</p> <p>4条2項ですが、歯科診療と、とありますが、これが歯科診療及びというふうに変更されます。</p> <p>その2行目ですが、別の医療機関の診療とみなす。のところが、別の医療機関とみなす。というふうに変更となります。</p> <p>8条3項ですが、受給資格者が受けた医療機関について、この部分が削除となります。</p> <p>29ページ、12条の一番下のところですが、受給資格者その他関係人に質問し、若しくは報告事項等の照会をすることができる。というふうにあります。これが、職員に質問若しくは照会させることができる。というふうに変更になります。</p> <p>附則、この条例は、平成28年10月1日から施行するという事です。</p> <p>以上です。終わります。</p>
日程第9	
議長	<p>次に、日程第9 議案第28号「東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>30ページをお願いします。</p> <p>議案第28号「東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成28年6月14日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、福岡県重度障害者医療費支給制度の関連法令の改正及び東峰村子ども医療費の支給に関する条例の改正に伴い、本条例を改正するものです。</p> <p>配布資料3の重度障害者医療費の支給に関する条例を見ていただきたいと思っております。</p> <p>対象者のところですが、現行が3歳以上というふうになっております。</p> <p>改正では、15に達する日以後の最初の4月からの者ということで、高校生の年齢を対象としたものから対象となるということに変更するものです。</p> <p>31ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。</p> <p>2条第1号の中で、「もの」というふうにあります。この「もの」が漢字の者というふうに変更されます。以後も同様でございます。</p> <p>2条第2号の2行目ですが、未成年後見人とありますが、これが後見人というふうに変更されます。</p> <p>3項、次に掲げるとありますが、次の各号に掲げるといふことに変更となります。</p> <p>第4項2行目ですが、政府とありますが、これが全国健康保険協会法に変更となります。</p> <p>4項の改正案のところですが、5項のところですが、この条例において、65歳未満の者とは、65歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。これが追加となります。</p> <p>以下、現行の5項が6項に、6項が7項に変わります。</p>

3条1号ですが、住所を有する者の中で、住所を有する15歳に達する日以後の最初の4月1日からの者というふうに変更になります。

その下の2号ですが、加入者又はというところで、加入者の後に、以下被保険者等という。が付け加えられます。

33ページ、3条第2項の2号ですが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に変更されます。

それと2項3号ですが、東峰村子ども医療費の支給に関する条例に規定する乳幼児、これが削除されます。

現行4号ですが、これが3号に変更となります。

下の5号が4号に変更となります。

1ページめくってもらって、34ページの3条の3項ですが、前項第4条に規定する所得は、施行令第4条及び第12条第4項において読み替えて準用する施行令第5条の規定により算定した額とし、ただし施行令第12条第4項において読み替えて準用する施行令第5条第1項中総所得の読替えは行わないものとする。これが3条の5項となりまして、第3条に規定する所得ということに変更となって、5条となります。

また、34ページの下4項ですが、第2条第2項第5号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条の規定により算出する額とする。これが3条の2項の6号となり、第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条の規定により算出する額とするに変更となります。

35ページの3条の3項、4項については、削除という形になります。

34ページの4条ですが、6行目の医療費の額の前に、当該医療費の額に満たないというふうに変更となります。

11行目、次に規定するとありますが、次の号に規定するというふうに変更となります。

4条1号ですが、1万円の漢字が数字の10,000円に変更となります。

それと4条第2項の歯科診療等が歯科診療及びというふうに変更になりまして、次の行の最後のほうですが、別の医療機関の診療とみなすが、別の医療機関とみなすに変更となります。

35ページをお願いをいたします。

第6条ですが、前項の規定に基づき、認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)というものが、改正では受給資格者と変更となります。

第7条、1号中の老人訪問看護ステーション又は、これが削除となります。

また、その次の下のですね、及び老人訪問看護、これも削除となります。

13条、3行目、(平成17年法律第123号)、これも削除となります。

4行目の、同条第12号が同条第11号に変更となります。

下の5行目の同法第5条第25項に規定する福祉ホーム、同法附則第18条第2項に規定する共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同生活居住又はが、同条第15項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第26項に規定する福祉ホームに改められます。

8行目のカッコ書きですが、平成14年法律第167号が削除となります。

13条2項の7条のあとに、第1項が追加されまして、3行目の若しくは第6条の第2第3項に規定する指定医療機関が、又は同条第2項の規定する指定発達支援医療機関に変更となります。

	<p>36ページですが、お願いします。</p> <p>附則、この条例は、平成28年10月1日から施行するということでございます。以上でございます。</p>
日程第10	
議長	<p>次に、日程第10 議案第29号「村道路線の認定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>議案第29号「村道路線の認定について」</p> <p>下記の道路を村道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>平成28年6月14日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由、国道500号改良工事に伴い、旧国道を村道として認定するため。</p> <p>認定する路線、路線につきましては、3路線でございます。</p> <p>路線番号372、塔の瀬6号線、それから路線番号373、塔の瀬7号線、路線番号374、塔の瀬8号線。</p> <p>起点、終点につきましては、上段が起点、下段が終点となっております。</p> <p>この路線の現在の進行状況につきましては、塔の瀬6号線につきましては、現在用地測量を行っておるところです。</p> <p>7号線、8号線につきましては、用地交渉を現在行っているところでございます。</p> <p>今回村道認定をした後の管理につきましては、改良工事が完了後、国道の供用開始が始まるまでは、県が引き続き道路管理を行います。以上です。</p>
日程第11	
議長	<p>次に、日程第11 議案第30号「物件購入契約の締結について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案第30号「物件購入契約の締結について」</p> <p>補足説明を行います。</p> <p>消防団に配備する小型動力ポンプ付積載車の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>平成28年6月14日提出、村長名でございます。</p> <p>まず、契約の目的は、小型動力ポンプ付積載車購入事業でございます。</p> <p>契約の方法は、指名競争入札です。</p> <p>契約の金額は1,208万5,200円です。</p> <p>契約の相手方は、株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田守雄でございます。</p> <p>参考までに納入期限といたしましては、平成29年1月31日までとしております。</p> <p>この積載車については、千代丸の第4分団に配備する予定でございます。以上です。</p>
日程第12	
議長	<p>次に、日程第12 議案第31号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案第31号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)」</p> <p>平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p>

	<p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,248万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,114万6,000円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。</p> <p>平成28年6月14日提出、村長名でございます。</p> <p>40ページをお願いします。</p> <p>まず、第1表歳入でございます。</p> <p>12款3項の委託金としまして5万4,000円を増額するものです。</p> <p>15款2項基金繰入金では4,962万6,000円増額するものです。</p> <p>18款1項村債では280万円を増額し、補正の総額5,248万円を追加し、歳入予算の総額を34億5,114万6,000円とするものでございます。</p> <p>41ページ、歳出でございます。</p> <p>2款1項総務管理費では4,061万6,000円の増額です。</p> <p>同じく2項の徴税费では86万4,000円、4項の選挙費では5万4,000円を増額するものでございます。</p> <p>6款2項林業費では700万円の増額です。</p> <p>7款1項商工費では379万円の増、2項の観光費では15万6,000円の増。</p> <p>補正の総額5,248万円で、歳出の予算総額は34億5,114万6,000円となるものでございます。</p> <p>42ページをお願いします。</p> <p>42ページでは、地方債の補正、地方債の限度額を定めるものでございます。</p> <p>起債の目的としましては、過疎対策事業債、商工債でございます。</p> <p>限度額を280万円、今回追加するものです。</p> <p>起債の方法、利率、償還の方法は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>この起債につきましては、プレミアム商品券事業に充当するものでございます。</p> <p>次に、45ページをお願いいたします。</p> <p>45ページで、歳入の説明を行いたいと思います。</p> <p>12款3項1目総務費県委託金で、参議院議員通常選挙費県委託金として5万4,000円を追加するものでございます。</p> <p>15款2項1目財政調整基金繰入金では、不足する財源を補填するものでございますが、4,547万6,000円増額するものです。</p> <p>同じく12目の施設改修等基金繰入金では415万円、これは、耐震診断とせせらぎ鼓の安全柵設置に充当するものでございます。</p> <p>18款1項5目商工債、これは、先ほど申しましたプレミアム付地域商品券事業に280万円充当するものでございます。</p> <p>46ページをお願いいたします。</p> <p>46ページの歳出です。</p> <p>2款1項5目財産管理費、委託料といたしまして、庁舎耐震診断業務350万円を計上しております。</p> <p>15節工事請負費では、せせらぎ鼓の安全柵65万円を計上しております。</p> <p>14目の電算事務費では、委託料として96万7,000円を計上しております。</p> <p>これは、重度障害者医療支給制度の改正に伴う電算システムの改修に35万1,000円、国民健康保険法等の改正に伴い、国保システムの改修に61万6,000円、その理由により増額するものでございます。</p>
--	--

	<p>25目の東峰村安全・安心センター建設事業費、これは、委託料の中で設計監理委託料として65万円。当初予算には設計のみしか計上しておりませんでした。</p> <p>それから、土地を購入する予定でございますので、測量登記委託料として20万円、合わせて85万円増額するものです。</p> <p>15節の工事請負費3,000万円、これは、安全・安心センター、それから小石原駐在所、住居部分も含むもので、面積150㎡程度を現在設計しております。</p> <p>17節の公有財産購入費では用地を購入するものでございます。小石原庁舎の駐車場の横の隣接する水田と雑種地2筆でございます。その部分合わせて578㎡を購入するものでございます。</p> <p>2款4項6目参議院議員通常選挙費では5万4,000円、投票所用備品購入費として計上しております。これは、この選挙にかかる費用として、県のほうから内示がっておりますので、その額に合わせるものでございます。以上です。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課のほうで所管するところは、46ページ、2款1項30目まち・ひと・しごと創生事業費でございます。補正額54万、委託料に54万でございます。</p> <p>この委託料につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するために、必要な調査とか資料作成、計画作成に係る費用を充てておりまして、不足が生じておりますので、補正をお願いするものでございます。</p> <p>それから、47ページ、7款2項6目美しい村づくり事業費、15万6,000円の補正をお願いしたいと思っております。</p> <p>内容につきましては需用費でございますけれども、これにつきましては、4月14日、16日に発生いたしました熊本地震で被害を受けた南小国町に対して行った支援物資に係る費用でございます。ペットボトルの水を支援物資として持って行ったものでございます。</p> <p>南小国町につきましてはですね、日本で最も美しい村連合のメンバーでございまして、連合事務局からの支援の要請がございましたので、それに応じて支援を行った分に係る費用の補正の計上でございます。以上です。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>46ページ、2款2項1目の税務総務費でございます。</p> <p>13委託料の86万4千円、課税資料更新委託料でございます。</p> <p>字図のデータにつきましては、電子化データとしてシステム化されているもので、法務局にですね、分筆登記をされたものを法務局から登記済証として通知をし、異動物件について字図に反映するところでございますが、現在、今、地図システムにしないので、この地図システムに反映するため、約250筆の分筆、合筆をするものでございます。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>46ページの一番下になります。</p> <p>6款2項5目林道施設費、こちらは林道栗林線の測量設計及び用地測量の委託費でございます。</p> <p>この路線は、林道城が迫線と村道栗林線を結ぶ林道でございます。</p> <p>計画延長としましては350m、幅員が4mの林道を計画しております。以上です。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>47ページ、7款1項1目商工振興費、補正額379万円、特定財源280万円、一般財源99万円、節区分といたしまして、負担金補助及び交付金379万円。</p> <p>プレミアム商品券に係る商工会補助金といたしまして344万円、うちプレミアムに係る分が280万円。それから、事務費に対するものが63万6,000円となり</p>

	<p>ます。</p> <p>それから、陶器組合イベント開催に係る補助金、これは、夏休みから秋の民陶むらまつりにかけてのイベントといたしまして、35万円のイベント経費として計上させていただきます。以上です。</p>
日程第13	
議長	<p>次に、日程第13 報告第1号「平成27年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>報告第1号「平成27年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」</p> <p>地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度東峰村繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。</p> <p>平成28年6月14日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>この計算書につきましては、3月補正予算で設定した額と同額を繰り越したものでございます。</p> <p>まず、2款1項では、財政管理一般事業1,745万3,000円を繰り越しております。この事業は、公会計整備委託、公共施設等総合管理計画作成委託に充当するものでございます。</p> <p>それから、電算事務事業としては3,071万6,000円、これは、システム改修でセキュリティ強化対策を実施するものでございます。</p> <p>それから、まち・ひと・しごと創生事業、これにつきましては、3月23日の臨時議会に提案したものでございます。2,250万円繰り越しております。</p> <p>2款3項住基ネットワークシステム事業では6万円、これは、個人番号に係るものでございます。</p> <p>3款1項臨時給付金給付事業1,607万9,000円、これは、臨時給付金給付事業そのものでございます。</p> <p>2項の児童福祉費一般経費では70万2,000円、これは、子育てシステムに係るものでございます。</p> <p>6款1項農村活性化事業費、ライスセンターの作成に係る工事費でございます。320万円です。</p> <p>8款1項水源地域整備事業一般経費として1,235万円、塔の瀬集会施設に係る費用でございます。</p> <p>総額1億306万円を繰り越しております。</p> <p>財源内訳は、右側の欄のとおりでございます。以上です。</p>
議長	以上で、補足説明を終了いたします。
休憩	
議長	<p>10時50分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時41分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時50分)</p>
日程第5	
議長	<p>次に日程第5、一般質問を行います。</p> <p>一般質問は、8名の議員より提出されています。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は、質問、答弁者の時間を含め、持ち時間は60分以内となっています。通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p>

	<p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。 それでは、質問に入ります。 5番 高橋弘展議員の質問を許可します。 5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>質問に入ります前に、資料がございますので、配布の許可をお願いします。</p>
議長	<p>事前に確認していますので、これを許可します。 (資料配布)</p>
5番	<p>ただ今配りました資料については、質問に関する内容になっております。質問の際にですね、また読んでいただくことになるかと思えます。 それでは、質問を始めさせていただきたいと思えます。 先ほども村長の所信のほうで申されましたけれども、4月の熊本地震から今日で2カ月となりました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、村民の皆様のご家族、ご親族もですね、被災されたと聞いております。被災された皆様におきましてお見舞い申し上げたいと思えます。 さて、この熊本地震を受けまして、今後の防災対策及び災害時の対応について、質問してまいりたいと思えます。 1つ目は、自主避難のあり方と、そして災害時の情報提供について、お尋ねしていきたいと思えます。 熊本地震においては東峰村でも最大震度4の揺れが起き、夜2回目に至っては深夜に起こったということもあり、多くの方が不安や恐怖を覚えたかと思えます。 そこで、今回の地震においても自主避難所が開設されたかと思えます。自主避難のための避難所ですね、この開設する際の基準、豪雨災害、地震災害いろいろ災害がございますけれども、こういった場合に開設されるのか、その基準をですね、お伺いしたいと思えます。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>先般の防災対策協議会の中でもご説明を申し上げましたが、大雨や暴風などの場合には警報が発令された場合、それから、地震につきましては震度4を観測した場合にということが基準となっております。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>この自主避難というのがですね、本当に速やかに危険を察知してですね、していただくということは本当に、災害が大きくなる前に避難することはいいことだと思います。 2回目の地震についてはですね、深夜ということもあり、早めに避難すべきかどうなのか迷われた方も多かったと聞いております。明け方まで1階の居間で家族が集まって夜を明かしたという方も、聞いた話ではありました。 自主避難所をいち早く開設していただけることはすごいありがたいことだと思います。そして避難を判断すること、または不安や恐怖を和らげるために必要なこと、ずっと夜明けまでですね、待機というか起きていらっしゃった方もいたということで、不安を和らげるためにはいち早い情報提供、村が今どのような状態にあるか、住民に情報提供をすることがまず大事なことはないかなということで、次の質問をしていきたいと思えます。 そこでいくつか質問したいのですが、まず、これからの時期暴雨災害、予測がされるかと思えます。4年前の九州北部豪雨災害のように局所的な豪雨が近年増えてきております。 宝珠山のほうではだいたい土砂災害等被害もありましたが、雨が多かった地域、少なかった地域、その地域の中でも局所的に被害があった部分多くありました。</p>

	これは、去年の防災対策協議会の中でも出ていた意見ではあるんですけども、庁舎や各浄水場に設置されている雨量計のデータ、雨量計以外にもいろいろ気象データございますけれども、そういったデータを一般住民向けに公開というのはできないのでしょうか。
議長	村長
村長	この水道監視システムを活用してですね、ホームページ上で雨量データ等の公開することは、技術的には可能かと思えます。 しかし、ネットワークシステムのセキュリティの面や費用面など、いくつかの課題があります。公開の必要性も含めて、今後検討をしていきたいと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
高橋議員	確か去年の防災対策会議でも同じご回答だったと思います。検討いたしますと。 検討されて、また今のご回答だったら、何を検討されてるのかなと思わざるはおれないのですが。やはりどういうふうな村が状況なのかというのをいち早く知るのが必要なかなと思います。 そこで、やはり豪雨災害に至っては、雨が自分の地域でどれくらい降っているのか。幸いにも新しい水量のシステム導入して、一元的にその時間雨量であったり、そういったものを知れる情報があるのにもかかわらず、それが活かさないというのは、すごくもったいないなという思いを感じます。 その検討をしていただきたいのですが、そういった情報をですね、東峰テレビやホームページ、そういったところで掲載できないのでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	ただ今の質問に対してですね、去年の防災対策協議会でも確かにこの話は出ておったと思っております。 それで、役場に今現在、総務課の横にですね、雨量計があるわけですけど、災害時と申しますか、豪雨時には雨量をある程度注視しながら対策本部等を設置しているわけでございますが、現実的にですね、それが150ミリ、200ミリという数字をですね、雨量計で見たことによって村の中に避難勧告とか、そういったふうに行ったケースは今までのところ、防災対策協議会でも言いましたが、村独自の判断をやった経過はございません。 それで、あくまでも気象庁の情報により、避難勧告等を行っているわけですが、確かにそれぞれの住民の皆さんがですね、インターネットなりスマートフォン等でですね、雨量のデータを確認することができれば、1つの参考となるのは確かに思うところでございます。 それで、それについて検討を実際、村のほうで行っていないのが現状でございますので、他市町村でですね、他市町でまたこういった事例を確かにやっている実例があるものかどうか、そういった部分を含めてですね、もう一度検討する機会を与えていただければと思います。以上です。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	村のほうもですね、いち早く住民の方に、避難できる場合は避難をお願いしたいという、そういう体制でもあるかと思えます。やはりそういった場合で、情報提供というのは大事だと思いますので、その辺はよく検討していただきたいと思えます。 次に、そういったその災害時の情報提供であります。災害時情報収集や情報の発信ですね、村民の方に発信される管理者や体制というのはどうなっているのか、お尋ねします。
議長	村長
村長	気象情報等についてはですね、主に福岡県の防災行政情報通信ネットワークや気象

	<p>庁が運用する防災情報システム、こういったものをもとに福岡管区気象台が発表する情報となっておりますので、それによって情報等は行っております。</p> <p>情報発信の管理者なんですけれども、災害警戒本部または災害対策本部の長である、当然村長が管理者ということになります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>この後の質問は、当初予定はしてなかったんですけども、先週の防災対策会議の折に、ある区長さんから、1回目の熊本地震の際に、村長から各区長に直接どうだという情報収集の電話、どういう状況かという電話がかかってきたということのお話がありました。</p> <p>それにおいて、今の情報提供並びにそういった体制を聞くと、管理者が村長ということですね。その管理者の方が直接電話をかけられるというのは、どういったことかなと思ひまして。</p> <p>まずお聞きしたいのが、その熊本地震の1回目の折にですね、村長が各区長さん宛に、そういう状況の把握の電話をされたのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	全区長さんにですね、電話をかけさせていただきました。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	その電話はなぜかけられたのでしょうか。
議長	村長
村長	当然各区長さん、地域における災害等、そういったものがなかったかどうか、そういったものも含めて、状況等の把握のため電話をかけさせていただきました。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	その電話をかけられた当時、災害対策本部というのは立ち上がっていたのでしょうか。
議長	村長
村長	災害対策本部までは、震度3でしたので立ち上がってはいませんでした。ただし職員等は出ておりまして、当然私も庁舎内に詰めていたということです。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>その区長さんも問題提起という意味で、話を対策協議会に投げかけられたかと思ひます。</p> <p>対策本部長である、その当時は立ち上がってはいませんが、村長が自らそういう状況把握の電話をかけられるということは、やはり今後どういう災害が起きるか分からないという状況で、トップが動くということは少し疑義をはさまざるを得ないのかなと思ひます。</p> <p>そういったときに、村長以外連絡体制を取れる職員がいないのか。逆にその区長さんは不安がっておられたかと思ひます。</p> <p>そういった情報収集及び情報の提供のやはり体制というのをしっかりしていただかなければというか、この東峰村地域防災計画の中にもそういう体制、書かれているかと思ひます。そういった部分をぜひ履行していただきたいのですが。村長、どういふお考えでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>前回の防災会議で区長さんは、村長がそういったことをやったのが悪いと言ってたんじゃないかと思ひしております。</p> <p>当然村長は、先ほども言いましたように、この災害に対しての長であります。そういった人が情報収集をするということは、長であるからやれないというような判断ではないと思ひますので、その件はちょっと意見の相違があるかと思ひます。</p>

議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、連絡体制等は整えていただきたいと思います。</p> <p>引き続きまして、質問を続けていきたいのですが、現在、避難準備情報等を防災無線で行っているかと思います。先ほどの雨量等様々な避難や防災に関わる情報があるかと思います。</p> <p>そこです、情報発信の媒体として東峰テレビ、ホームページ、あるいは今、観光の発信も行っている Facebook 等で災害情報の発信というのは行う予定はないのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほどから議員おっしゃるように、その災害の情報等はですね、やっぱり村民の方には早く伝えるということは当然のことですので、できるだけ早く正確にですね、情報等は伝えていきたいと思っております。</p> <p>そういった中でホームページもリニューアルを行いまして、トップページに分かりやすい緊急時の情報のページも設けております。</p> <p>それから、東峰テレビにつきましては、現在でもですね、情報等は流させていただいておりますし、あと、何よりも防災無線等を有効に活用していきたいと思っております。</p> <p>また、Facebook 等についてはですね、これについては現在のところ利用する考えは持っておりません。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、この東峰村にはやはり優れた媒体というかですね、メディアがありますので活用していただきたいなと思うところでは、東峰テレビもですね、やはり停電しない限りにはすごく有用なメディアになってくるかと思えます。</p> <p>なぜこういった質問をさせていただいたかと言いますと、やはり今回の地震においても、防災無線で避難所開設等の放送はありましたが、その放送があったぎり、その後のどうなっているのかという間隔がですね、やはり長くなってしまおうと、村民の方も長くなれば長くなるほど、今、村がこういった状況にあるのかという部分は、不安に思われるのかなと思います。</p> <p>そういった中で、例えば東峰テレビにおいては、避難の心得等を事前に準備するとかで、そういった情報を災害時、災害対策本部が立ち上がった際には流し続ける等、いろんな工夫はできるかと思えます。</p> <p>東峰テレビ自体が緊急の情報提供という部分で使えるかどうかはですね、いろいろ検討しなければならない部分が多いかと思えますが、やはり住民の不安を少なくするには東峰テレビはすごく活用できるかと思えます。</p> <p>そういったテレビの使い方という部分をですね、ぜひ工夫していただきたいのですが、今のところ何かテレビを使った情報提供、考えはございますでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>東峰テレビの活用はですね、確かに重要だと思っております。</p> <p>それから役場といたしまして、村といたしましては、やはり防災無線が主となります。ですから防災無線とですね、東峰テレビと組み合わせてですね、東峰テレビのほうで、今雨量のデータを流しておりますのでご覧くださいとか、そういったですね、合わせての活用とかも考えられますので、その辺りを検討していきたいと思えます。以上です。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、いろいろ活用していただきたいなと思います。</p> <p>1番は映像が使えるという点だと思います。</p>

	<p>例えば、道路においても、通行止めの箇所ができた際には、地図上でこの辺りという部分が正確に記せるかと思います。</p> <p>そしてホームページ、Facebook については、今行わないという、予定はないということでした。</p> <p>ちょっと質問が前後するんですけども、この帰宅困難者について、先に行かせていただきたいのですが。</p> <p>村内には多くの村外への通勤されている方、及び通学されている方がいらっしゃるかと思います。</p> <p>一番気にするところはですね、やはり日中村外に通勤、通学で行かれている際に何か災害が起きてしまったという場合において、一番は村に帰ることができるのかどうか、交通手段であったり今の状況ですね、という部分が一番大事なのかなと思います。</p> <p>4年前の災害の際にもですね、塔の元付近であったり、松末付近、夜明付近が通行止めにあって、帰るときどうやって帰るんだという話もよく聞いたところではありました。</p> <p>そこで、災害が起きたときにそういった村民の方、村外に出られている、通勤や通学で行かれている方への情報の提供のあり方は、考えはありますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>2つあるかと思うんですけども、村外に出ておられる方はですね、やっぱりこれはもう普通のNHKとかそういったところではないと、いちいち電話を村がするのかということがありますよね。</p> <p>あと村内については、当然今言われますように、防災無線それから東峰テレビ等を使ってですね、それはお知らせすることができますし、もう1つは、東峰学園については、一斉メールみたいな形でもやられているということですので、そういったところについては、対応ができていないかと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>おそらく村内については、今、村長がおっしゃられたように、情報提供ということでですね、防災無線等きめ細やかに計画され行われていると思うんですけども、やはり村外に通勤されている方も、やはり村民の1人だと思います。</p> <p>村内に流されている情報というのは、おそらく村内のことがほとんどで、村外との繋がりという部分はなかなか放送されてないかと思います。</p> <p>おそらく村外に通勤、通学されている方がどういうふうに村に帰って来るのか、お家に帰って来るのかという情報を得るのは、家族にしか大体聞けないのかなと思うんですが。そのご家族がなかなか、村はこんな状況だけでも、その村に帰って来るまでの道がどうなっているのか、というまでは分からないですよ。</p> <p>なので、そういった情報をですね、近隣の市町村と連携してですね、ぜひ、今回ホームページというのも活用されているという話がありました。そういう帰宅情報というのも流すべきではないのかなと思います。</p> <p>やはり村外へ通勤、通学されている方というのは多数おられると思いますので、そういった部分もやはり村としての、最低限の情報提供ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>その件については、ホームページで流すということを言っておりますので、ホームページについては、それで分かるかと思います。</p> <p>それから、どうしても家族の方の、やっぱり連絡というのが主になってくるのかと思いますけれども、役場等に情報が入っている段階ではですね、そういったものも、そういった緊急放送あたりのところでもやりたいと思います。以上です。</p>

議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	一応、ちょっと確認をさせていただきます。 今、村長は、その情報はホームページに掲載させてもらっているという、その情報の意味は、今自分が説明というか、質問いたしました帰宅者への帰宅情報ということでしょうか。
議 長	村長
村 長	緊急時の情報ページを設けておりますので、その中で処理ができるかと思っております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	何回もこの質問はしたくないんですが、その緊急ページは十分把握しております。その緊急ページに何を掲載するのかという部分で、村外から帰宅される方向への、そういった情報もそのコーナーで紹介されるのでしょうか。
議 長	村長
村 長	当然そういった、例えば道路情報と言いますか、そういったものも記載をしていくような形にはなるかと思えます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	ぜひ、そういった情報提供ですね、していただきたいなと思います。 やはり村内で働かれている方もわかりですが、村外で働かれている方という部分にもやはりスポットを当てていかないといけないのかなと思うところがございます。 質問を1つ戻りまして、IoT技術を活用したという部分に入らせていただきたいなと思います。 先ほど配りました資料、1枚目、表面、裏面の部分が、ちょっと補足するような資料ではあるんですけども、質問を読み上げますと、IoT技術を活用した斜面崩壊等の危険度を把握するシステムを導入して、早期に的確に住民の避難を支援することができないかというところです。 なぜこういう質問をするかと言いますと、現在村にはいわゆるイエローゾーン、レッドゾーンと言われる土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が設定されているかと思えます。その中に民家がある場合、あるいは指定避難所がある場合がございます。 あと黒川議員の一般質問でもこういった部分ふれられるかと思えますが、私の質問ではですね、そういった部分にお住いの方、あるいは避難されている方にいち早く土砂災害等の危険度を知らせることができないのかなということで、質問させていただいております。 議運の際にもですね、カタカナや英語を使うとよく分からないというご指摘を受けておりますので、IoTというのを説明させていただきますと、インターネット シングスと言いまして、その頭文字をとってIoTと言いますが、最近は家電、冷蔵庫や洗濯機、電子レンジ等にもインターネットが繋がるようになってきております。 そういったものにインターネットを繋げて情報提供、情報交流ということを行うことを指しているんですが、こういった部分が土砂災害等の警戒に活用できるのではということで、今、メーカーやそういう研究機関等でも研究が進められているようです。その資料が、1枚目の資料になるんですけども。 そこで、そういった、現在安価になってきていると聞いておりますが、こういうIoTを活用した斜面崩壊等のですね、危険を調べるそういうシステムをですね、村でも導入できないのか、ご質問をします。
議 長	村長
村 長	たいへんいいご提案だと思っております。 しかしながら、まだまだちょっと時期尚早かなと思うところと、それから安価にな

	<p>ってきておると今言われましたけれども、まだネット上あたりではですね、1,000万というような値段になっております。</p> <p>そうしますと、東峰村の場合ですね、土砂災害が警戒区域だけでも327カ所、それから特別警戒区域が311カ所あります。そういった中で、今、この資料を見ても、1,000万かかればですよ、これはどれだけになるか分かりませんが、10億ぐらいなるんじゃないですかね。</p> <p>そういった形でありますので、ご提案としては非常にいいご提案だと思っております。しかしながら、まだそれに行く前にですね、もう少し精度を上げていただくとか、それから、事前のやっぱり予想等をさせていただいて、対応を現時点ではしていかざるを得ないのかなと思っております。</p> <p>ただし、地震につきましては、なかなかこれは予測ができませんので、この件については、事後と言いますかね、起きた後の対応になるかと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>まさに今、村長がおっしゃられたように、東峰村の全域にこれを設置すれば膨大な設置費用がかかるというのは想像がつくところでございます。</p> <p>ですので、特別警戒区域であったり、本当に危険と隣り合わせの住宅であったり、民家という部分、あるいは指定避難所というか、非常に危険が迫っている、あるいは公的な部分というのに対する危険察知、そういった部分がすごく迫られているのかなという部分で出させていただきました。</p> <p>ぜひ、すぐに検討というのは難しいかもしれませんが、地方創生の総合戦略にも産・官・学の連携という部分も目標に上がっているかと思えます。そういった部分でもうまく活用してですね、ぜひ、東峰村が災害にも強いと、これを設置してと言えるか分かりませんが、そういう対策をしているという部分も、やはり村のPRとしてあるかと思えますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。</p> <p>続きまして2番目の、避難が長期化する場合の対応について、質問に移ってまいりたいと思えます。</p> <p>現在区長さんを中心に、各地区の避難の際に支援が必要な要援護者の把握と支援する体制というのがですね、村長も先ほどおっしゃられたように、体制が整いつつあります。これは、区長さんのご尽力の賜物だと思っております。</p> <p>そこでお聞きするのは、要援護者の方々が避難する場所、そういった要援護者の方はどこに避難をしていくのか、少しお聞きしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>災害時支援者、要援護者の避難先につきましては、地区で対応していただきたいと思います、区長さんのほうにはお願いをしております。</p> <p>そういった中で、福祉的な避難ですね、これにつきましては、特別養護老人ホームの宝珠の郷、それから清和園の2カ所と協定を結んでおりますので、そちらについては特別養護老人ホームでの対応が可能だと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>その要援護者の方がですね、速やかに避難できる体制というのは一番大事だと思います。</p> <p>そして、その要援護者の方が避難された後も、しっかりケアをできる体制づくりというのも、やはりあってこそその要援護者が避難される体制かなと思うところですが。</p> <p>この、今、村長が言われました福祉避難所に関して、協定を結ばれているということなんですけれども、この福祉避難所について住民に周知されていますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	区長会のほうでは紹介をしておりますので、その後区長さん等の周知があればです

	ね、地域の方への周知があれば、とれているという判断をしております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>この福祉避難所というのはですね、今回の熊本地震の際には大きくクローズアップされているかと思います。これは東日本大震災のときからも重要視されている部分ではあるんですけども。</p> <p>やはり普通の一般の避難所であれば一般の方も避難されていて、そして介護、ケアが必要な方も同じ避難所にいるということは、すごく体制的にケアしにくい体制とも言われております。</p> <p>5月27日のこの西日本新聞の記事の中では、24市町村が「地域の安全について周知せず」ということで記事も出ております。</p> <p>おそらくこの24市町村の中に東峰村も入っているかと思うんですけども、区長さんに指示されたというか、伝えたというだけでは、それは周知したとは、私は思いません。やはり防災マップも配られている中で、そういった部分にやはり福祉避難所というものが載ってこない、住民の方もなかなか、いざというときにどうすればいいという部分できないかと思いますが、もう1度お尋ねしたいんですけど、福祉避難所、もう少し住民の方に周知徹底という部分して、やはりここに来れば福祉が整った避難ができるということを周知するべきではないでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>福祉避難所の件についてはですね、先ほども言いましたように、要援護者は区長さんがご尽力いただいて避難所に連れて行ったりとか、福祉避難所に連れていくということになりますので、そういった点から考えますと、当然役場からのですね、情報提供というのは当然でありますけれども、まずは災害時に誰が支援をしていくのか、それはやはり各地区の区長でありますので、区長のほうにはそういう具合には、区長会のほうで申しておるということであります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>福祉避難所に避難すべき方というか、されたほうがいいのかというのは、要援護者だけではないと思うんです。要配慮者、いわゆる介護を必要とする方、それは家族と同居されていたら要援護者のリストに入ってこない方もいらっしゃるかと思います。</p> <p>あるいは障害を抱えられている方、あるいは乳幼児をお持ちのご家族、母子、そういった方々が対象になってくると思います。</p> <p>その部分を踏まえて、福祉避難所というものを明確に住民に知らせるべきではないかという部分を言いたいですが、そういった方々にも福祉避難所というのを周知するべきではないでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>福祉避難所の件につきましては、前回の防災対策会議、この中でも少しふれたかと思っております。</p> <p>そのとき主任のほうの説明で、収容人数については、宝珠の郷が約10名、清和園についても10名、それぐらいが収容できる人数、無理すれば15名ぐらいは可能かと、そういう説明はしていたと思っております。</p> <p>そういった要援護者、要配慮者、そういった障がい者の方も含めてですね、先ほどから村長が言っておりますように、区長のほうでそういった方を把握していただいて、避難ができるようにということをお願いしております。</p> <p>昨年度から実施しております防災訓練の中でもですね、そういった部分を重点的に地区では気をつけてくださいとお願いをしております。</p> <p>今回の区長会でもですね、そういったところはお願いをしております。</p> <p>その中でですね、どうしてもこの福祉避難所でも受け入れられない重症者の方は、</p>

	<p>どうしたらいいかという相談が1件ございました。</p> <p>そういった方についてはですね、村としてはもう対応にも限界がございます。簡単な答えで申し訳なかったと思っておりますが、そういった方がもしいらっしゃったら、実際にそういう面に遭遇した際には救急車を呼んで下さいと、そういった回答もしております。</p> <p>そういったことで、地域の方に少しでもそういった意識を持ってもらうように、区長会の中で話を進めているところでございます。以上です。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>やはり避難所の体制づくりというのは、今、避難体制の作り方というので、早期の避難を呼びかける体制に、今注力されていますけれども、それとセットで、やはり避難所にはこういった機能があります。こういったことのサポートを受けれますというのがセットになって、早期の避難というのが進んでいくものだと思います。特に自主避難においてはですね。</p> <p>そういった部分でおきますと、やはり東峰村にはこういう避難所があるという部分を、やはり明確に提示しておかないといけないのかな。</p> <p>1つはですね、今、村長、観光立村を掲げられているかと思えます。外部の人にも通じる部分だと思います。区長が把握する以前にですね、たくさんの、もし観光、土日、日中に災害が起きたといった部分での情報提供でも、やはり村として、していかないといけない部分で、やはり福祉避難所を明確に掲示しておくことというのは、重要なことかと思えます。</p> <p>もちろん区長会において話が進んでいるということであれば、区長さんが言っていただけのものとも思われますが、やはり村としても全住民に周知することはやっていただきたいなと思えます。</p> <p>ちょっと質問を変えさせていただきます。</p> <p>避難が長期化するにあたって、という部分に関連するんですが、熊本地震においては車中泊が多く見られました。これは、九州のほうで特異的な特徴なのかなと言われているんですけども。</p> <p>東峰村においても指定避難所に入りきらないというケースもおそらく出てくるのかなという部分で、大体の家庭には自家用車もございますので、そういった部分で避難される方も多くなるのが予想もされるんですが、そういった部分への対応、1つは地域防災計画の中には、車中泊というのは書かれていないかと思えますが、そういった部分の対応は、今、どう考えられておりますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今、議員言われましたように、国の基本計画や県の防災計画にもですね、車中泊についての記載は、今のところありません。</p> <p>そういった中で、原則的にはですね、やはり車中泊じゃなくて避難所にちゃんと避難していただくというのが本当のことだと思っております。</p> <p>ただし今回の熊本地震の場合においてはですね、やはり地震ですから、建物の中よりも車のほうが安心だというような考え方も、当然あったことだろうと思っております。</p> <p>そうは言ってもですね、やはり避難所ではプライバシーの問題とか子育ての関係とか、いろんなところもあるかと思えます。そういったことも考えて、今後は避難場所等についてもですね、どうするのかというのは検討していかなければならないと思っておりますし、また、例えばいずみ館、それから小石原の公民館、そういったところに避難をできないような方が、満杯になればですね、当然また、それは別の校舎であるとか、そういったところになるのではないかと思っております。</p>

議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	この車中泊というのはある程度認めていくと、今、避難訓練等行われていることとはまた逆走していくのかなという部分も出てきます。 あくまでも村の体制としてお聞きしたいのが、車中泊というよりもまず避難ということで、指定避難所若しくは緊急避難所への避難ということを求めていくということでしょうか。
議 長	村長
村 長	そのとおりです。 まずは避難所に避難をしていただくということです。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	とは言うものの、災害が起こってみると、やはり車中泊も多くなってくる部分も予測されるので、ぜひ、そういった部分の計画も併せて検討していただきたいなと思うところです。 最後の質問、この防災関係の質問ですが、そういった部分で、避難した際の避難所の運営という部分ですね、避難した際どうなっていくのかなという部分、皆さん今後避難訓練が高まるにつれて思ってくるのかなと思います。 そういった避難所の運営、例えば炊き出しであったり、例えば毛布であったり、どういうふう避難所生活を送るのかという部分の運営に関して、そういった訓練であり、こういうふうに行っていくべきではという、そういった指針というのはありますでしょうか。
議 長	村長
村 長	先ほども車中泊についてですね、検討していただきたいということなんですけれども、ぜひ、また議員のほうからですね、ご教授をお願いをしたいと思います。そういったところですね。 それから、先ほどの質問でございますけれども、防災訓練を昨年からは始めまして、いろんな改良点というか案件が出てきております。 そういった中で、急がなければいけないところは、当然急いでいきたいと思っておりますが、その訓練の中にですね、そういったところまで入れていくのかということについては、またちょっと区長会の中でも意見はまとまっておりませんので、今後の課題になるかと思っております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	その部分で、現在、村づくり人づくり講演会、一昨年ですかね、から始められて、そういう人材育成であったり、知見を広める場という部分で勉強する場はできているかと思えます。 そういった部分ですね、避難する際であったり、実際の災害が起きたときどういうふうに対処していくのか、いろいろ学ぶ機会、全国的に増えているかと思えますが、そういった場を活用してですね、防災等を勉強する場を設置できないものかと思うんですけれども、いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	いいご提案だと思っております。 また、この件についても検討をさせていただきたいと思えます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	これ最後の質問、防災でさせていただきたいんですが。 1つ、先ほどの資料の中に防災士についての資料を挟んでおります。1枚のA4の紙になっております。 これ阪神大震災を経緯に防災士という、民間の資格ではございますができておりま

	<p>す。</p> <p>どういったものかと言いますと、自助、共助行動というのをですね、深めるためにこの資格ができております。2日間の講習に行つて、試験を受けるという、そこまで難しいものではないんですが。</p> <p>例えば先ほど言った、避難所の体制づくりであつたり、考え方の知見を深める、そういった地域の防災リーダーを育成するためにできている資格でございます。</p> <p>現在、全国でも10万人を超える資格者が増えてきており、東峰村でもですね、こういった防災士を要請していく防災リーダーですね、という取り組みも検討していくべきかなと思います。</p> <p>通告書には書いてなかったのですが、すぐのご回答はできないかもしれませんが、こういった部分も検討いただけますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>いいご提案をありがとうございます。</p> <p>これにつきましても、ここに書いてありますように、やはり手一杯というところが多くなっていくと思います。そういった中で防災士あたりはですね、有効になるかと思しますので、この件についても検討させていただきたいと思つています。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>次の大きな質問に入らせていただきます。</p> <p>多面的機能支払交付金の効果的な活用方法について、お伺いしていきます。</p> <p>以前は農地・水保全管理支払交付金という名称だったかと思つています。2年前に名称が多面的機能支払交付金に変更になっているかと思つています。</p> <p>そこで、この交付金について、現在の活用団体とどういうふうな形でこの交付金、活用されているのか、お伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>この制度を活用されてるのはですね、小石原地区の小石原農地・水・環境保全会の1団体ということを知つております。</p> <p>どういう作業をやっているかと、事業をやっているかと言いますと、水路の清掃、それから素掘りの水路の整備や法面の草刈り、こういったものを行っているということを知つております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>先ほどお配りした資料の2枚目の両面をご覧いただきたいと思つています。</p> <p>こちらの記事なんですけれども、5月に出版されております現代農業の別冊の基幹地域という雑誌の中、本の中からの情報でございます。</p> <p>タイトルが中山間地域で多面的機能支払を使いこなすというタイトルになってしまつて、サブタイトルにも多面的は平場の交付金と思つている人も多いが、中山間地域でも使える。中山間直接支払と組み合わせる方法も多様にありそうだということで、自分もこの本を読んだときに、ああそうか、こういう使い方があるんだということを知つた部分ではあるんですが。</p> <p>この多面的機能支払交付金というのがですね、この中山間地域等直接支払制度と併用が可能かどうか、お伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払交付金を、どう1地区で取り組むことは、平成26年度より可能になっているということでもあります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>この制度を併用するというにあつて、どういう取り組みにおいて併用することができるのか。お尋ねします。</p>

議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>同一地区でもですね、ご発言のとおり、中山間地域と多面的機能支払交付金を併用して取り組むことが可能で、直接支払の協定とは別に、多面的機能の活動の組織を設立する必要があります。</p> <p>それから、活動する組織が別になりますので、同じ地域であっても会計は別にするということあたりの留意点があります。</p> <p>併用することに関しましては、農地の草刈り、水路の泥上げですね、それから農道、水利等の補修等ですね、それからあと農村文化の伝承、それからコミュニティ活動にも幅広くですね、対応できるということで、一層中山間地域への活動の支援ができるというふうにされております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>今、課長のご答弁あったように、併用する場合には、新たに多面的機能にあたる部分の団体設立という部分が1つハードルになってくるのかなと思うところです。</p> <p>ぜひ、中山間地域の活性化にあたっては、併用という部分もすごく魅力的な部分にも写る部分ではあります。</p> <p>この資料をもとに説明させていただきますと、先ほど課長も説明あった草刈りの部分であったり、溝上げとか水路の掃除等をですね、多面的機能で使った部分に関しては、逆に中山間地域の直接支払の分は減額するのではなく、その部分また別のことに活用できるということでもあるかと思えます。</p> <p>そこで、併用する際には事務作業がおそらく煩雑にもなってくるのかと思えますが、そういった部分の役場のフォロー体制、そういった部分もできるのでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>やはり今現在、そうした体制と言いますか、具体的ではございませんが、そして多面的機能と中山間を併用している地域も、今、村には現在ないわけでございます。</p> <p>ただご指摘のように、事務的作業が非常に煩雑だというのは、いろんなガイドブックと言いますか、資料を読みますと、そうした作業が出てくるかと思われまます。</p> <p>農林観光課といたしましてもですね、職員が補助的な事務というような形で、支援は行うことは可能だと思います。実務自体はですね、やはり地域で対応をお願いしたいというところでございますが、そうした補助的な部分に関してはですね、支援をしていきたいというふうに思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ぜひ、役場のフォローをですね、担当課のフォローをしていただければ、また、これから担い手がどんどん不足していく中での中山間地域の農業を、やはり活かしていける1つの手にもなるのかなと思いますので、ぜひサポートしていただきたいなと思います。</p> <p>そこで、この交付金に関して、私も全然知らなかった部分、この本を見て初めて知った部分もあるんですが、こういった多面的機能の交付金をですね、使えるということの周知、こういった方向で周知されたりしますでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>冒頭ございましたように、中山間直接支払協定の第4期対策が27年度より始まりまして、このとき代表者の説明会、昨年9月に開催したときに、パンフレットを配布してですね、周知と言いますか、紹介程度であったかと思えますが、やはり十分な広報活動は行われてはおりませんでした。</p> <p>今回ですね、中山間協定の意思確認を行い、新規で多面的な部分のですね、説明会を近いうちに開催して、その中山間と多面的機能のですね、そうした活動に対する内容、それから、これを取り組んだ場合のメリットとか、いろんな活性化だとか、</p>

	活動の幅が広がる、事務的な部分はこうなりますよというようなですね、説明会を開かせていただきたいと思います。
議長 5番	5番 高橋弘展議員 ぜひ、団地の代表の方にも分かりやすい説明をお願いしたいと思います。 最後の質問になっていきますが、この交付金制度、先ほど課長からも、いろんな用途についてご説明がありました。おそらく先進地もいろいろございますでしょうが、東峰村で今後活用できそうな他の優良事例というのは、何かございますでしょうか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	ちょっと若干遠方と近場というかですね、2つご紹介させていただきたいと思います。 1カ所、鹿児島の日置市のほうでは、取り組み面積が29haで、非農家を含む団体ですね、年間300万を受け取って、花壇づくり、共同活動に参加した方へ地域商品券、1時間当たり250円を発行し、地域の活性化、これが農業、非農家、それから商工に、みんなで楽しみながら環境づくり、地域づくりを行っている事例があるそうでございます。 それから、朝倉市、うきは市でも既に取り組んでおられまして、朝倉市におきましては69のですね、多面的支援交付金受給団体のうち併用している組織は16団体と。それから、うきは市におきましては、41組織のうち10組織がですね、併用されておるというようなことで、こちら併用する組織が増えつつあるということで、中身の具体的な取り組みまではちょっと調べきれれておりませんが、そうした近隣でも取り組みが広がっているという状況であるようです。
議長 5番	5番 高橋弘展議員 ぜひ、様々な取り組みのやり方というのは、この交付金を煮詰めれば煮詰めるほど出てくるのかなと。東峰村の今後に活かしていける部分も、おそらく出てくるかと思えます。 今、村長を筆頭に、観光について、深く取り組まれているかと思えます。そこでグリーンツーリズムという部分でもですね、この多面的の部分が多く活用できる部分も出てくるかと思えます。 ただ、机上で言うのは簡単なことで、この実行するのはもちろん大がかりで大変なことであると思えます。そういった部分で、やはりこういう使い方もできるという形をですね、どんどん広めていっていただきたいなと思うのが、先ほどの防災のことに繋がってくる部分ではあります。 やはり村民に周知されないと、新たな取り組みというのは広がっていかないと思えます。 そこで、もう1度村長に聞いて申し訳ないんですが、こういった、そういうグリーンツーリズムであったり多面的の使い方等もですね、やはり多くの住民に知っていただくということも大切だと思いますが、そういう村づくり人づくり講演会しかないのかという話にはなってしまうんですが、そういった部分でも活用できるのかなと思えますが、そういった住民に知ってもらう機会というのは作られませんか。
議長	村長
村長	今の質問の中で、グリーンツーリズムのですね、関係あたりが一番残っているんですが、これも非常にやっぱり難しくてですね、今、まさしく言われましたように、机上だけのことではなかなかいかないんですね。 当然朝倉市につきましても、グリーンツーリズムをやっておられますけれども、それは修学旅行生とかそういったところまでやってきておりますが、そういった受け入れ体制、これが非常にやっぱりなかなか難しいということですね。

	だからと言って、そのままいいのですかという話になってくるかと思えますけれども、やはりグリーンツーリズムにおきましても、正確に言えば旅館業法との関係もありますしですね、そういったところあたりも含めて、やはり今、議員おっしゃるように、広く村民に広めるような形と言いますかね、そういった形で今後取り組む体制を取らなければいけないのかなと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	時間もありますので、ぜひ、そういった部分で多くの方に情報提供するような場を設けていただきたいなと思います。 以上で、一般質問を終わります。
休憩	
議長	13時まで休憩します。 (11時51分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (13時00分)
議長	9番 長澤貞義議員の質問を許可します。 9番 長澤貞義議員
9番	私の一般質問は、3問出しております。 まず、在宅介護支援事業についてからお伺いしたいと思います。 この在宅支援事業で、オムツ等が支給されていると聞いています。この事業の内容について、要約説明をまずお願いします。
議長	村長
村長	在宅介護支援事業につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	東峰村の在宅介護支援事業については、オムツのみの支給でございます。 東峰村在宅介護支援事業実施要綱では、介護保険による要介護者または要支援者と認定された65歳以上の方、または65歳未満で初老期痴呆に該当する方で、オムツ等を必要とする方に対して、オムツの現物支給を行っているところであります。以上です。
議長	9番 長澤貞義議員
9番	このおむつ支給に関してですね、私の家でも父がオムツを今使用しております。支給は受けておりませんが、 村内の方からですね、これを受けている家族の方から、支給をしていただくのは本当にありがたいが、実情に合ったオムツを配布してもらえると、本当にもっと助かるんですがということなんです。 これはなぜかと言いますと、私のところでも昨年までは父が2回吸収ぐらいで済んでたんですが、もう今年の秋ぐらいから5回吸収のオムツじゃないと漏れるような形になりまして、5回吸収のオムツを今使用しております。 その方のところもやっぱり5回吸収じゃないと漏れるということを知りましたので、配布されていたものですね、2回吸収ぐらいのものしか貰えないということだったと聞いております。 そこのところの違いというか、支給されているものと現実に求められているものの相違ですね、これの説明をお願いします。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	今、オムツが5種類、尿取りパットのほうが5種類の中からですね、対象者及び家族の方に選定をいただいて給付をしております。

	また、要望があったものにつきましてはですね、業者と協議をしておりますが、特殊なものにつきましては、取り扱いができておりません。
議長	9番 長澤貞義議員
9番	ということは特殊、5回吸収というのは特殊な分類のほうに入るのでしょうか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	5回吸収というのはですね、あまりどこにも、多くの業者とかですね、店のほうが取り扱ってない種類みたいですので、うちの業者もですね、多く出る量ではありませんので、取り扱ってないということでした。以上です。
議長	9番 長澤貞義議員
9番	私のところはですね、薬局の大きな店に行って買って来てますけれど、その店舗に行けば5回吸収のやつもちゃんと売ってますので、それを買って使用しているわけですが、その違いですね、5回吸収できるパンツ式だと思うんですね、オムツがですね。 入院したとき、私のところの父も肺炎で入院を何回もしたんですが、入院したらオムツ式のやつは使えないんですね。すぐ取り外せるパット式ですか、それじゃないと病院内では使えないということで、すぐそれを買って持って行ったんですね。 家にいる場合は、ある程度立てる人だったらパンツ式が一番向いているんですね。本当に寝たきりの方だったら、それはもうパット式じゃないと使えないと思います。 その違いですね、私のところはパンツ式で5回吸収は、薬局の大きなところで買っていますけれど、その違いがあるのでしょうか。分かりましたら、お答えをお願いします。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	オムツとパットの違いになるのでしょうかね。 （「パンツ式とパットというんですかね、寝ててすぐ取り付けるやつですね。」の声あり） オムツ、パンツ式とかいろいろありますので、パンツ式も取り扱っております。 それに一緒にですね、パットをですね、吸収力を高めるためにですね、併用して使っていただくようには話をしております。以上です。
議長	9番 長澤貞義議員
9番	以前に保健福祉課長にちょっと聞いたと思いますが、その支給を受けている方は何人ぐらいおるのかということで、聞いたことがあるんですけど。10人か11人か、そこそこの話でございましたので、それぐらいの人数の方でありましたら、各個人の事情をですね、これをちゃんと把握をした対応をやってもらいたいなど。 そうしないと、実情に合っていないものを支給されても無駄になるんですよ、結局5回分吸収できないものであれば、やっぱり家族の方がしょっちゅう取り換えねばならないということになるもので、各家庭の事情を把握をしていただきたいと思いますが、その点はどうですか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	オムツの5種類と尿取りパットの5種類からですね、本人及び家族の方から選んでもらって給付をしておりますので。
議長	9番 長澤貞義議員
9番	ということは、村が用意しているものの中に、その方が必要とされているものがないということでしょうね。今現時点でですね。 そう言われてますので、5回吸収できるやつじゃないと漏れるからということで。 そこで、全額、これは毎月の支給になると思うので、全額は支給をしないということを知っていますので、その家族の方によれば、全部もらわなくても結構ですので、

	本当に合ったものを支給していただきたいという意見ですね。 これに本当に対応をしていただきたいんですが。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	今ですね、村と契約している業者では、給付券の対応はできないという回答ですね、現物と償還払いの選択ができるようにですね、検討したいと思っております。
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	そういうことであればですね、ぜひ家族の方と1回話してですね、そういう改善ができればと思います。 それで、村内でそういう配布に携われる事業者はいないんですかね。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	調査をいたしました、村内では対応できる業者がおりませんでした。
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	対応できる業者という、それは最低の何か必要条件というのが何かございますか。 その引き受けるとしての業者ですね、としての何か最低こういうものがないとできないとかいう、必要最低の条件というものは何かあるんでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	オムツを取り扱っているところがですね、給付に対応できないということがございます。
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	業者ですと仕入値段とかいろいろあるでしょうから、大きな薬局等でしたら大量仕入れするので、それに対応できるんでしょうね。それはしょうがないですね。 では、家族の方と話し合ってますね、ぜひ改善をしていただきたいと思います。 続きまして、次の質問に移らせてもらいます。 次の質問はですね、防災に関して、職員の連絡体制でございますが、災害時若しくは警報発令等の職員に招集をかけるときは、誰が誰に連絡を取るようになっているのかをお聞きしたいと思います。
議 長	村長
村 長	非常時における職員の連絡体制ということなんですけれども、一応ですね、毎年4月の第1回目の庁議のときにですね、そういったところについてはちゃんとお話をさせてもらっていますし、お話をしておるんですが、連絡体制というのはですね、各個人、今、スマホとかですね、気象情報とかですね、そういったものを聞かれて、そして、今のところ自主的にですね、出勤という形になっております。それは課長ですけどね。 課長のほうが、各課の割り振りについてはですね、またこれを課の中で協議をされて、それで職員のほうの順番と言いますか、そういったものを決めているということです。
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	連絡体制はちゃんと取れているということですので心配ないんですが、私ちょっと聞いた話によりますと、いざ課長が連絡を取っても、一部の職員だと思うんですが、電話に応答がないと、出てくれないということが再三なんかあったという話をちょっと聞きましたもので、せっかく連絡ですね、課長が連絡を取ろうと思ってかけても、個人的なものがあるのかどうか分かりませんが、応答がないということは連絡の取り様がないわけですね、携帯電話をいくら持ってても。 そこのところがやっぱりちょっと心配なんですよね。結局連絡が取れないということは、もう家族か何かに連絡が取れれば分かるでしょうけれど、今、ほとんどの方が携帯を持っていますので、ほとんど携帯で直接連絡を取ろうと思えるんですね。

	<p>せっかくかけた電話に応答しないということ、これはちょっと何か問題があるんじゃないかと思いますが、そこはどうですか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>それは議員おっしゃるように、問題はあります。 またそういうことがあったということは、私は聞いておりません。 したがって、もし今後ですね、ブレスト会議、中旬にありますので、それに合わせて徹底は図りたいと思いますが。 今、私が申しますのは、そういったことは、私はまだつかんでおりません。</p>
議長	<p>9番 長澤貞義議員</p>
9番	<p>私は、これは元職員だった方から、ちょっと話は聞いたんですけど、そういう本当にいざ連絡を取らなければならないときに、携帯に反応しないということであれば、これはもう村民の方に対しても申し訳ないと。やっぱり災害時は職員一丸となって取り組んでいくべきだと思っておりますので、今後ですね、そういうことが起きないような取り組みを村としてやっていくべきではないかと思えます。 それと関連して、非常時を想定したですね、職員間の訓練ですね、これもやっておく必要があるのではないかと思います、いかがですか。</p>
議長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>職員の訓練ということのご質問のようでございますので、職員の訓練につきましては、昨年の避難訓練時におきましてもですね、実際の体制を役場のほうでも取っております。両庁舎にですね、対策本部を設置して、対応をやったところでございます。 それから、一昨年前になりますが、県の消防防災指導課の指導の下で、災害対策本部設置運営訓練というのを実施しております。 これについてはですね、より専門的な知識を持った方の指導の下でですね、役場の対策本部の運営について、どのような運営をやればよいかというのを、実践にかなり近い形で訓練をしております。 あえて訓練を行っていないとすれば、例えば非常呼集みたいなですね、そういった訓練はやっておりませんが、先ほど村長が申されたようにですね、これから災害の時期になりますので、その辺りは職員それぞれが自覚を持ってもらうように徹底していきたいと思っております。</p>
議長	<p>9番 長澤貞義議員</p>
9番	<p>今、総務課長がおっしゃられたとおり、本当に非常時にですね、すぐやっぱり対応しないと、災害というのはすぐ出てくるわけですよ。水が谷間から一気にあふれてくるとかですね、やっぱり急を要するものなので、やっぱりいざというときの連絡体制がきちっと取れるように、やっぱりシミュレーションですね、そこは確立をしておいていただきたいと思えます。 次の質問に入ります。 防災・安全対策についてでございますが、高橋議員も質問の中で熊本地震のことを申されておりました。私も本当に被災された方々にはお見舞いを申し上げます。 今回の熊本地震によって、5つの市町の庁舎ですね、これが被災をされたわけですが、直接私は宇土の危機管理課に電話をいたしまして、どういう状況ができたのかということを知りましたら、やっぱり2回目の本震のときに庁舎がつぶれまして、4階がつぶれたということになりまして、もう庁舎内は立ち入り禁止になりましたということでした。 それを思いまして、やっぱり災害の当時に、その自治体の庁舎が拠点になるわけですよ、災害対策本部を立ち上げて、ところが庁舎が立ち入り禁止になったらどうするんだろうと。</p>

	<p>聞きましたら、もうしょうがないから、駐車場に仮テントですか、これを立てて、電話線も1本しか使えなかったらしいんですね。だから、そこで一応対応しましたということを知りました。</p> <p>ということは、やっぱり村民の方に対しても十分な対応ができなかったわけですよね。毎日の印鑑証明とか住民票とか取りに来られるのに、やっぱりすぐには対応できなかったという事態が発生したわけですね。</p> <p>庁舎の建てた年数がですね、やっぱりこの5つの市と町の庁舎を見ますと、宇土庁舎が昭和40年完成ですね。それから人吉が昭和37年、八代が昭和45年、益城庁舎が、これは比較的新しいです。昭和57年、大津庁舎が昭和44年ですね。</p> <p>ですから、経過年数を見ますと、34年から54年経った庁舎が大半なんですね。たまたまあその地域が、やっぱり地震の震源地ということもありまして、ましてや活断層が動いて、2回も益城町は震度7の地震の被害を受けたわけでございますが、この東峰村のですね、庁舎がどのくらいの地震に対してですね、大丈夫なのかということ、まず、伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>回答は2番、1番一緒でよろしいですか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p> <p>議員が言われるようにですね、庁舎というのは、災害時におきましては、その拠点になります。それは議員のおっしゃるとおりです。大事なことです。</p> <p>拠点がつぶれてしまいますと、何をやるにしても拠点がなくなってしまうので、できません。</p> <p>したがって、今、議員からお聞きしたところ、宇土は40年とかですね、人吉37年とか八代45年。そういった庁舎と言いますのは、昭和56年に制定された新耐震基準ですね、これに当然合ってなかったんじゃないかと思っております。</p> <p>したがって、先取りをするようではございますけれども、今回の補正におきましてもですね、庁舎の耐震診断はやはりやらなきゃいかんということで、予算計上をさせてもらっておるところであります。</p> <p>そうは言ってもですね、新耐震基準に合っておりますけれども、調べたところ震度5強ですね、これにつきましてはなんとかもてるだろうと。しかし、震度6以上になるとですね、やはり被害的なものが起きてくると。</p> <p>しかしながら、いっぺんにドシャッと壊れるんじゃないかと、そこが新耐震の基準でありまして、人がつぶれないような空間づくりまではですね、新耐震の中には含まれておることでもあります。</p> <p>したがって、今後庁舎の耐震診断をやってですね、そういったところについては、また検討をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>宝珠山庁舎にしましても40数年経つと思うんですね、ですから耐震基準というのは以前のものだと思います。</p> <p>宇土市役所の方に聞いた話によりますと、たまたま地震の時間が深夜だったために、誰も被害が出なかったということを知っていました。</p> <p>あれが勤務時間中ですね、昼間の。であれば相当人的被害が出てたであろうということを知っていました。</p> <p>このようにやっぱり自治体の職員が働く場所でもある庁舎ですね、ましてその村民の方たちが印鑑証明、住民票とかで、戸籍謄本とか、常に取りに来られる場所でもあります。</p> <p>だからやっぱり自治体の庁舎というのは、頑丈な造りをしておくべきだと思います。</p>

	す。今度取り組みとしてですね、どういうふうなことが考えられるか、村長にお伺いいたします。
議 長	村長
村 長	<p>まずはですね、先ほど言いましたように、耐震診断、これをやって、庁舎の建物がですね、どのくらい強度があるのか、というのを調べるのが先決であります。</p> <p>その結果を踏まえてですね、今度は補強計画というのがあるわけですね。そうしますと、私も実際水資源機構で建築をやっておりましたけれども、プレスを入れたりとかですね、コンクリート壁をつくったりとか、それはやはり結構な費用もかかりますし、空間的なものについても制限が出てきます。</p> <p>それと、議員もご承知だと思いますけれども、新耐震ができた以降ですね、阪神淡路大震災というのがありました。</p> <p>これにつきましては、新耐震の基準を満たした建物については、大きな被害はなかったということを聞いておりますが、その後国交省のほうがですね、官庁施設の新耐震基準ですか、何かそういったものを策定しております。官庁施設等はですね、この基準に則っていくようにということになりますので、したがって、今の新耐震基準を100としましても、官庁施設それから警察とか、そういったところはですね、1.5倍の強度を要するようになっております。</p> <p>したがって、この宝珠山庁舎、それから新耐震基準をクリアしています小石原庁舎においてもですね、その診断をやりますと、必ずや補強が出てくるということは間違いのないと思っております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>耐震診断をしないと分からないということですね。結局どのくらいのことをしなければならぬかということも分からないと思います。それで対応するしかないですね、今のところは。</p> <p>本当にこの庁舎は、やっぱり頑丈な庁舎にやっていかないと、熊本の地震が起きて、誰もあの地震が起きるなんてことは思ってなかったと思うんですね。本当に熊本城の石垣なんかもあんなに壊れるということは、熊本城ができて2、300年経つと思うんですが、その間そういう地震はなかったということですね。地震があるまでは石垣が残ってたからですね、きれいに。</p> <p>そういうことで、地震というのは本当にいつ起きるか分かりません。それで、活断層がやっぱり動くということが、一番の被害の出るところですね。熊本にしたって、もう2m近く活断層がずれているということになりますので、防災協議会の中でも議長がちょっとお尋ねしたんですが、活断層がどこにあるのかを公開してもいいんではないかという話でございましたが、個人のところはなかなか問題があるだろうと思いますので、せめて活断層の存在している場所の公開は、村の建物があるところをですね、庁舎の近くとかですね、小石原庁舎とか、それから旧小学校関係とか、そういうところぐらいは、分かれば発表してもいいんではないかなと思います。いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の質問を聞いていまして、2つの考え方があるかなと思っております。</p> <p>まず、第1は、当然ウェブサイトでは西山断層というのが通っておりますので、これはウェブで見てもらえば分かります。</p> <p>そういった中で、じゃあ、通ってますよということを公表することによってですね、公表というか、積極的に公表することによって、不安あたりも与えるんじゃないかという、2つのことを今考えました。</p> <p>しかしながら、先ほども議員が申しますように、今まで九州というのは地震がないということで、非常にそういったことで、精密のですね、機械工場とかも言っており</p>

	<p>ました。</p> <p>たまたま何十年か前にですね、福岡の西方沖地震がありまして、そして警固断層がどうかこうだとですね、というような話もたぶん聞いておるかと思ひます。</p> <p>そういった中で、あくまでもウェブ上のこの断層を調査したところの話では、この西山活断層がすぐにですね、どうかこうということはやっぱり書いておりません。しかし、それは、逆に言うと本当かということもあります。</p> <p>それはなぜかと言ひますと、熊本の今回の地震だってそうですよね。ですから、その辺りの想定というのは、これは非常に難しい問題であります。</p> <p>そういった中で、先ほど言った2点、積極的にやっぱりやるのか、ウェブ上で知る人は知り得るのか、その辺りがあるかと思ひますけれども。</p> <p>また、これについては、またちょっと後で検討をさせていただきます。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>本当に地震というのはやっぱり、本当に予想もしないときに来るんだと思ひます。</p> <p>東日本大震災にしましても、あんな大規模な地震が起きたのは、記録にあるのは、確か常磐のときの地震と同じような震災だったと記憶しております。それが確か800年近く昔ですもんね。</p> <p>だから、そういう人間の時間の枠からはるかに超えた地球の営みというか、全く人間の人間を超えたものだと思います。今回の熊本にしたって、本当に熊本は地震がないということで、ああいう工場が結構進出してますよね。ホンダ二輪車工場とかですね、それからサントリーの工場。サントリーの工場も何か被災して、稼働が今止まっている状況だというふうに乗っていました。かなりの企業が今回の地震で操業を停止状態になったと新聞では出ておりました。</p> <p>こういう形で地震というのは、本当に、いつ、どこで起きるかというのは、本当に分かりません。先ほど村長が申しました福岡西方沖地震にしたって、突然やっば来たわけですので、やっぱり日頃にある程度、それは肝に銘じてですね、取り組んでいかなければならないのかということはお思ひしております。</p> <p>今後ともですね、村としてこういう地震対策ですね、熊本の地震がほんと一番教訓になるんだと思ひます。それで村としてもやっぱりどういう対応をしたのかということですね、現地で聞き取りをしたら、教訓をですね、活かせると思ひます。</p> <p>今後もそういう形で取り組んでいただけたらありがたいと思ひます。</p> <p>答弁がございましたら。</p>
議長	村長
村長	<p>地球規模のですね、時間で考えますと、これはもう一瞬のことだろうと思ひますよね。しかしながら、日本は地震列島とかですね、いろいろなことも言われておりますし、絶対ということはまず言えないというのが、本音だろうと思ひます。</p> <p>そういった中で、地震についてはなかなか予測が難しい、しかしながら、台風とかですね、梅雨前線等についてはですね、ある程度予測等ができますし、そういったところも含めまして、今後の防災対策、それはしっかりやっていきたいと思ひます。</p> <p>また、議員の皆さん方のご協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	引き続き、2番 伊藤均議員の質問を許可します。
2番	2番 伊藤均議員
2番	質問に入ります前に、資料の配布をお願ひをしたいと思います。
議長	事前に確認しておりますので、これを許可いたします。
2番	(資料配布)
2番	資料につきましては後でですね、ご覧いただくという形になるのかなと思ひます。私は、新しくですね、ライスセンターの指定管理者になるのではないかと考えてあ

	<p>ります農事組合法人をですね、今作っております。それと村とのですね、関わりについて、お尋ねをさせていただきたいと思っております。</p> <p>村民の要望でありましたライスセンター計画であります、平成22年の12月から農林業振興協議会の中の生産検討委員会、それから6集落の営農組合代表といったような方々によってですね、ライスセンター検討会、それから25年からですね、この集落営農協議の代表者の方の集まってのですね、ライスセンター建設準備委員会、それから、発足しております。</p> <p>その中で、ライスセンター建設準備委員会は集落営農組合の代表の中でですね、建設の数とか建設用地の選定、また母体の選定といったような協議を今までずっとやってきております。</p> <p>その中で、27年の7月から今度はライスセンター建設委員会ということですね、着々とライスセンターの建設について協議をし、また、今に至ってきておると思っております。</p> <p>その中でですね、ライスセンター建設委員会においては、母体をどうするのかというものを中心に協議を重ねてきまして、農事組合法人を作るといったようなことで運営母体を選定し、それから発起人会によってですね、協議を今着実に進められておるといようなことになるかと思えます。</p> <p>また建設においてもですね、27年の10月から造成それから建屋建設を経てですね、現在、今、機械設備工事を行っておるといことで、この機械工事が終われば概ね完了となり、9月10日の稼働に向かって、今進んでおるといような状況の中かと思えます。</p> <p>そのような中でですね、先ほど配りましたライスセンターの運営体系図(案)があるかと思えます。これで、この運営については、母体はこの農事組合法人が運営母体となると。</p> <p>それから、利用のですね、組織的な応援については、運営委員会という形をとりながら、各営農組合、それから営農組合のないところについては、中山間地域のですね、協定農家がバックアップをしながら、この利用促進にまい進するといような形での考え方が、この中で示されておるわけなんですけれども。</p> <p>その中でですね、これ東峰村役場、カッコして農林建設課といような形でですね、矢印が入っておるんですが、具体的に、じゃあ村においてのですね、運営においた支援ですね、支援という立場にあるんですが、具体的に、ではこういう体系図の中で支援としてのものはですね、具体的に考え方をですね、お聞かせ願いたいと思えますが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ライスセンター建設につきましては、冒頭でも述べましたように、今月末の農業法人の設立ですね、それから、9月10日のライスセンターの完成に向けてですね、鋭意進んでいるところであります。</p> <p>この間につきましては、準備委員会それから建設委員会、しかも土地等をですね、提供していただいた皆さん方の並々ならぬご努力のお蔭だと、心から感謝をする次第であります。</p> <p>そういった中で、今、議員のおっしゃっております役場としてどのような支援をやるのかということでもありますけれども、基本的には役場が関与しない形での農事組合法人、これを立ち上げるということでもありますので、農事組合法人が設立されますと、そちらのほうの運営、すべてがですね、そうなるっていくのではないかと思っております。</p> <p>しかしながら、設立はしましたけれども、資金的な面が当然出てきますので、そう</p>

	<p>いったところにおいては、役場としてもそういった運転資金と言いますか、そういったものについては、何とか関与をしていかざるを得ないと、また関与して健全なるライスセンターの運営ができるようにはしていきたいと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>先ほどお答えいただいた中のですね、資金的な面というものについては、後でまた質問をさせていただきたいと思えます。</p> <p>それで、資金的な面の関与という形のものとはよく分かるんですけども、それ以外ですね、この支援といったものが、どういうものを指しておるのか、それから、どういう関与というのか、応援できるのかと、そういう何か具体的なものはですね、資金的なものとは別に、何かありましたらお教え願いたいと思えますが。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>農事組合法人が設立されれば、やはり長年ですね、この運営母体としてライスセンターの運営にあたる母体という協議の中で、今回ですね、農事組合法人が設立というふうに、今運びとなっているところでございます。</p> <p>ただ、特定の企業支援というふうになるかもしれませんが、今回の農業法人、村内在住若しくは村内で農業を営む方が対象となつての法人、出資した場合は組合員となつてですね、その法人の構成員となるというようなことがあります。</p> <p>それから耕作放棄地、それから農作業の受託等ですね、いわば公益的な法人というような表現も大きな意味ではですね、できるかもしれません。</p> <p>そうしたところでのですね、組織に対する活動の支援、具体的には、今ここに手持ちはございませんが、やはり運営に関してですね、そうした支援は行っていくという考えでございます。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>運営に関する支援といったものが、だから具体的にはどういう形のもの支援をいただけるというものが、私は聞きたいわけなんです。</p> <p>それともう1つ、この組織の中では6次化開発業務等と、これも将来的にはこういうものもやっていかないと、こういうのも含まれるのではないかなという、私も思うわけなんです。</p> <p>そこのところの具体的にですね、お尋ねしたいので、今ここで聞いているところなんです。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>稲作のですね、一元とした作業の、担っていただくこのライスセンターを運営する農業法人、育苗や農作業の受託というようなことで、幅広いところでのですね、農業振興若しくは耕作放棄地、遊休農地のですね、解消に繋がる大事な機動的なですね、法人となり得るものだと思います。</p> <p>当初、この一般質問をいただいたときに、やはり経済的なものというものを念頭にありましたので、そちらでの支援というところは一応検討させていただきましたが、その他の部分、運営を支えていく部分につきましてはですね、やはり月末の創立総会、それから設立登記、8月末にはですね、施設等の落成も迎えて、行政庁等への農業法人登記届け出というようなことがありますので、その間でまた十分協議を尽くしていきたいと思えます。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>この具体的な支援がまだ確定していないということで、捉えさせてもらってよろしいのかなと思っております。</p> <p>課長答えますとおり、これ設立してからまたということでお話がありましたので、確認だけしておきますけど、またこれの支援についてはですね、設立した後に、また</p>

	具体的な支援はこういうこともやっていきたいというようなことが、お示しいただけるといふことでよろしいんですかね。
議長	村長
村長	また、ライスセンターの農業法人のところ、非常にまだ作業的にですね、そういった余裕がないようでありますので、またその具体的な支援策等についてはですね、この後また農事組合法人、そういったものを立ち上げる段階においてですね、議論をさせていただきたいと思っております。
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>農事組合法人をですね、立ち上げるのにたいへんご苦労をかけておるといふことは重々承知の上でですね、これは聞かせていただいたところなんですけれども、やはり心配するところは農事組合法人立ち上げてなかなか事務的なもの、また資金的なもの、いろんな問題が多くあるかと思えます。</p> <p>それで、できる限り、やはりお示しいただくことによってですね、ああ、ここはこうやって振り分けてといったような考え方もできますし、いろいろこういうことはお願いできるんだなということもありますので、今、ちょっと早い段階ではありますけれども、聞かせていただいたところで、検討してまた協議の中でですね、お示しいただくということをございますので、よろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>それから、これについてのですね、ライスセンター運営について、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思えます。</p> <p>ライスセンターは公設民営という形になるかと思えます。その中でですね、指定管理者を、ちょっと早いんですけど、条例の中でも指定管理者を指定しての運営という形でやっていくということで、農事組合法人がこれの管理運営をすることになるかと思えます。</p> <p>その中でですね、先ほどちょっと話が出ておったんですけども、24年とですね、26年にライスセンターの利用意向調査、これをやっておるかと思えます。</p> <p>それで、当初のですね、収支運営の中でちょっと心配な点がありますので、お尋ねをさせていただきたいと思えます。</p> <p>まず、24年度ですね、意向調査の中でライスセンターの利用の調査をされてあります。その中で、調査を依頼して、回答とすれば、243戸があって、作付面積でいけば88.3haの回答があったと。</p> <p>利用をまずすると、したいというような回答が186戸ありまして、その中で利用したいというのが92戸、それから将来利用したいというものが94戸と。全体の戸数から言うと、じゃあ、あと残りについては、利用しないといったような答えになるのか、分からないからそういう答えを出してないのか、あるかと思えます。</p> <p>それで、あと乾燥方式のほうですね、調査をしておりますけど、これはもう戸別乾燥してほしいというような答えの中で、今の戸別乾燥という形が進んでおるかと思えます。</p> <p>また、26年度にですね、意向調査においても回答としては240戸の回答がありまして、粳すり乾燥ですね、これを利用するが77%、粳すりのみを利用するが8%というような形でですね、答えが出ております。</p> <p>こういう意向調査をですね、踏まえて試算をしますと、現在においてはですね、乾燥機などをですね、個人で所有している方が多くおられると。それから、粳すりではですね、今までずっと他の業者さん等に出しておると。それから、またすぐですね、ライスセンターができれば出しますよと、いったような答えがされないといったような方も多くおられます。</p> <p>それで、この利用はしたいけれども、将来といったような形でのですね、答えが多</p>

	<p>い中で、じゃあ、本年からライスセンターを稼働したとした場合にですよ、やはり利用度の面積がなかなか収支計算に合うような形にはならないと。すぐには黒字経営、独立してのですね、経営が難しい環境にあると、私ども思うわけなんですよ。</p> <p>それで、じゃあそれは何年を目途にとか、いろんなことは今から先できた中で考えて、この農事組合法人が考えていかなければならないことだろうとは思いますが、黒字経営になるためにはですね、非常に厳しい環境であると、私としては思うんですけども、いかがでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ただ今のところ初年度から頼むと、先ほどの内訳がございました。粃すりだけ頼む、乾燥と粃すり両方頼む、それから集配の関係ということもございますが、今、手持ち資料といたしましては、当初から頼むということ、アンケート結果では29ha、それから3年後には48ha、5年後には66haと。</p> <p>ただ、乾燥機を自前というか、自分のところでですね、各農家でされるという方が、やはりアンケートの、今ご紹介ありましたように、7割ぐらいあるだろうと思われております。</p> <p>試算といたしまして、29haで平均1反当たり7俵とか7.2俵とかいう数字がございまして、これを半分がですね、粃すり乾燥とした場合は1,000俵ですね。約、粃すりのみが1,000俵、合計2,000俵が集まるところであります。色彩選別の使用だとか集配、その他手数料を入れて約29haの場合ですと、330万ほどの収入があるという試算をしております。</p> <p>ただ、一方ではこの40日間稼働にあたって、臨時の雇用それから事務、それからオペレーター等ですね、それからトラック、電気料、それから光熱水費、リース料含めると試算上では470、差し引きますと146万。これは40日間稼働ですね。</p> <p>前のご質問と関連してくるかもしれませんが、周年的なですね、雇用と言いますか、稼働、営業においてこの部分を解消していく、やはり企業としての努力が必要だと思いますし、そうした部分への村との支援ですね、経済的な部分以外での支援等も含めてですね、そういう検討が必要だと思います。</p> <p>ちょっと長くなりましたので、66haを5年後した場合はですね、4,700俵ぐらいが集まると、66haで。そうすると750万程度の収益が見込め、40日間稼働だけだと260万の黒字化が見込めるという試算ができております。</p> <p>ただ、やはりこの農事組合において、ライスセンターにおいてですね、この季節だけの雇用ですと、やはりあまり設立の目的に達するというものではございませんので、その辺りの農作業の受託、育苗、それから他の例えば6次産業化開発というお話もいただきました。そうしたところからですね、その運営系統をご検討なり支援していくというような形になろうかと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>ありがとうございました。</p> <p>結局、試算の中でもですね、最初のうちは赤字だということが試算に出ておりますよね。</p> <p>ここでまた支援の話になってくるわけなんですけれども、それでは、これが農事組合法人がやるようになったと。それで赤字にならないようにですね、農事組合法人が努力して黒字を向けていくということですね、これはもちろんのことだと思います。</p> <p>ただし、今の試算の中でもありますとおり、赤字は当初のうちは見えておると。これはもう十分今のお話の中でもお分かりになるかと思っております。</p> <p>この赤字になる部分についてですね、村長、とりあえずどんなふうな対応をしてい</p>

	ただけというか、一般的に言います指定管理料ですね、赤字の分を払いますよとか、指定管理料の部分はこの前からの話、いろいろお話をしてですね、言っておりましたけれども、そういう形で考えるのか、例えば元々の投げ渡しをですね、例えばこがしこやって、それからあとは頑張りなさいよというような考え方をするのか、いろんな考え方があると思うんですよ。その辺のところですね、支援の考え方というのがもしありましたら、お聞かせ願いたいと思います。
議長	村長
村長	<p>議員も言われましたように、いろんな考え方があるようですが、農事組合法人のために行政ができないことというのもどうもあるみたいで、それで先ほど言われましたように、出資ができないようなところもあるみたいで、今それをですね、税理士さんとかそういったところで聞いて検討している段階です。</p> <p>しかしながら、やはりその農事組合法人として動いていても、当年度なんか赤字でありますし、当然あと重油代とかいろんな形のものも当然そこでかかってきますから、できればそういった運転資金等ですね、行政としてはきっちりと考えていって、最初からへし折れないような形ではやっていきたいと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>できる限りのですね、いろんな考え方があるかと思えます。それで、それについてお願いをするというか、本来いう考え方とすれば自助努力でですね、黒字にしていくことが一番のことだとは思いますがけれども、もう見えてる部分はですね、非常に難しいと。またもって、今、機械等を持ってある方にそれをやめてから出せということもですね、非常に難しいことかなと思えます。</p> <p>ただ、将来的にじゃあ必要ないのかと。たいへん必要なものだからつくったと。それをやはりきれいに運営できるようにやっていかなきゃいけないということ、そういういろんな面もありますのでですね、この点についてはよろしく願いをしておきたいと思えます。</p> <p>その中で、やはりお互い努力してですね、せっかくつくって、ああ、いいものができたと言われるような形にさせていただけたらと思っております。</p>
休憩	
議長	次の質問に行く前に、5分間休憩します。 (14時04分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (14時09分)
議長	村長
村長	やはりこのライスセンターの設立の目的、それから意思ですね、そういったこともきっちりと考えながら、わが村におきましては、農業というのは第一の基幹産業であります。これが将来的にも成り立って行くような形で、ライスセンターは計画をし、建設をしたという経過がありますので、その経過も踏まえてしっかりと行政としてもバックアップをしていきたいと思っております。
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>ライスセンターにつきましては、よろしく願いをしておきたいと思えます。</p> <p>次の質問に行かせていただきます。</p> <p>健康福祉センターいずみ館の営業についてですね、お尋ねをさせていただきたいと思えます。</p> <p>健康福祉センターいずみ館についてはですね、閉館ですね、閉館については、毎週月曜と、もしその日が祝日や休日であった場合については翌日の火曜といったような</p>

	<p>形ですね、閉館をされてあるかと思ます。</p> <p>それから、正月の三が日、これについても休館というようなことで、今営業、営業というか、開館されておるわけなんですけれども、よく村内の皆さんからですね、要望でこういう話をしてくれないかと言われるのが、正月は帰省客、また帰省者が多いと。それでせっかく帰って来たんだけど、家が手狭だからいずみ館を利用したいと思うが休みだと。だから、非常に残念というか利用しづらいというか、そういうような意見をですね、よく頂くわけなんですよ。</p> <p>それで、このですね、それでこのいずみ館の、これはやっぱ開館ですよ、館ですから。元日に開けろといったようなことはですね、それはまた言えないのかなと思ますけれども、それと4日からはもう成人式があつて、すぐ開館というようなことで大変な中というのは重々分かるんですけれども、2日とか3日をですね、開館することができないのだろうか。</p> <p>それから、これは通常どおりですね、やれというの、これもまた酷な話かなと、私も思うわけなんです。それで、例えば午後からとか、それで7時とかぐらいでですね、閉館と。</p> <p>ただ、やはり利用客、いろんな方がですね、利用しやすい形の中で、やはり無理のない程度の開館をですね、考えることはできないかなと思つてお尋ねしますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>健康福祉センターいずみ館につきましては、東峰村健康福祉センター条例施行規則というものがありまして、休館日は12月の29日から翌年1月3日までと定められております。</p> <p>担当課長のほうに、ちょっと折衝していただいたんですけれども、今、議員言われるように、1日中というわけではありませんけれども、12月の29、逆に言いますと、31日と1日、元旦ですか、以外はですね、これもまた変則的になりますが、午後2、3時ぐらいから夜の7時、8時ぐらいまでは開館ができそうであります。</p> <p>いずれにいたしましても、保健福祉センターの運営委員会にも諮りですね、また、現場の皆さんの意見も聞きながら、この問題は開館という形で対応させていただきたいと思ます。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>ご検討たいへんありがとうございます。</p> <p>やはり村民の皆さんも利用したいというような意見もたくさんあるわけですので、今、村長お答えいただいたような形でも結構ですので、開館をできるだけしていただくということでよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>これで私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	14時25分まで休憩します。
	(14時14分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
	(14時25分)
議長	3番 梶原光春議員の質問を許可します。
	3番 梶原光春議員
3番	<p>私は、行財政のことについてですね、特に村の財政状況について、お尋ねしたいと思ます。</p> <p>通告書に従っていきたいと思ますが、平成20年度末の基金残高はどのようなふ</p>

	<p>うになっているかと、いうふうになっております。</p> <p>質問します。</p> <p>実際にはですね、皆様はもう各家庭に配布しております、この今年の予算書が、全員持っていますので、いちいち議会の中では配布いたしません、ここに書かれていますけれども、その内訳ですね、どんなふうになっているのか。</p> <p>ただ、総額としては、これを見れば一目瞭然ですから、それは結構です。内容をお教え下さい。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員おっしゃるように、今年の予算でですね、大枠については提示をさせていただいているところです。</p> <p>内訳についてですね、担当課長のほうから報告をさせていただきます。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>基金の残高ということでございます。</p> <p>今年の予算の中ではですね、あくまでも見込みで作ってございましたので、先月末で出納閉鎖を行ったと。細かい数字ですね、若干移動が出ておりますので、今年の予算とは異なる点がございしますが、概ね総額で40億円というところは変わらないところでございます。</p> <p>内訳といたしましては、財政調整基金が約15億4,000万円でございます。</p> <p>次に、大きな額でいきますと、合併振興基金が10億1,000万円でございます。それから金額順でいけば、ダム関連の積立金、基金が3つあるわけですが、それを合わせますと4億2,000万ほどございます。</p> <p>それから振興開発基金、施設改修基金でそれぞれ1億9,000万円、農業振興基金が1億5,000万円、減債基金、災害対策基金がそれぞれ1億2,000万円、地域協働の村づくり基金、生き活き基金がそれぞれ9,000万円ずつほどございます。その他スクールバス買い替え資金充当基金と小さいやつがあるわけですが、その合計で約7,000万円ほどございます。</p> <p>総額は約40億ということでございます。以上です。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>はい、了解しました。</p> <p>では続きまして、27年度債のですね、村債の未償還残高は何本本数があって、細かく申しますと、何年度に発生して何年度に償還、30年後とか40年後とか、例えば国の建設国債なんか64年というのがございます。60年物からですね。</p> <p>ですからその本数と、もし本数が多いということですね、書ききれないということであれば、その数だけで結構ですから、教えていただければありがたいんですが、どうぞ。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>まずですね、27年度末の村債の未償還残高でございます。</p> <p>今年の予算でお知らせしておりましたとおり、約24億円でございます。</p> <p>それから、この起債の件数がどれほどあるかということでございます。</p> <p>まず、合併前の旧小石原時代から引き継ぐものが20件、現在ございます。それから、宝珠山村時代から引き継ぐものが18件、東峰村になっての残っている起債が現在57件、合わせてですね、95件の起債の償還を行っております。</p> <p>年数ということもですね、一緒にお尋ねでございましたので、主なものだけお答えしたいと思いますが、一番金額の大きい臨時財政対策債、これについては、20年の償還となっております。</p> <p>それから、一番村が活用しております過疎債、これにつきましては、12年の償還</p>

	<p>でございます。それから、一般単独事業債、一般公共事業に充てる分でございますが、これにつきましては、20年から25年、公営住宅、教育施設、学校関係ですね、これもいずれも25年を、償還期間となっております。</p> <p>災害だけが短くて10年間で償還を終えるようになっております。以上です。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>じゃあそれはですね、棒グラフ等で一覧表にはできますか。</p> <p>金額的なものはですね、例えば5,000万以上とか1億円以上とかに限られても結構ですが、今日どうのこうのじゃなくてですね、いつまでに終わると、何年何月発生して何年何月と。</p> <p>実際にはですね、24億あったとしても、実際に返すのは、いつも執行部が言われているように、国から交付金があると。だから3割しかありませんよということは、それはそれで結構なんですよ。</p> <p>だけでも元々の金額でうちの村債がどのくらいで発生したと、例えば中学校やら宝珠の郷、それから伝産館、こういったものがいくらの金額で発注されていていつまで、そのうちのはこれだけですと、27億あるなら24億があって、そのうちの3割ですね、だから7,500万くらいですか、そのくらいのあれをいつで返すかというですね、一覧表は作れますか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>年度別の償還をそれぞれ、先ほど申しました95件をですね、棒グラフにするといいですか、それを作ることは実際不可能ではありませんが、私の考えといたしましては、あまり意味をなさないかと思っております。</p> <p>と言いますが、金額がですね、極端に大小がありますので、一律で見ることができないわけですね。</p> <p>ですから村のほうで管理しておりますのは、これから先11年間、平成今27年の決算を作っているわけですが、28年度以降11年間の償還については、パソコンのほうで管理しておりますので、11年間分は出すことができます。それについては、以前お見せしたことはあったと思いますが。</p> <p>それから、棒グラフの意味がないというもう1つの理由がですね、起債というのは毎年増えていくわけですね。そうすれば、来年度、次年度、またその翌年度、どれだけ借入れをするかによって償還額が大きく変わってまいりますので、現時点での償還額に対してだけであれば、数字をですね、はっきりした金額を出すことができるわけですが、そういった理由で、できればですね、この年額、元金と利息が合わせていくら、来年、再来年とずっとその数字は出すことができますので、それで財政のほうとしては管理をしておるところでございます。</p> <p>それから、交付税措置の部分もですね、先ほど少しお話に出ましたが、実際にどれだけ交付税措置をされているかということを検証してみたわけですが、26年度につきましては、75%ほどが交付税措置されております。27年度につきましては、約80%に近い金額が交付税措置されております。</p> <p>28年度ももうすぐ交付税の算定を行うわけですが、現在つかんでいる段階では大体75%ほどが交付税算入されるところでございます。以上です。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>それでは11年度までできるということですね、11年先まではですね。</p> <p>じゃあですね、こういうふうに作ってもらいたいんですよ。上からですね、単純にここ発生年度を作ってもらって、上からですね、古い順から書いてもらって、ここからここまでというふうにするですね、単純でいいです。そうすればそんなに手間もかからないし、返済金額は結構です。残高がそこでいつ発生したのか、その村債のですね。</p>

	それだけではできませんか。
議 長	総務課長
総務課長	起債、それぞれで今95件ほどあるということを説明したわけですが、その95件それぞれですね、償還期間が10年から25年幅があるわけですね。 ですから、10年で償還する分、25年で償還する分と、これをですね、帯グラフと言いますか、それに落とすところをどのように利用されるのかお教え願えれば、どう対応できるかをもう少し考えられると思うんですが。
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>なぜこういうですね、基金の償還の村債を返還する期日を知りたいかというのですね、これは多分10年、20年先というのは、もう私どもはおりません。この世に、たぶん。</p> <p>ですけれどもですね、これだけの残高の借金ですね、普通一般的な考え方は借金です。交付税といっても、これは村の人口が減って、あくまでも村が存続することが条件ですよね。</p> <p>ですから、やはりそれは知るべきと、総額でいくらですよと言われても、ああ、減りました。終わりましたと言ってもですね、それは素人ならいいかもしれない、けど我々はプロです。そういったところはですね。</p> <p>一般的に考えてみてください。教育ローン、住宅ローンですね、何とか資金とか、例えばカーローンとかいっても誰でも計算すると思うんですよ。30年間こうやって返済していかないかと、二世帯住宅でというふうにですね、それは当たり前なんです。</p> <p>それが村としてというよりもですね、お金を国から頂く、それは国民の税金なんですよ、交付金と言いながらですね。それは、しいては自分たちが負う借金なんです。だからそれは知る必要がある。明細は必要でしょうと。</p> <p>例えば、一般的でいう決算書というのがございます。その前に決算というのは毎月の試算表があります。試算表の元はどこかというたら、元帳なんです。元帳の一番重要なところは、総勘定元帳の現金出納帳です。</p> <p>だからそういったことはですね、それはもう膨大な量ですよ。現金出納帳、一月だってですね、何千という項目が出てきます。売掛、買掛ですね。だからそういったことはですね、当たりのことなんですよ。</p> <p>ですから私は、せめて1億以上とか、そういったものは知っとくべきだと。これだけの長さのですね、借金がありますよと。全部の村民の方は知らなくてもいいと思います。少なくとも議員やら執行部は知っておくべきだと思います。総額でというのは、あまりに大雑把なやり方。</p> <p>もしこれがですね、今年予算が4億、6億近く増えてますね。もちろんライスセンターとか、いろんなダムとかあります。じゃあ、なんで増えたんだということを聞かれたときに、一人ひとりに答えるのはやっぱり棒グラフなんかで見せるのが一番早いんですよ。これだけあった、ここは増えましたと。だからこのことを私が質問したのは、そういう理由になります。</p> <p>なぜかと言うとですね、もう少しお話をします。少し国の話になりますけれども。今年度の国の国債の発行残高は、村長ご存じですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今年度の残でよろしいですか。</p> <p>(「はい。地方債の残高はいくらありますか。」の声あり)</p> <p>国債の残高1,000兆2,300億だと、ちょっと理解してます。</p> <p>それから地方債のほうも、大体その程度あるという話は聞いております。</p>

議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>正確に申し上げます。</p> <p>27年度末1,049兆円、国の国債発行残高は。違ったらまた教えてください。それから地方債、137兆円です。これだけの残高があるんですよ。</p> <p>もちろんこれはですね、国が借金しているというけども、債務者は、1割はですね、外国の投資家や国民なんですね。9割が日本国民のシンジケート、生保とかですね、銀行だ、それから証券会社こういったところだろうと思うんですね。</p> <p>ですから、それと国民でも一人ひとりが国債を持っているということなんですね。国債を持って、債権者であると同時に債務者であるんだと、国民は。そこはお分かりになりますかね。</p> <p>だから、なぜ日本のですね、円が買われるかということは、結局国民が持っているんじゃないかと。いざとなったら国民が責任取ればいいじゃないかと、あとの1割が外国のアメリカやら中国が買っていると。いろんなところか買っているでしょう。だから円が高くなるって。考えられんことですよ。通常だったら1,049兆円もの借金があったら、もうとっくに倒産している。けども円が高くなるなんて考えられない。普通なら円安の1,000円ぐらいになっていますよ。普通の考え方をすれば。</p> <p>ですからですね、私は、結局我々は交付税を頂くけども、それは国が乱発してですね、国債を、乱発というか、現実問題として地方自治体が成り立たないから、税収がですね、一番の日本の税収の根本は税三法と言われる、所得税、法人税ですね、それから相続税があります。</p> <p>ガソリン税とか自動車税は、これは道路を使うためのものですから、ちょっと違いますね。一般財源としては。</p> <p>ですから、それだけのものをですね、賄いきれないから、年間の、今現在の所得税、法人税、相続税というのは約48兆円から55兆円ぐらいだと思います。あと残りは国債を発行してから成り立つ。</p> <p>要するに紙を印刷してから、どんどん、どんどん後延ばしにしているんですね。そのつけはどうかというと、利息を払っているわけですよ。50何兆円の国債に対してですね、利息を払ってる。それは国民の税金からいくということなんですよ。発行額が少なければそうじゃないということなんです。もうこれは単純な、明快な理屈なんですね。</p> <p>ですから、そういうふうやって、これは余計なことかもしれません。たった小さなですね、東峰村の一議員がですね、しかも少年兵の議員が、こんなことはいらんこったと、国はですね。余計なことと言われればそれまでですね。じゃあ、貰うだけ貰いましょうと、予算をどんどんぶんどってきてからね、村のために使いましょうという話になるんですけども。</p> <p>やっぱり考えるときですね、村も同じことなんですよ。起きるということは、考えているんですよ。だから、僕は一般的に見ると、みんなこう簡単に見て分かった。これだけ残高があるんだと。借金残高があるならよほど注意して自分たちも事業を行わなければならない、人件費も圧制せないかんということになるだろうと思って、この質問をしたわけなんですよ。</p> <p>もう1つ村長にお尋ねします。</p> <p>日本でですね、財政破たん団体がございますですね、どこかご存じですか。</p>
議 長	村長
村 長	何年か前に騒がれました夕張だと思います。
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	そのとおりなんですね。唯一の財政破たん団体ですね。

そのときの負債がですね、平成10年のときはですね、263億。現在110何億返してですね、200億近く残っております。

人口が昭和60年のときには11万9,500人いた。それが今は9,025人ぐらいです。27年度にはですね。

それほどに、破たんをして、平成10年に破たんして、そういうふうにもうどうにもならないと。ですから、職員は260人が100人ぐらい減ってる。市長の給料は26万ですね。これは、東京都の都庁から派遣された鈴木さんという方が行かれて、今、35歳だったですかね、30歳で来られてから、非常に若い方が再建に取り組んでおります。

これは、夕張市だけの問題でなくてから、産炭法がですね、昭和30年に施行されてから30年間あったんですけれども、その間に夕張市は、その対策を立てなかったという、立てなかったというか立てられなかったというか、全部つけが夕張市に持ってきたと。炭鉱の施設を全部買い取れと。これは民間ですよ。松下興産というところのあれを買っておりますけれども。そうやって、それを取り返そうと思って、ちょうど1990年の頃からバブルが始まりました。そのときに非常に箱ものを立てるということで、それが積もり積もって263億という莫大な金額になったということなんですね。

これはですね、他山の石じゃないんですよ。実はそれに近いところはですね、いくつかございます。大きいところでは、実際ですね、道府県庁で言ったほうがいいと思います。北海道なんですよ。北海道がいの一番ですね。福岡県はわりと下のほうですね、39番目だったですかね、財政収支の良いところはですね。

ですから、単純にですね、私たちはですね、そんなに簡単に考えられないんですよ。交付金がありますと、返すのは。それはやっぱり私が民間で資金繰りを担当してきたということもあります。ですね。売り上げがなくて、そしてその金が、手形が落ちなかったら会社の社員の給料は払えないというような状況になるわけなんですね。社長からぎんぎん言われると、回収しろということでですね。ということなんですよ。

ですから、この問題は全部含んでですね、その辺を知ってもらいたかったんですよ。総額で言うことは簡単。いつ返りますよと。だけれども人口減少を計算してないですよ。大体年間40人から50人の方が東峰村で亡くなっておられます。出生率はぐんぐん落ちてる。

ということは、どれだけのですね、交付金が減ってくるかということなんですよ。やはりそこまで見るべきですよ、プロなら。そういうことで申し上げました。理由はですね。

ちなみにですね、もう1つ申し上げます。

福岡県のですね、財政状況を言います。これは、副村長の出身母体でありますから、たぶんご存じかご存じないか、部署におらなければ別です。

福岡県のですね、債務残高3兆2,108億。それから、今年度予算が1兆6,718億、福岡県がですね。その他にもう1つあります。県には。これだけじゃないんですよ。臨時債務残高というのがあります。これが8,976億。間違ったら訂正してください。調べていただいて、県にですね。これだけのことがあるんです。ですから福岡県もアップアップしているというのが、現状なんですよ。

なぜそういうことに、上に行くかということ、県を考えるかということ、今度は県から落ちてくる村の予算がですね、削られるということなんですよ、できなかつたら。

八女香春線にしてもそうです。岩屋からなかなか進まない、理由はそこにあると思います。杷木周辺ですね、整備にもものすごく金を使ったから、岩屋から上の道路は非常に遅くなりました。およそ6年間止まっておりました。

	<p>ですが、そういったことがですね、しいては県、そしてその上、国というふうに行くわけなんです。</p> <p>ですから、小さな自治体であるけども、やはりそれだけの考えは持つてもらいたいと、執行部の人たちにはですね。もちろん我々もそうです。ですから、この質問をいたしました。それでご納得いただけたでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>ご質問の趣旨はですね、十分理解したつもりでございます。</p> <p>それで1つだけですね、説明を加えたいと思っておりますのが、村の起債については先ほどから75%、80%と交付税措置がされているということをおっしゃいます。これについてはですね、借りた時点で償還が終わるまで保証されていることでございます。</p> <p>村がもし心配するとすれば、今後借り入れる分についても同様の交付税措置があるかというのは、財政の、国の制度が変われば、そういった交付税措置は受けられなくなる可能性はございます。</p> <p>ですから、現在24億ある、この借金と言いますか、起債についてはですね、今後借り入れをもし行わなければ、このままの金額で推移していくわけでございますし、基金についても40億という数字を今持っております。</p> <p>そういった単年度だけでなくですね、やはり数年間、短くても5、6年のスパンを見据えた中でですね、財政の流れをつかんで、借金と言いますか、起債をおこす際にはですね、十分考えていく必要があると思っておりますので、なおさらですね、人口減少がこれから見込まれますので、そういった点については、十分わきまえていかなければならないと思っております。以上です。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>了解しました。</p> <p>それからもう1つ、わが村のですね、経常収支比率はなんぼでしょうか。何%ですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>手元にはですね、まだ決算が26年度しかできておりませんので、26年度の数字になるわけでございますが、85.5%が経常収支比率でございます。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>そのくらいならですね、十分、私の考えではいいと思います。村のですね、財政は健全かなという。</p> <p>ちなみに申し上げます。北九州市が非常に有名です。水道工事を発注して、インドネシア辺りにですね、受注してきます。しかし、経常収支比率は97.7%です。非常に赤字になると、間もなく。ということをおし添えて、次の質問に移ります。</p> <p>コンサルタントへのですね、年間の支払額及びコストと対価の検証は行っていますでしょうか。</p> <p>例えば、今年のこれにも地質調査とか設計調査とってから、例えば林道栗林線なんか700万って、ぼんと上がってきている。これの、本当にこんなにかかるのかと。それとも1社だけの見積りでですね、下の項目と同じです。</p> <p>各工事を行うときに、見積りというのは1社だけですね、独占でやるというものはありません。どこでもそうですけど、3社ないしひどいときには十何社取ります。そこで、やっぱり安くて内容証明とか実施説明、そういったものを出して、これだけのことをやって、この金額ですよということなんです。</p> <p>ですから、そういうコンサルタントの検証とか、それからもう1つ、下のですね、見積り等はどのくらい取っているか、お尋ねします。</p>

議 長	総務課長
総務課長	<p>まず27年度ですね、決算の中身の中から抜粋で拾ってきた分でございますが、議員がご指摘しているコンサルへの取り方ですね、他にも委託はいろいろ業務はやっておりますので、それをコンサルと取るか、コンサルと取らないかというところが微妙なところがございます。</p> <p>一般的に言う設計委託とか調査委託とかですね、そういったものに限って言えばですね、32件で5,262万5,000円が27年度の支出でございます。</p> <p>それから、コストと対価の検証ということでございますが、まず、そもそもどういった理由ですね、コンサルへ委託をしているかと、そういったところを申し上げれば、まずはコンサルでなければできない、専門的な技術や知識を必要とする事業、これについてはですね、コンサルに出さざるを得ないものと思っております。</p> <p>それからまた逆に、職員がやるよりもコンサルのほうが安価にできる場合がございます。</p> <p>それから最後に、災害対応とかそういった分で、人的余裕がなくコンサルに発注せざるを得ないと、そういったケースでコンサルに発注しておるわけでございますので、職員自身ですね、できるだけやれるものはそれぞれでやるように努力はしておるところでございますが、27年度の実績としましては32件、5,262万5,000円がコンサルへ支払われておるところでございます。</p> <p>見積りの件につきましては、農林観光課長のほうから説明したいと思います。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>工事案件の見積りは何社から取っているかということでございますが、通常の場合は入札に付しますので、通常の場合は入札という形式でやります。</p> <p>入札として積算が不可能な場合、特に特殊なものであると3社以上ということになりまして、施工にかかる見積り、資材単価の決定に関する場合は、原則3社から見積りを取っているという状況になります。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>はい、分かりました。</p> <p>もう1つ、今度のライスセンターのときですね、機械の入札のときに、もう公開してもいいと思うんですけども、落札上限価格はどのくらいに設定して、そして実際に落ちた金額を教えてください。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>上限額は7,573万円です。落札額は4,263万円です。いずれも税抜き価格となっております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>そこに差額がですね、およそ3,300万ぐらいの差が出ていますね。</p> <p>当然見積りもそのくらい、7,500万円ぐらいを取られたんでしょうけども。</p> <p>ということは、非常にやっぱり内容の品質が同じなら、やっぱり安くてもやるということなんですね。</p> <p>ですから、やっぱりそういうときには3,000万儲かったと、極端な話をすればですね。そういうふうに我々は考えるんですよ。ですから見積りは何社も取って、入札する件数も多くしたほうがいいですよ。</p> <p>例えば大分県なんかは、今はですね、ほとんど最低制限価格を公表しております。福岡県の県土はどうかなと思うんですけども、いくらですよ。例えば、上限は1億です。最低制限価格は8,000万ですよというふうに公表しているわけなんです。その中で入れてくるわけなんですけども、やっぱり1億とか、9,999万で落札するよりも8,000万ぴったりで落札すれば、県としては儉約としては、そこに浮く</p>

	<p>と。金が浮くから次のに回せるという話に、理屈になるわけですね。</p> <p>これが昭和30年代、40年代、50年代だったら別でしょう。予算額、予算を立てて、その金額で落とさなくて、それを消化しなければいけないと。じゃあ見積りは何をやってたんだということで、必ず年度末には非常に消化工事が多ございました。私たちの時代、若いときですね。だから、2月、3月になると、もう道路工事がひっくり返したように、あっちもこっちもやると。</p> <p>ところがこれだけ国の借金が背負ってくると、できるだけ低い価格でから入札して、落札してほしいというのが人間の情ですね。当たり前ですけども。</p> <p>ですから先ほど言いましたように、こういうふうには、非常に良い落札だと、私は思います。農林課としてはですね。</p> <p>じゃあ、次に移ります。</p> <p>臨時・嘱託職員の人数と仕事内容と人件費の総額は、今、おいくらぐらいでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>臨時・嘱託職員の人数、仕事内容と人件費の額、これをかいつまんで申しますと、6月1日現在ですね、嘱託職員が19名おります。それから臨時職員が9名、これは代替職員とかですね、そういったものは外しております。合計で28名を雇用しております。</p> <p>嘱託職員の内訳といたしましては、地域おこし協力隊が2名、包括支援センター、社会福祉士、管理栄養士それから包括支援の職員1名、合わせて3名がおります。</p> <p>それから、ダム対策室1名、労務班1名、保育士2名、保育所調理員1名、地域活動指導員1名、社会教育指導員2名、東峰学園講師3名、東峰学園の用務員1名、図書司書1名、給食調理員1名が嘱託職員でございます。</p> <p>臨時職員といたしましては、役場内の一般事務員でございますが、それが3名おります。それから保育士に2名、いずみ館の職員の4名が臨時職員となっております。</p> <p>それから、この臨時と嘱託に対する報酬、賃金の合計でございますが、6月の試算では、総額443万4,000円でございます。これを年額に置き換えますと5,280万ほどになります。</p> <p>それから別と申しますか、人件費として扱うべきでしょう、ということで、社会保険料があるわけでございますが、それが概算になります、年間1,200万ほどでございます。以上です。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。</p> <p>それと一般職員とですね、合わせては現在、28名と一般職員と合わせて、一般職員は現在どうなっていますか。3月31日、若しくは今度4月に入られた方ですね、2名おられると思いますが、それを合わせて何名ですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>村の機構図と申しますか、そういったものも全戸配布行っておりますが、その中でも52名ということで示しております。以上です。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。</p> <p>これを、なぜこの質問を出したか、何度も前から言われておりましたですね、多いんじゃないかと。これは検証する必要があると思うんですよ。</p> <p>例えば益城町、今年の4月に地震災害のですね、一番の大元でから非常に被害を受けられたが、確か126名だったと思います。私が調べたところですね。間違っていたら訂正しとってください。それで1万何千名を賄っております。</p>

	<p>だから大変だったろうなど、それこそ寝る間もなくですね、ここ2カ月近くはですね、死に物狂いでやられたんだらうと思います。</p> <p>だけでも私どもの村は2,000人に満たないかどうかというようなですね、実質の動く人間、宝珠の郷とか村内に住民票だけ置いて、ここにいない人は別にですね、ほぼ2,000人ぐらいだろうと思うんですよ。それで多いのかどうかですね、少ないのか。</p> <p>村長はいつも職員の仕事は大変、大変というからですね、一度検証していただけないでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員もご承知だと思いますけれども、人口比に対して職員の数がなんぼかという話にはならないと思います。</p> <p>それは当然、じゃあもっと多いところは、じゃあ東峰村の比率で多いのかというのは、決してそうではありません。</p> <p>やはり決められたものについては、ちゃんと底辺があるわけですので、それに携わる人間というのは、どうしても必要になってくるということであります。</p> <p>したがって私は、大きいところがなんぼだから、小さい東峰村は人口比でなんぼというのは、ちょっとナンセンスかなと思っています。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>そこは見解の相違です。</p> <p>例えばね、民間だったらそんなことは通じられないんですよ。</p> <p>例えば、1人当たりの売上がいくらかということをしすぐ言われるんですですね。1人当たりは年間1,000万と、じゃあ1億売り上げるには10人いるかと。それが1億2,000万になれば、売上げが伸びれば当然利益になるから、それが社員に対して還元されるという理屈なんですよ。</p> <p>それは、村長、意見が違う。それは、あくまでそれは村長の出身母体が水資源開発公団の、そういう予算でやっているところはそうかもしれないけども、やはり小さい村であつたらですね、一人二役、三役できないと、やっぱり村民は納得せんですよ、私はそう思います。</p> <p>時間がないので、次に移ります。</p> <p>返答はいいですよ。検証できないというんだから、意見異なってるんだから、それはそれでいいです。</p> <p>どうしても言うっていうんなら、どうぞ。</p>
議長	村長
村長	<p>例えば今、民間の売上の話をされましたけれども、それは、その頑張り方によってはそういうことになるかと思えます。</p> <p>ただし公務員と言いますのは、一般のそういったところできないところをやっていると、私は理解をしております。</p> <p>そういったところで、人間がいればそれだけ売上げが、単純に上がるのかと、そういった話には、私はならないと思います。</p> <p>したがって、今、1人何役もって言われましたけれども、村の役場の職員、1人1つの仕事ではありません。それは実態をお知らせしたいと思いますけれども、それは何件でもやっております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>やっぱりそこは意見が異なります。それではやっぱり村の財政はよくなる、私はそう思います。</p> <p>次に行きます。時間がないので。</p>

	<p>農林業に対する各種補助金は、現在、どんなものがありますかという、これは特に林業に対してですね、山の伐採、そういったもの、それから植え付けですね、そういったものに対してはどんなのがあるか、簡潔にお願いします。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>山林、森林、林業に関しましては、現在造林補助それから間伐、荒廃森林が、森林組合が事業主体となって、森林の所有者とですね、山林所有者に事業を行っております。</p> <p>それからもう1つ、大字小石原地域につきましては、ダム関係のですね、造林、水源地域のかん養の補助事業が行われております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3番	<p>はい、了解しました。</p> <p>それから次に行きます。</p> <p>美しく安全で暮らしやすい村づくり、JR沿線のですね、景観整備計画について、お尋ねします。</p> <p>まず、今年度の整備計画は、金剛野周辺なのか、それとも奈良尾周辺なのか、どちらなのか。</p> <p>それから、岩屋駅の下のですね、今、岩屋地区の人が非常に骨折つとるツツジの下草刈り等でですね、やはりいくつか穴が開いてて、それから金剛野橋までは何もなくて藪みたいになっているわけです。その法面にですね、またツツジや他のですね、花木類を植える計画はないかどうか。その辺のところをお尋ねします。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>お尋ねのですね、JR沿線の景観整備の関係でございますけれども、眼鏡橋のほうからですね、順に、あの辺りで3カ所ほど支障になっているところがありますので、上のほうから順にやろうと思っているんですけれども。</p> <p>その前に、この景観のほうの整備をする労務班、今年から立ち上げておりますけれども、そちらの大まかなスケジュールの中でやろうとしておりますので、そちらを簡単にふれてよろしいですか。</p> <p>(「どうぞ。」の声あり)</p> <p>今、梅雨に入っているということですね、先に林道のほうの整備の草刈りとそれから土砂の撤去等の作業を行っているところです。第二大日福井線9キロの草刈りが終了いたしまして、今、土砂の撤去をですね、原ノ迫付近まで行っているところです。</p> <p>このまま大日福井線のほうの草刈り、それから土砂の撤去のほうを進めてまいりたいと思っております、それが大体8月ぐらい、いっぱいまでかかりそうですので、その後に岩屋公園のほうの支障木と言いますか、景観整備のための作業を行いまして、その後に、先ほど言いましたJRの関係の支障木の伐採等を考えているところでございます。</p> <p>その中で言われましたツツジ等の抜けているところとか、そういったところにつきましては、まだいろんな調整等が進んでおりませんので、その辺りも今後調整しながら進めたいと思っております。若干の植栽のための予算も取っておりますので、そういうところに対応したいと思っておるんですけれども、基本的には、あそこはやっぱり地区の方が大事にこれまでされてきたところですので、12月の村長の答弁にもありましたけれども、地域協働の村づくりの補助というものも併せて使っていただいでですね、地域の人も一緒に守っていただくというような取り組みをしていただきたいと思っておりますのでございます。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3番	分かりました。

	<p>じゃあ、順次その林道整備と岩屋の支障木を切ったらJRに移るということで理解をいたします。それでよろしいですね。</p> <p>次に行きます。</p> <p>今、JRはですね、春の5月のときに、ツツジの咲くときにはですね、奈良尾橋からトンネルを過ぎて金剛野近くになったらですね、かなりスピードを落とします。ガタンとですね。</p> <p>それはなぜそれを落とすかという、岩屋駅周辺の下の下鶴地区のこちら側ですね、見えるほうのツツジを車窓から見せるために今やっております。ですからそのことを質問したわけです。</p> <p>それから、できたらですね、景観種子作物でですね、れんげは補助対象になっておりますけども、菜種はですね、対象になっておりません。ですからこれですね、あの周辺、これは宝珠山のJRの周辺全部に蒔きたいぐらいなんですが、これは3月から4月の初旬頃について花が咲くもので、非常に美しいですね。</p> <p>例えば大きい棚田でから、さらにあります蕨野の棚田、これは全部にですね、菜種を蒔いて、満開の菜種の花が咲くところを私も見に行きますが、見事に咲くわけなんですね。壮観です。</p> <p>ですからそちらのほうも、もしあれなら、れんげと同じ扱いをしてもらいたいと思うんですけども。そして、これは肥料になります。れんげはですね、今、農作、田んぼを植え付けの時期が昔と比べて1カ月早くなっております。6月の終わりとかにはなりません。もう5月の中ごろから始まりますから、それまでには鋤き込んでですね、肥料にしとかないかんということが、事情がございますから。ですから、れんげはちょっと遅いのかなと、この辺のはですね。</p> <p>ですから逆に切り替えてもらって、菜種のほうにしてもらいたいと。それを加えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員おっしゃるように、蕨野の棚田、非常にもう菜種の小さいのが育って、ウォーキングとか、そういったこともなされているということは、私も承知をしております。</p> <p>村の農林業振興対策のほうでですね、こういったところは、れんげを菜種に変えるとかというのはまた協議していただいて、変えることができると思いますので、それについては、議員の趣旨に沿ったような形でやっていきたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。</p> <p>じゃあ、ぜひですね、来年度からというか、今年度やらないとですね、来年度には間に合わないんですよ。冬に蒔いても、これは芽が出ません。私が何度か竹の棚田でテストしてみたらですね、やはり全体均一に蒔いたつもりがポツンポツンしか菜種は咲きませんので、できましたら今年度ですね、希望者にはぜひ、秋口には蒔いていただくようお願いできればと思います。</p> <p>次に伺います。</p> <p>自然環境と景観の保全整備についてと書いておりますけど、要は先ほどの森林の補助事業と同じですね、林業の。</p> <p>現在、東峰村、小石原の人も宝珠山の人もそうですが、木挽きという、昔で言う木挽きですね、木こりですね、この人がほとんどおりません。高齢の、宝珠山のほうでは、森林組合で雇われておる和田一喜さんやら井上正憲さんがおられますけども、もう高齢で70いくつかということなんですけども、こういう匠の技というか、そういう持った人がいないんですね。</p> <p>各、日本全国森林組合でも若い人が少しずつ入って来ております。それは補助があ</p>

	<p>るからなんですね、給料もそれなりにと。やっぱり地域おこし隊の18万なんぼです、やれと言ったって、それは極端な話をすると、命を懸けてせないかんですね。一つ間違えば自分の命を亡くすというような職業です。</p> <p>ですから、その辺ですね、人材育成をしないと、この村の林業ですね、はっきり言えば林業と美観ということに関してですね、まるっきりもう誰も手を付けられない。よそから来ればいいですよ、けども地域の人じゃないと、やっぱり難しいということなんですね。やっぱりよそから来る森林組合に属する、頼まれて来る人たちは、やっぱり効率を考えますからですね、そこまでしないということで、特にその人材育成についてですね、村としてどう考えているか、その辺をお尋ねします。</p> <p>これは、本来は森林組合がやることです。</p>
議長	村長
村長	<p>村の林業をどう守っていくのかということであろうかと思います。</p> <p>議員おっしゃるように、私たちの小さい頃は、それぞれの宝珠山であれば宝珠山で十何名か、小石原であれば小石原で十何名かですね、こういった木こりと言いますか、森林を守る方がいたと思います。</p> <p>しかしながら、現在の情勢といたしましては、そういった人たちの仕事が森林組合のほうに移って行っております。そういった中で、村独自でこういった人材を育てるのかということになりますと、なかなか難しいところがある。</p> <p>しかし、こういった山の仕事は当然あるわけですので、今回作りました労務班、それから、またそういった人材を育てるための地域おこしとかですね、そういったものを加味しながら、民有地の森林を、やはり景観づくりをどうやっていくのかというのが、今後の課題だと思っております。</p> <p>それにはまた当然、村が補助を行わなければならないもの、それから民間の方に負担をしていただくもの、そういったところも当然、出てくると思いますので、今後については、そういったところも含めて、これは大きな検討課題だと思っております。</p> <p>したがって、あとそういったことも含めて、今回、木質チップのですね、補助金のほうも県のほうからいただいております。当然、これを稼働させていくためには、民有林の間伐、そういったところの木材がないことには、将来的には運営できないようになっていくと思いますので、もう少し時間をいただいて検討をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>もちろん検討すると言って、その内1年、2年はすぐ過ぎてしまうんですよ。</p> <p>ですから労務班というのが1つの核ではありますけれども、そこにですね、それなりの、都会でもやっぱり林業に携わるという人はいるんですね。映画も作られました。主演はちょっと忘れちゃったけど。</p> <p>これは、本来は国策でやらないといかんことです。日本の国土はですね、やっぱり森林がおよそ9割が占めているということであればですね、結局それが防災に繋がるんですね、話はですね。大雨が降ったときに山が崩れてしまうと、それは杉林やらヒノキ林やら、結局間伐もしないから根も張らない。だから大雨が降ったときはもう土壌が全然弱いと、だから簡単に起きるわけなんですね。</p> <p>これは私が、もう10年ぐらい前になりますけども、熊本というか、九重のところで大災害が、大水害が起きました。あのとき涌蓋山という山がですね、一面やられた、谷と谷がすべてやられて、熊本側も大分側もやられて、その費用が40何億かかりました。大分県と熊本県でですね、砂防ダムをつくるために。</p> <p>その森林を見たら、もう間伐も何もしてないんですね。ですから、国立公園の中なんですよ。けどもそういう状況が起きているということ。</p>

	<p>だから、本来は国がやることです。国土の保全というのはですね。</p> <p>話は元に戻りますけども、実際に営林署がですね、本来営林署というのは育林に徹すべきだったんですね。途中40年ごろから売林のほうに移っていきました。ここが間違いだったんですね。自衛隊と同じで、育林だったら問題なかったんですよ。そうすれば金儲けせんできちんと国土を保全していったんですね。</p> <p>ですから、それは余談として話をしましたが、そういうことですのでですね、村長ですね、検討とか言わんでですね、ぜひですね、今ならまだ間に合う、人材育成はですね。</p> <p>それは、確かに森林組合だから、後はもう知らないよと言えども、それだけのですね、臨時職員を入れてるんですよ。だったらそっこのほうに回していただきたいと、そういうことなんですよ。1人、2人でもいいからですね。だから、ぜひお願いしておきます。</p> <p>議長、まだ時間は、もうないですか。</p>
議長	少しありますけど、お願いしますじゃなくて、質問をしてください。
3番	<p>じゃあ、質問します。</p> <p>宝珠山ふるさと村についての協議時間はございますでしょうか。</p>
議長	<p>ありません。</p> <p>3番 梶原光春議員</p>
3番	<p>じゃあ、これは次のときに、もし質問できたら次のときにしますので、これにて私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>村長はどうですかね、何かないですかね。</p> <p>村長</p>
村長	<p>今お話をいろいろと質問を受けておまして、考え方的にはですね、私の考えているところと大きく離れているということはありません。</p> <p>私もやはり自然環境の維持のためにはどうすべきか、ということは考えております。</p> <p>そういった中で先般も、4月の段階ですけれども、上京した折に林野庁の部長のほう、これは、知った方でありましたので、部長のほうとも面会を求めまして、そういった、とにかく山が死ねば海まで死ぬよと。それから、わが村の山間へき地の話もしまして、山が死んでしまうと土石流災害とか、そういったものも繋がる。それから、もう1点は、鳥獣害対策について、部長との話をさせていただいております。</p> <p>そういったことで、この件につきましても、林野庁あたりをですね、何とか巻き込みながら、やはり国有林が本村は多いわけですので、そういったところの林層替えとか複層林とか、そういったことも含めて、今後またちょっと努力はさせていただきたいと思っております。</p>
休憩	
議長	<p>15時40分まで休憩します。</p> <p>(15時27分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p>(15時40分)</p>
議長	<p>1番 柳瀬弘光議員の質問を許可します。</p> <p>1番 柳瀬弘光議員</p>
1番	<p>一般質問を始める前に、資料の提出をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>事前に確認しております。これを許可します。</p>

	(資料配布)
1 番	<p>まずはですね、質問事項としては広葉樹林化の推進についての質問になります。</p> <p>小石原川ダム建設にあたりダム上流域の水源かん養機能を高めるために、利用者の方々から水源かん養基金に繰り入れを、利水者の方から費用をいただいてですね、繰り入れしている状況だと思います。</p> <p>この基金の目的は、山林の再生、広葉樹林化を進める内容になっておりますが、大字小石原地域の山林所有者への基金の内容周知はできているのでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この事業につきましては、ただ今ご発言のとおり、利水者、水源基金の活用ということで、その活用方法等につきまして、昨年度中にその活用の決定がなされたということで、その後こうした事業を取り組んでおりまして、周知の期間がなく、森林組合のほうにその辺りを委任してしまっている状況がございました。</p>
議長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>民有林の場合はですね、やっぱり所有者の方にもですね、基金の内容を説明、周知していかないことには、なかなか山に行かれない方は分からない方も多いのですよね、いつ切りどきなのかということも分からないと思うんですけども、そういった周知をしていくこと、また計画がですね、今後どのような計画があるのか、お伺いしたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>具体的な計画は、今のところございませんが、ただ、やはり森林所有者の方々へのですね、周知は大事だろうと思っております。</p> <p>森林の所有はされてあっても、今現在どういった状況か。それから、その代が変わったり、名義が変わらずにそのままいった場合に、その引き継ごうという方が境界だとかですね、所在地も不明だという現状があるかと思っております。</p> <p>ただ、こうした水源かん養事業に対する周知を行うことで、再度認識を深められたりですね、水源地域での森林の整備ということに意識が持たれるかと思っておりますので、その辺りの周知は図っていきたいと思っております。</p>
議長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>ぜひ、周知を図っていただきたいと思っております。</p> <p>水源かん養基金の概要についての事業内容の中で、水源林の広葉樹林化の推進で、針葉樹、杉、ヒノキの伐採後の山林に広葉樹を植栽すると書いておりますけれども、これは、皆伐をした後にしかできないのでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>水源かん養事業のですね、事業一覧の中の主伐後の広葉樹林化ということの部分かと存じます。</p> <p>やはりこれは、主伐後でないとはですね、基本的には広葉樹林への転換は難しいかと思っております。</p> <p>それから、先ほどの件に一言だけちょっと補足がございまして、村の主管課だけではやはり周知がですね、徹底できない部分がございますので、関係機関、森林組合等と協力しながら周知を図っていくということで、補足させていただきます。</p>
議長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>今、先ほど答弁にありました全伐してからしかできない、主伐ですね、そういった理由は、どういった理由なのでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>これは、技術的な部分も関わってまいります、やはり間伐、若しくは択伐、若しくは部分的なですね、帯状に伐採する方法が伐採の方法として上げられるかと思いま</p>

	<p>すが、その森林施業の一連の流れといたしまして、やはり皆伐、主伐をした後に、すべてを苗を植栽するという効率性等はあるかと思ひます。</p> <p>択伐なり強間伐と言ひましようか、通常は森林の立木材積に対して、20%程度の伐採等が間伐ということがありますが、それを40%にして、日が当たる状態において樹種を広葉樹に変えていく方法もござひますが、それですと伐出にかかる労力等円滑化がはかれなひというところもあつたりいたひますので、それは事業主、施工業者等がですな、協議において進められるかと思ひます。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>その効率性を求めるとですな、そういうふうな全伐して、植樹になるとは思ひんですけれども、やはり今、山を見てみると、単純林化してひいるというかですな、効率をはかるために同じ木を植えてひいる状況なんですけれども、村の山の地形を見てみると、やはりその災害警戒区域の場所があつたり、やっぱり場所によってはですな、土砂崩れの可能性もあるのではないかなというところで、先ほどお渡ししてひいる資料1のところなんですけれども、針広混交林というやり方が、研究をしてひいたところがですな、国立研究開発法人というところで森林総合研究所が1988年から2003年の間に熊本県の土地で、こういった林業の方法として上げてひいるんですけれども。</p> <p>間伐してですな、次また間伐するところの近くから広葉樹を植えてひいたほうがですな、すぐに水源かん養も高まると思ひますし、長い間樹齢の異なる針葉樹とですな、広葉樹の伐採期がずれるために、総体的に長い伐採期が望めるそうですが、こういった間伐をしたところからでも植えるような内容にできないのでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>やはりこれも技術的な部分となりますので、私の部署としてのはですな、答弁には限界はござひますが。</p> <p>この方法で、以前混交林というのではなく、複層林という考えで、杉の間伐をした後に、また杉、ヒノキを植えるという複層林とかですな、という形での施業の方法はあつたかと思ひます。</p> <p>今、林業、森林造成の中で、今研究がされてあるようなですな、森林の保全、機能的なもの生産力を高めるといふ部分とですな、目的が全く異なつてまひいますので、そうした中で針広混交林の考え方というのは研究が進められてひいるかと思ひます。</p> <p>県のほうといたしましては、福岡県、国もそうだと思ひますが、今現在、戦後に植えられた杉、ヒノキがもう70年前後来まして、その山林の活性化という意味で、主伐を進めてひいる現状もござひます。この研究とは全く別物ですけれども。</p> <p>ただ、水源地域は、特に水源かん養の保安林若しくは土質によっては土砂流出防備林という保安林の指定をされてあることが多々あるかと思ひます。</p> <p>その場合は、その面積に制限がござひますので、山林被害、土砂流出だとかのですね、崩壊の危険があるときには、制限を受けるといふことでござひます。</p> <p>ですので繰り返しますが、林業としての生産力を高めるものと針広混交林のあり方というのは、また別ものでござひますので、ちょっと私の答弁にも限界があります。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>基金を設置してですな、広葉樹林化をしてひいく中で経済的な経済林としての考え、またはそういった水源かん養を高めるための機能も考えてひいなくてはひいけないと思ひますので、ぜひですな、状況に応じて計画を変更することも大切なことではないかなと思ひます。</p> <p>次の質問なんですけれども、広葉樹林化を推進する上で、特に民有林の場合は水源かん養だけではなく、広葉樹林化を今後図つてひいく上で、今後の木材の価格又は活用</p>

	等の考えはあるのでしょうか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>やはり針葉樹林に比べまして広葉樹林は、その用途が制限されると言いますか、用途に、流通としてですね、どこまで広がっているか、あるいは木材としての価値、取引がですね、なされてあるかという部分はございます。</p> <p>杉ですと、1㎡1万数千円、ヒノキですと2万円近くというような販売が可能なものに対して、広葉樹に限りましてはですね、やはりそのケヤキだとか桜、楓にしても、巨木になればですね、そうした用途、家具等にですね、用途はあるかと思いますが、やはり数十年単位でのですね、この杉、ヒノキに対しての広葉樹の経済的側面は、あまり望めないのかなという現状はあると思います。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>岡山県西粟倉村というところがありまして、そこは1,600人ほどの村なんですけれども、百年の森構想という森の再生に向けですね、役場が森林所有者と協定を結んで、森林を預かってですね、間伐や作業道の整備を行う取り組みや森の再生のための家具などの木工製品の製品化をしているようなところもあるんですけれども、今後村の中でのですね、また木材の需要を高めたり、循環を作ったりする考えはあるのでしょうか。</p> <p>これは、村長にお伺いしたいと思いますけれども。</p>
議長	村長
村長	<p>さっきのですね、梶原議員のときにも申しましたけれども、やはりこの山を守ることがですね、しいて言えば地域の安心・安全に繋がるわけだと、私は考えております。</p> <p>そのためには、さっきも話しましたように、林野庁の本庁の部長あたりとの話もいろいろとしてきたんですが、林野庁におきましては、地域を守り安心・安全な地域づくりとかいうのは、パンフレットに書いてあるわけですね。</p> <p>そうしますと、じゃあ林野庁はどういう、その地域を守ると言えば、自衛隊と同じじゃないですかと、ごめんなさい、国土を守るでしたね。国土を守り、地域の安心・安全を守るというようなことで、それで、そういったことも話をしてきました。</p> <p>当面私としては、急ぎますのは鳥獣害対策、それからもう1点が土石流の対策ですね、そういった面で国有林がわが村には多いわけですので、その辺りでも皆伐をさせていただいて、その辺り広葉樹あたりを植えられませんか。その広葉樹を植えるにしても、小さいものであれば、もう鹿の被害を受けますので、やはり高さが2mから2.5m、そういったところの補助も出ないんですかという話は、ちょっとさせていただきました。</p> <p>今、林野庁のほうとしてはですね、鳥獣害対策、それにつきましては、個体数を減らすと。そのためにいろんな罠、囲い込みの罠とかですね、そういったこともやっておりますからという話でしたけれども、その皆伐をして、広葉樹林を植えるということについてはですね、なかなかそこまで行ってないというのが、私の受けた現状であります。</p> <p>ただしそれは、林野庁さんの都合もあるんでしょうけれども、机上の話と、やっぱり現場の話というのは違うわけですね。</p> <p>そういった中で、再度、今、福岡森林管理署長あたりもですね、来ていただいてお話をさせていただきましたし、県のほうの朝倉農林ですか、その課長さんも来て、いろんな話をさせていただきました。</p> <p>そういった中で、やはりこの村に合ったですね、山づくり、こういったものも含めて考えていかなければなりませんし、もう1つは、本当に山を守る次の人材ですね、</p>

	<p>梶原議員も言うておりましたけれども、ここら辺りについても、以前はそれで生計を立てていた人がいたわけですから、やっぱりそういったところも含めて、再度考え方を考えていかなければ、いつまで経ってもこの東峰村の山林については、問題が多いのではないかなと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、時間をちょっといただいて、そういったところからまた話を進めさせて、林野庁あたりとですね、話を進めさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>村長がおっしゃるとおりですね、大字小石原に関しては、特にまた国有林がほぼ占めている状況ですね、村のほうとしては、基金化して広葉樹林化して、水源かん養基金を高めていくというところが、民有林の部分はやっていくんでしょうけれども、国有林はまた、今、芝峠のほうですかね、国有林はまたヒノキを9千本とか植えてる状況なんですけれども、同じ村の中、大字小石原の中にあつて、国の方向性と村の方向性が、ベクトルが違っているということではですね、もっと村のほうも要望だったり、また分収造林という形が取れないかなとは思っているんですけれども。その辺のようにお考えでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員がおっしゃいますように、国のほうの考え方は、また、切ったところに同じものを植えていくというような考え方、これは、現実を見ても変わっていないと思っております。</p> <p>先ほども言いましたように、東峰村をですね、1つの特区にできないかなと考えております。</p> <p>そういった中で、国有林等につきましては、広葉樹林をやっぱり植えさせていただくという考えがありまして、林野庁との話も進めさせていただいているところであります。</p> <p>まだまだ国のほうとの距離感はありますけれども、何とか特区あたりの考え方も、1つの有効な手段ではないだろうかと思っております。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>分収造林制度というところでの、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。</p> <p>窓口といたしましては、森林管理署ということになりまして、国以外の造林者というふうに表記されております。</p> <p>任意の団体それからNPO若しくは林業後継者のグループ等がですね、国と契約して、その代りに造林をし、木を育てていくと。</p> <p>平均的に言えば、40年、50年を契約期間、最長80年というふうにされておるようですが、分収割が7割と国が3割といった中で、村長申されましたように、やはりそこに、以前植えてあつた杉、ヒノキというのが、再造林が基本であります、事前協議によっては広葉樹も植栽が可能だというようなことであるようです。</p>
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>村長が言つてらっしゃつたように、特区とかですね、今後の山の景観だったり、機能性だつたりを考えるとですね、少しずつでも前に進んでいかななくてはいけないことではないかなと思つています。</p> <p>自分も猟友会にも入つてですね、いろいろと連絡があれば行つてはいますけれども、やはり鹿がですね、民家の近く来て、そういった食害を起こしているということではですね、山のほうにもなかなか食べ物が少ないのかなと。そこでまた個体数を減らし続けていけばですね、鹿はどこに、安心して住める場所がないからこそ出てきているわけであるからですね、まずは山、国有林等をですね、落葉広葉樹だつたり下草が</p>

	<p>生えているような状況に、やっぱりしていくべきではないかなとは思いますが。ぜひ、進めていただきたいところではあります。</p> <p>次の質問に移りたいと思います。</p> <p>竹の資源の活用についての質問なんですが、これは資料の2ですね、②のほうにはなるんですけども。</p> <p>嘉麻市のほうですね、市のほうが竹のチップ、チップパーをですね、破碎機を購入して、森林組合のほうに委託し、民間の団体だったりですね、個人の竹林の被害があるところとかの竹をですね、機械をレンタルして、1日に日当オペレーター付きで1万円とかですね、竹の資源の活用をやっているんですけども。</p> <p>東峰村のほうもですね、こういった竹の資源というのを活用して、農作業とかに使って有機農法だったりを進めたり、うまく資源を活用することができないかと思いたすけれども、そういったお考えはないでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>いい提案をありがとうございます。</p> <p>早速ウェブ等で調べさせていただきましたら、結構、木材でも15cm、20cmあたりまではいけそうな機械もあるということで、今、議員言われるように、それをやはり畑とか何かに入れて肥料にするとか、そういったことも書かれておりました。</p> <p>こういったことはですね、やはり竹とかを伐採して、なかなか腐らないものですから、そういったところのものが、この機械を通じてですね、資源化できると言いますか、有効な資源化できる、そういったところもあるかと思いたす。</p> <p>担当課の申しますところ、特有林産基盤整備事業と言いますか、そういったところの補助金もあるみたいですので、これについては、早急に、前向きにですね、取り組んでいきたいと思っております。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>ぜひですね、村の資源を村の中で循環させたりですね、活用したりすることをですね、今後進めていただきたいと思いたす。</p> <p>最後になりますけれども、やはり他の議員さんも言われたとおり、災害等が増えていますので、村の中でも災害の危険災害区域が、イエローゾーンが300、レッドゾーンが300でしたっけ、そういった山間部ではやっぱり土砂災害が一番の災害件数が多いのではないかなと思いたすので、山林をですね、山の形を、やっぱり災害に強い山づくりをすることによってですね、危険の回避、起きてからの対処も大事なんですけど、起きないようにどうするか、山造りを考えていくことも長期的に必要ではないかと思いたす。</p> <p>特に、去年ですかね、皿山地区の三叉路のところの法面がですね、石がむき出し状態になっていて、すぐ役場のほうに対応していただき、網を張っていただいたんですけども、あそこはスクールゾーンなんで、すぐしていただいたと思うんですけども、その網を張った後に植物がしっかり雑木だとか茂っていてですね、すごくがっかりとした法面になったなと思いたすので、うまく植物を使ってですね、適地、適木で、崖が崩れそうなところに挿し木の杉の木等を植えてれば、直根が生えないので根が広がってしまうので、やっぱり実生というかですね、自然の植物を使ってシャガとかですね、うまく被害防止に繋げることができるのではないかなと思いたすので、ぜひ今後とも進めて、検討していただきたいなと思いたす。</p> <p>以上で、一般質問を終わります。</p>
議長	<p>引き続き、4番 黒川隆康議員の質問を許可します。</p> <p>4番 黒川隆康議員</p>
4番	先ほど高橋議員と長澤議員が、防災に関する避難のあり方、あるいは庁舎の耐震

	<p>等についての質問がありました。</p> <p>私は、生活環境の整備という観点から、土砂災害防止法の中でいくつかお尋ねしたいと思います。</p> <p>今、様々な災害が全国で発生しております。最近では熊本地震が最たるものですが、このことで村民の皆さんも不安を感じていることは言うまでもありません。</p> <p>当村では、災害の危険から身を守るため、災害警戒態勢の確立や避難所の指定、あるいは自主防災組織づくりや土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域のハザードマップを作成し危険箇所の周知をしております。</p> <p>また、昨年より避難訓練も行われています。こうした取り組みは行政として、村民の皆さんの生命を守るために必要不可欠ですので、今後ともしっかりとした対策を取っていただくことを要望し、また期待もするところですが、この土砂災害特別警戒区域のハザードマップ作成により、困惑されている方がいらっしゃいます。</p> <p>平成26年の防災対策協議会での資料によりますと、村内においての土砂災害警戒区域は、先ほど村長の答弁の中にもありましたが、327あり、その内特別警戒区域が311であります。土砂災害警戒区域のほとんどが特別警戒区域ということになります。</p> <p>そこで、住民の皆さんの今後の対策と不安の解消に少しでもつながればとの思いから、質問をしたいと思います。</p> <p>初めの質問ですが、土砂災害防止法により、土砂災害特別警戒区域においては、住宅等の新規立地の抑制、それから既存住宅の移転促進等が記されていますが、このことについて、詳細な内容の説明を求めたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>土砂災害防止法によってですね、議員が言われるようなことが、住宅等ですね、建築を行う場合は、建築物の構造の規制によって建物が建てられないというようなところがございます。</p> <p>これにつきましても、やはりそういった危険区域内にですね、そういった住宅を再度建てるということになりますと、当然危険が伴うわけですので、そういったことから建築主事あたりですね、確認を受けることが必要と言われているんじゃないかと思っております。</p> <p>移転等の勧告につきましては、土砂災害が発生した場合、その居住者等の生命または身体に著しい危険があるといった建物の所有者に対しては、特別警戒区域から安全な区域にですね、移転をする。その際に都道府県知事が移転等の勧告、そういったものができるというような形になっております。そういったところです。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>じゃあ確認いたしますが、住宅等の新規あるいは建替えについてはですね、土砂災害警戒区域は可能である、ですよね。特別警戒区域はだめだということで間違いありませんかね。</p> <p>あるいはですね、特別警戒区域であっても、何かしらの対策を講じれば可能となるのか、そうであるならばどのような対策をすればよいのか、また、その判断は誰が行うのかをお尋ねしたいと思います。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>ただ今言われました土砂災害特別警戒区域、この区域につきましては、土砂災害を防止、軽減するための安全な構造を満たすもの、そういった構造であれば建築することは可能です。</p> <p>どこが確認するかということですが、県のほうに確認申請を出しまして、県土事務所、こちらで言えばなりますが、そちらのほうで確認が行われます。</p>

	あと構造につきましては、その建築確認の際での指導となるかと思います。
議長	4番 黒川隆康議員
4番	分かりました。 次にですね、土砂災害防止法による支援策としてですね、住宅金融支援機構の融資、それから地すべり等関連住宅の融資、それから崖地近接等危険住宅移転事業による補助が明記されておりますけれども、そのことの内容説明を求めたいと思います。
議長	建設水道課長
建設水道課長	まず、移転事業につきましてですが、崖地近接等危険住宅移転事業というのがあります。住宅の除去、撤去費、それから動産の移転費、仮住居費などの費用に対しての補助がございます。1戸当たり80万2,000円を上限としております。 それから建設につきましては、危険住宅にかかる住宅の建設または購入の資金を金融機関等から借り入れた場合の利子相当額の補助でございます。1戸当たり415万円を限度としております。 内訳としましては、建物が319万、土地が96万円、この事業につきましては、国の補助2分の1、県費4分の1、村費4分の1でございます。
議長	4番 黒川隆康議員
4番	それではですね、過去にそうした対応をされたことはあるんでしょうか。あるいはそうしたことで相談に来られた方はいらっしゃいましたでしょうか。 あれば、どのような対応をしたのか、お尋ねします。
議長	建設水道課長
建設水道課長	過去に実績としてはございません。一応私の記憶する限りではないということでございます。
議長	4番 黒川隆康議員
4番	あその原の下ですね、あその家、道路にかかったということで立ち退きましたよね。そのときにあそこは警戒区域だということで、建てることができなかったかと思うんですね。 移転をやむなくなさったということで、確か村外に出られましたよね。そういうときの対応というのは、どういうふうにされたんでしょうか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	当時、ちょうど制度ができるという時期ではございましたけど、移転事業については、その時点ではまだ、制度後にできたというようなことではございます。 ただ、建物がつくれなかったというわけではなかったのですよね、その辺りのちょっと、そのまま日田のほうに引っ越されたということなんですが、ちょっと個人的なことについては、詳しいことは存じませんが。
議長	4番 黒川隆康議員
4番	こうしたことの心配をされる方が結構いらっしゃるんですよ。特別警戒区域に自分の家が今あってですね、例えばお子さんが外に出られて、将来帰って来ると。それでも家が古くなって、建て替えたいというときにですね、そこにやっぱり建てられないということもあるわけですね。 別に自分が持っている所有地があればいいんですけども、ない場合。そうしたらどうしてもよその土地を探さなければいけないわけですね。そうしたときに村内で見つけることができなかつたら、どうしても村外に出て行く必要が、なってくるわけですね。 それはですね、人口減少対策にも関わることでありますので、村としてですね、やっぱりそういう親切的な対応というか、相談に乗ってやるということが、僕は必要であるというふうに思うわけですね。

	そういう観点から村独自の支援策はありますか。あればその詳細な内容をお聞きしたいと思います。
議 長	村長
村 長	村独自の支援策ではありませんけれども、東峰村崖地近接等危険住宅移転事業補助金交付要領によって、対応をしていきたいということですが、それがよう分かりませんね。これは、ちょっと後で説明させます。
議 長	村長
村 長	どうもすみませんでした。 これは、先ほど建設水道課長が答弁をした中での、村費の4分の1、これだそうです。
議 長	4番 黒川隆康議員
4 番	その、確か4分の1というのは、土砂災害防止法の中に決められたものだと思うわけですから、村独自の支援策というのは、ないということですよ。 それですね、6月の7日の新聞でした。西日本新聞に筑前町のことが載っていました。 当初予算ではですね、住宅リフォーム補助として1,080万、これは1件の上限が20万だそうですが、計上していたそうです。ですが、熊本地震後にですね、要望がすでに30件オーバーしたということで、予定を上回ったためにですね、6月の補正、今度の補正ですね、急ぎよ1,000万の増額をするといったことが書かれておりました。確かにこういうことも必要かなと、村独自ですね、町独自で。 ただ、私は、補助金も確かに必要だとは思いますが、それと同様にですね、相談者の立場に立って、対応策を考えることは大切であると思っております。 予算がないとかですね、今までそういった例がないとかいうことで終わるのでなくてですね、相談者とともに考え、その人にとって最適な方法を見つけていくといったことが必要であると考えますが、今後ですね、今、支援策はないということでしたが、これからの支援策として、どのような取り組みをされるのか、あるいはどのようにしていきたいと考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。
議 長	村長
村 長	支援策、二通りあるかと思います。 1つがやはり補助金の関係ですね、もう1つが議員言われるように、その辺りの相談あたりをやっぱり取り組むということになってくるかと思います。 したがって、筑前町の話は知らなかったんですけど、今後村としてもですね、この補助金については検討させていただきたいと思います。 しかしながら、相談の対応等についてはですね、すぐにでもできることですので、このことにつきましては、今後ですね、早急に取り組んでいきます。
議 長	4番 黒川隆康議員
4 番	村民の方が安心して暮らせることを目的として、ぜひ、実効性のある取り組みをお願いして、この件に対する質問は終わりたいと思います。 次にですね、私が昨年の3月に文化財の件で質問をいたしました。 その折に、文化財の倉庫について質問したんですが、あれからもう1年を過ぎました。この前の総務常任委員会の折にですね、課長から説明は受けたんですが、村民の方も知りたいという方もいらっしゃると思いますので、あえてここでもう一度ですね、今の経過を説明をしていただきたいと思います。
議 長	教育長
教 育 長	まず、収蔵庫は愛林学荘ですね、あそこを中心に置いておりました。そこが住宅建設ということで、場所を移転しなければならないというふうな形で、この問題が出て

	<p>きております。</p> <p>その中で、昨年の3月の答弁ではですね、旧小石原小学校の一角、あの辺りを活用して、観光客への、ちょっとこう見られるとことか学習の場とか、そういう方に活用したいというようなことで答弁をしております。</p> <p>その後ですね、旧小石原小学校の跡地を別な形で活用するという新たな再建計画等も出ましてですね、あそこは使えないということになりました。</p> <p>その部分で、場所をどこにするか、新たに建てるか、いろんなことを検討したんですけど、財政的な問題もあつたりですね、総合的な文化財のあり方とか、そういう部分ではまだちょっと検討が不十分なところがありましたので、とりあえず仮置き場的なもので場所を見つけていこうということで、場所をいろいろ探していったわけです。</p> <p>特に、村の中には使っていない施設がですね、まだだいぶあるので、そういうところが収蔵庫として適する場所がないかということ、いろいろ検討していきました。</p> <p>その結果、最終的にですね、JAの梨の集荷場、小石原地区にありますけど、ちょうど道の駅から皿山方面に入って、数十メートル行った右側ですけど、あそこを村の土地でJAのほうに貸しとったというような土地がありましたので、その場所を見たところ、広さとかも十分あるということで、その場所に決定しまして、今年の5月中に、5月の中旬ごろまでにですね、移転をしております。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>昨年、確か焼物の伝産館の地下かなんかを活用するという話もあったと思うんですよ。それも予算がすごいかかるということで取りやめ。他の用地を探したということですね、これは小石原だけに限らず宝珠山地区にも相当あるわけですよ。</p> <p>だから、そういうことも含めて、もう少し取り組みがですね、必要ではないのかなというふうに思うわけですよ。</p> <p>小石原、宝珠山地区の場合は、旧宝珠山保育所の跡地をですね、ということをおっしゃってました。しかし予算的にかかるということで、まだ再考しているんだろうと思いますが、できるだけ早くそういう結論は出して、今ある公共用地あるいは余った建物があればですね、そういうところを活用して、していただきたいというふうに考えています。これは村の人たちに知っていただくということで、お答えいただきました。</p> <p>これで、私の質問は終わりたいと思います。</p>
散会	
議長	<p>これもちまして本日の会議を終了します。</p> <p>明日15日は午前9時30分から開会します。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(16時29分)</p>

第5回 東峰村議会定例会会議録

平成28年6月15日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

平成28年 第5回東峰村議会定例会議事日程

平成28年6月15日開議

日程第 1 一般質問

開 議	
議 長	<p>改めておはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>昨日の黒川議員の一般質問で、文化財の収蔵庫の答弁で少し間違いがありましたので、削除をお願いしたいと思います。</p> <p>昨日、答弁した部分で、小石原JA梨集荷場のところですね、あそこを村の土地である小石原JA梨集荷場跡地というふうに答弁をしておりました。</p> <p>正確にはですね、土地はJAあさくらで建物が村のものということですので、その部分は回答と直接的には関係ありませんから、村の土地であるというところを削除させていただきます。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>6番 梶原文明議員の質問を許可します。</p> <p>6番 梶原文明議員</p>
6 番	<p>私は、ふるさと納税の取り組みについて、質問をさせていただきます。</p> <p>まず最初に、平成27年度にふるさと納税をしていただいた活用内容については、使途内容等を納税者にお知らせしているのでしょうか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ただ今、議員の質問につきましては、平成27年度ふるさと納税をしていただいた金額につきまして、現在、寄付金の一部をですね、子育て支援のほうに使っております。</p> <p>他の分野につきましては、形ある活用はまだ行っておりません。</p> <p>ふるさと納税をしていただいた方に、そういったことでお知らせをしておりませんが、今後につきましては、村のホームページとか広報等でですね、お知らせをしていきたいと思っております。</p> <p>なお、活用のアンケートでは、自然環境、景観保全事業に活用してほしいという要望が多くありましたので、今後はこういったところでふるさと納税は使わせていただきたいと思っております。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>26年度に対して、27年度は寄付をしていただいたふるさと納税額がですね、今朝のテレビ等でも言われていますが、全国平均で約4倍ぐらいに増えているそうです。その増加しているのは、こういった内容でそういうふうになっているのか、東峰村の場合はどのぐらいの割合に増えているのか、ちょっとお聞かせください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>全国的にふるさと納税、マスコミ等とかですね、メディア等によりますと、増えているということで、1つは返礼あたりの品々の魅力、そういったところもあるのと、もう1つは、税金の対策と言いますか、そういったところもあるかと思えます。</p> <p>26年度の金額等については、担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思えます。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>推移についてご報告いたします。</p> <p>26年度は36件で90万4,000円でした。27年度におきましては、約倍の</p>

	<p>人数66名で、金額として2倍のですね、229万5,268円でした。</p> <p>ちなみにですね、25年度の数值はですね、15件ぐらいですね、36万というように、2年前に比べれば相当伸びているところです。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>全国的に納税額は増えているようですが、そうした中でですね、現在まででふるさと納税を寄付をしていただいた方々にですね、納税する段階で要望等がなされ、どういった分野に使っていただきたいという要望等が書いてあると思うんですが、現在、村長がおっしゃるように、子育て支援ぐらいしか使って行ってないということですので、その残された額をですね、やっぱりせっかくしていただいた方々から見ればですね、どういった分野に使ってもらいたいという要望があれば、やっぱりそういった分野で使っていないと、やっぱり寄付をされた方々から見ればですね、なんで使わんちゃろうかというような思いがあると思うんですよ。</p> <p>その辺りをちょっと、現段階では子育て支援でしようけど、今後自然環境とかですね、教育分野とか、いろんな分野にやっぱり要望があると思いますので、あんまり固定せずにですね、やっぱり広い分野で使っていくほうが、私はいいんじゃないかと思うんですが、その辺りどうでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>ご指摘いただきましたように、28年度の5月末で約600万強のふるさと納税の金額があります。</p> <p>そういった中で先ほど答弁をしましたように、やはりわが村は美しい村に加盟しております。そういった中で、外から入って来られる人が、良いやはり気持ちを持てるような環境づくりですね。</p> <p>例えば、国道等にさしかかっている木の枝とかですね、この前もちょっとダム対策委員会ときにもご指摘を受けましたので、そういったところあたりですね、きっちりとかういったお金を使わせていただいて整備をはかり、せっかくふるさと納税をしていただいた方々の気持ちをですね、十分村の中でも活かしていきたいと思っております。</p> <p>今までちょっとそういった点に欠けていた件につきましては、お詫びを申し上げたいと思っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>ぜひともですね、村長がおっしゃるように、村の環境保全、また納税をしていただいた方が村を訪れたときに、ほんときれいな村だなということですね、やっぱり思っていたくためにもですね、そういった方向で使っていくほうが、私はいいと思います。</p> <p>次の質問に入りますが、ふるさと納税の返礼品はですね、東峰村の場合は、棚田米ふるさとセット、柚子つくし、施設利用券と、あんまり品目が多くありません。これを追加することはできないのか。</p> <p>他の市町村に比べるとですね、返礼品も少ないと思います。ただ、金券ショップとか、そういうのは私もあんまりよろしいとは思いませんけど、返礼品の中にもですね、陶器等も加えてはどうでしょうかという、1つの案ですが、提案ですが、どうお考えでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員ご指摘のとおりで、返礼品の数がですね、あまりにもちょっと少ないんじゃないかというのは常々思っておりました。</p> <p>したがって、その拡大につきましては、今月の広報等でですね、村内の方からの要望等をですね、募りたいと思っております。</p>

	<p>それから焼物につきましても、陶器組合さんのほうとお話をさせていただきました。その中で、回答的には、個別に対応したいということですので、それはまたそういった形ですね、対応させていただきたいと思います。</p> <p>それから、先ほど金券ショップというような話が出ましたけれども、ここら辺りのクーポンとかですね、そこら辺りを使えば本当に焼物屋さんとか、そういったところにもいいのかなと思っておりましたが、これはちょっと制度上だめみたいですので、これはちょっと取り組めない状況です。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>金券ショップ等はですね、新聞紙上等にも書いてありますようにですね、やっぱりあんまりいい方向では、私はないと思います。あんまり例を、市町村の名前を出すと問題がありますので出しませんが、2,000円の負担で何百万というですね、そういった金券もあるそうなんです、そういったことについては、私はいいいとは思いませんので、その辺はお分かりですので、これ以上言うところがありません。</p> <p>ところが、次の質問に入りますが、ふるさと納税のですね、返礼品等の申請用紙があるんですね、これ事業者向けというか、個人でもいいんでしょうが、この様式等はですね、周知をしているんでしょうか。事業者でもいいんですが、今までそういった周知を出したのがあるんですかね、さっき言われた棚田米とかふるさとセットとか柚子つくし、施設の利用券、こういったものを、これを利用して返礼品をですね、する人たちに周知されてたんでしょうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますが。</p>
議長	村長
村長	<p>ふるさと納税をですね、どういった形で行うか、知るかということにつきましては、ダイレクトに役場が作っていますふるさと納税のパンフですね、そういったもの。それから、もう1つはホームページがあるんじゃないかと思っております。</p> <p>そういった中では、ちゃんとその4、5品目のですね、返礼品については、こういったものですよという形では記されております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>先日、総務のほうの委員会の資料の中にですね、様式第1号の1、東峰村がふるさと納税返礼品協力事業者参加申請書という様式がありますよね。これは、私たちは見たことが今までなかったんですが、こういう様式があればですね、やっぱり生産物を村の中で随分作ってあると思うんですよ。</p> <p>送る場合に、期間がある程度日にちが経つと問題があるかもしれませんので、そういった品物じゃなくても出せる方、返礼品の中に私の作っているものを入れてほしいとか、椎茸とかやったら絶対入っているでしょうけど、そういった個人の生産者に、全村民の中で農業をしてある方とか、そういった方にも周知をなされていたんでしょうか。その辺をちょっとお聞きします。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>ふるさと納税の返礼品の品目につきましては、村の特産品であります棚田米とかふるさとセット、柚子つくし、また施設の利用券の4品目だけになっていました。</p> <p>よその市町村を見ると、100ぐらいのですね、筑前町であれば100近くの返礼品をホームページに載せていましたので、わが村もですね、ふるさと納税の返礼品の募集をですね、村長、冒頭に言いましたように、今月の15日のですね、チラシで募集をしようと思っております。</p> <p>そして、その中身につきましては、返礼品の募集をいただいた方にはメリットとしてですね、やはりその商品がホームページに記載されたり、また、その商品をPRができるというふうなところは考えております。</p>
議長	6番 梶原文明議員

6 番	<p>東峰村のすぐ向こう側の、隣の嘉麻市なんかは200種類ぐらいあるそうです。</p> <p>やっぱりさっき担当課長のほうからも答弁がありましたようにですね、ぜひ、この品目等はですね、周知を村民の人にしていただいて、やっぱりその中に加えていただいて、やっぱりそういった村のためになっているということですね、企画すべきじゃないかなと思います。</p> <p>1つその中にですね、問題があるのは生産物と、こういう農産物関係を出す場合には、生産履歴、要するにですね、肥料、農薬、こういったものをですね、きちんと明示する必要が私はあるんじゃないかと思うんですが、せっかくそういったものを出していただけるのであればですね、やはりそういった生産履歴、これもやっぱり一緒に付けて出してもらったほうが、やっぱりせっかく頂いたものをですね、やっぱりこういった具合で送らせていただいていますという、そういった観点からですね、ぜひとも私は必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>今後村民にですね、返礼品の募集をしていただくんですが、東峰村の特産品でもですね、トマトだったり梨であったり、いろんな農産物があります。その中でやっぱりおいしいもの安全なものを届けていくためには、やっぱり生産履歴というのは必要であるかと思います。</p> <p>そういうことで、生産者の出展者にはですね、そういうものを付けていただくようにですね、お願いしたいと思います。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>今、課長がおっしゃいますように、やはりどこの直売所でもですね、こういった生産履歴は、作られている方は出してありますのでですね、今は品目によっては、もう全然使えないようなやつとか、一つ一つ、野菜一つ一つに使えない農薬がありますのでですね、非常に難しいところはあるんでしょうけど、やっぱり安全なものを送っていただいているという観点から、ぜひともお願いをしたいと思います。</p> <p>次の質問に入りますが、ふるさと納税のですね、使っていく中で、子育て、教育、文化ということでですね、子どもたちにですね、学校関係にも視野を広げていただいて、そういった分野にも使っていただいたら、それに子どもたちのお礼の手紙等も一緒に付けて、出すのはどうでしょうかということ私を思っているんですが、教育長どうでしょうか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>ふるさと納税の返礼をですね、書くとすれば、まず子どもたちが税についての学習とかですね、ふるさと納税とはどんなものかという、まず学習をしなければなりません。知らないままで返礼を書くとすれば、子どもたちを利用するようなことにもですね、なりかねませんので、そこはまずしっかり学習をすることが大事だなと。でないと子どもたちを指導する先生方もですね、なかなか指導しにくいと。</p> <p>今の学習においてはですね、小学校の6年生で少し税金とはという学習があります。それと中学校の社会科で公民的分野、私たちの暮らしと経済という内容の中に具体的な税の学習が入ります。それはまあ2学期の終わりぐらいになるんですけどね。そういう部分を含めて学習をしないと、子どもたちにただ書きなさいだけでは、やはり気持ちもこもらないということにもなりかねません。</p> <p>それと、今、子育て支援に使われていますし、具体的に教育に、こんなところに使われているよということをはっきりした時点で、子どもたちにもそういう学習をさせていく、そういうことから検討していくことかなというふうに思っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6 番	なかなか学習をしていく中で、これを入れるということになると、最初に教育長が

	<p>言いましたようにですね、なかなか難しい面があるかと思えます。</p> <p>これは、私は、それ以上は質問する気はありません。これは学校の中の問題ですので、そういう考えもあるということですね、終わりたいと思います。</p> <p>次にですね、マイナンバー制度について、お聞きをします。</p> <p>28年5月末の通知カードの交付状況、これはどういうふうに現在なっていますでしょうか。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>マイナンバーの登録制度の通知カードの件につきましてはですね、通知は平成27年10月からの制度開始で902世帯にですね、全世帯郵送しているということで、人数として2,321人の方にですね、郵送はされております。</p> <p>その中で、若干数十名の方が受け取ってないというふうなところはありますけど、現在のところすべての方に通知はされておるといふふうなところではあります。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>現在ですね、登録をされてる方、これは非常に少ないと思うんですが、免許証等をですね、持ってある方はそんなになくてもですね、行政に来られて免許証を見せれば本人確認ができますけど、お年寄りの方はですね、免許証を持たない健康保険証だけという、その本人確認であればですね、やっぱりこのマイナンバーの登録をしていただければ、非常に行政としてもいい面だろうと、私は思うんですが、そのあたりを今後ですね、どういうふうに考えているのか、進めていくのか、もうこの辺で本人の意思によってもうどうするのか、その辺はどうですか。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>先ほどの答弁ではですね、通知カードの配布というようなことで、先に、マイナンバーカードとは別ですので、ちょっと通知カードの件を報告したことです。</p> <p>マイナンバーカードの申請されている方につきましてはですね、現在91名で、全体の3.9%、ほとんど少ない状況にあります。</p> <p>そういう状況で、東峰村は他市町村に比べて若干申請が少ないのかなというふうなところはあります。</p> <p>現在それがマイナンバーカードがですね、現在のところどういうふうなところで使っていくのかというのがあまり周知されていませんので、また、周知の方法は考えたいと思います。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>今後ですね、お年寄りの方々には、私はいい制度だと思いますので、若いものでも構いませんけど、その登録等をですね、やっぱり進めていく必要性は、私はあると思います。</p> <p>次の質問に移らせていただきます。</p> <p>小石原川ダムの建設に伴いまして、議会等は視察を行わせていただきました。</p> <p>私は、このダムの建設の様子をですね、これ平成31年までに完成する予定になっておりますけれども、東峰学園の子どもたちにもですね、このダムの建設の様子等をですね、やっぱり見ていただいたらどうだろうかと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>ダムの建設現場に実際に立ち会うというのはですね、なかなかない部分ですね。</p> <p>それで、水資源機構にもちょっと問い合わせたところ、小中学生でも見学ができますということですので、今のところ前向きに検討していきたいというふうに思っております。</p> <p>ただ、見学をする場合ですね、どの時期なのかとか、ねらいはとかですね、学年は</p>

	<p>とか、どのカリキュラムでとか、いろんなところを検討しなければなりません。</p> <p>そういうものも含めて検討して、できるだけその現場の部分です、勉強するというふうにしたいと思います。</p> <p>このダムに関連の学習はですね、ふるさと学習とか治山治水とか、また水の活用とかですね、または環境問題とか、いろんな学習テーマがこの中にはあると思います。そういうものをいろんな総合的に絡めてですね、学習をできたらというふうに思っております。学校関係とも、学園とも協議して進めていきたいというふうに思っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>教育長が今おっしゃいますようにですね、ダムの現在のですね、やっぱり水をどういった形でせき止めて、ダム本体をつくるのか、そういったのは4年間の中でですね、まだ、現在本体の部分は、まだ建設には入っておりませんが、現在はトンネルを掘って水を、本来の川から下流のほうに流す方法をやっておりますからですね、この4年間の中で、そんなに急がなくてもいいと思うんですが、その辺りが学校教育の中でどういった形になるか、私もちょっとあまり分かりませんが、一生の中でダムの建設をですね、見れるというのは、私たちの中では江川ダムがありましたけど、江川と寺内がありますけど、現在の東峰学園の子どもたちは、このダムができたらおそらく見ることは、私はないと思います。</p> <p>だから、せっかくのいい機会ですので、ぜひとも学校教育の中で、期間等が、そういう勉強する時間があればですね、ぜひとも子どもたちに見せてやってほしいというのが、私の願いでもあるし要望でもございます。その辺をよろしくお願いをしたいと思っているんですが、いかがでしょうか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>議員ご指摘のように、いろんな学習課題がありますので、ぜひ進めていきたいということで検討してまいります。</p> <p>今のところですね、5年生で森林学習、森の学習、それと中学生では社会科の地理的分野とか公民的分野で、そういう国土の保全とかエネルギーの問題とかですね、諸々でダム関連の学習があります。</p> <p>そういう部分で、ぜひですね、活用していきたいというようなことを、今考えているところです。</p> <p>1つは、甘木に水の文化村がありますね。あそこもいろんな水関係の学習ができる場所ですので、そういうところとコネクしてですね、何かできないかなということも、教育委員会の中で話題になりました。</p> <p>いずれにしても、なかなかそういう現場に立ち会える状況というのはありませんので、ぜひ、活用していきたいというふうに考えています。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>教育長がおっしゃいますようにですね、私からいつの時期とか、そういうのは指定はできませんし、その中で水自体がこのダムによってですね、どこの人たちまで潤わせていくのか、そういったのもですね、やっぱり1つの勉強の中で、この私たちは東峰村という山沿いの中に住んでおりますけど、平地に生活してある方にとっては、この山の水がやっぱり必要だということをですね、学校教育というのは、1つの流れの中でやっぱり社会と結んであるということをですね、勉強する機会のいい機会に私はなろうかと思っておりますので、教育委員会の中で、と学校とがありますが、両方で検討をしていただいて、ぜひともお願いをしたいと思うところです。</p>
議長	教育長
教育長	カリキュラムの関係等がありますので、本年度はちょっと無理だと思います。31

	<p>年度だからあと数年ありますので、その中でぜひですね、そういうカリキュラムの部分に位置付けて実施をしたいというふうに、今のところ考えておるところです。</p> <p>どこで、どのカリキュラム、先ほど申しましたように、位置付けるかとか学年、一部にするのか全部にするのかとかですね、いろいろ検討課題もごございますので、そういったところを含めて前向きに検討してまいります。</p>
議長	村長
村長	<p>ちょっと補足をさせていただきますけれども。</p> <p>私も水資源開発機構におりましたので、いろんなですね、学校の生徒たちも来てくれます。そういった中で、水の週間というのが8月の頭からあります。そういった段階で寺内ダムとか江川ダムとかというのも行事をやっております。</p> <p>特に寺内ダムなんかは、ダムの監査路というんですけれども、堤体の中に入れます。そういったこともやっておりますので、興味のある方はですね、そういったところにも行っていただければ、ダムがどんなふうになっているかということも分かるかと思えます。</p> <p>それともう1点、小石原川ダムについて言いますと、今は本体を発注し、今着工している段階ですので、まだですね、その状態が分からないと思いますが、これが進んでまいりますと、必ずそのダムの見学用のお立ち台というのをつくります。そういった中で、小石原川ダムの場合はちょっと分かりませんが、通常ですと、ダムサイトの横に付け替え道路というのがありまして、その横から見えるお立ち台をつくるんですが、小石原川ダムは付け替え道路を後施工になってますので、今、付け替え道路として佐田を通る道が、あれが付け替え道路的な迂回路になっておりますので、その辺りのことはよく、私もちょっとつかみませんが、いずれにいたしましてもそういった見学のところはつくると思えますので、学校教育であれば難しいカリキュラムとか何とかということであればですね、父兄の親子会あたりでも行っていただければ、それはまたそれで対応できると思えます。</p> <p>必ず総務の中に広報という担当がいますので、そちらのほうでも通していただけたらと思えますし、また何かあれば私に連絡していただければ、その辺りはちゃんとやりたいと思っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>村長、教育長とご回答をいただきましたので、ぜひともお願いをいたしたいと思えます。</p> <p>これで、私の一般質問を終わります。</p>
議長	<p>引き続き、7番 高倉寛視議員の質問を許可します。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>私は、まず最初にですね、昨年12月に長澤議員が聞いたのとまったく同じような感じで聞かせていただきます。</p> <p>小石原庁舎へのですね、図書室の移転について。</p> <p>まず、公民館側にあった図書室を庁舎へ移動した経過、これは、昨年確かに教育長は答えておりますけど、再度お聞きしたいと思います。</p>
議長	教育長
教育長	<p>移転のですね、最大の理由と申しますのは、あそこの部分で人員がいなかったということですね。それで住民の方々に、日常的にずっと利用してもらえない方法はないかということで、現在のところに移転をしております。</p> <p>詳細な経過につきましてはですね、課長のほうより答弁をさせていただきます。</p>
議長	教育課長
教育課長	移転につきましては、社会教育指導員が35時間と決まっておりますお休みにな

	るときがあります。そのとき閉庁ですね、玄関に張り紙をしまして、役場のほうにお回りくださいというようにしておりましたので、移転をすることにいたしました。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>1つ伺うんですけれども、公民館というのは、一般住民がいつでも利用できる場所だと、私は考えておりますけど、その中に図書室があるのを、わざわざ庁舎のほうに移動する。</p> <p>はっきり申します。これは、図書室、図書を借るのに指導員がいなきゃ借りられないのですか。私は昔、今は借りてませんが、昔借りた頃は、いなくても図書カードというのが貸出カードというのがあって、借りて、それに借りた本の名前を書き、それで返却するときに、いなければならないで、ちゃんと戻して、それに返却カードにまた名前と本の名前を書いていました。</p> <p>いなかったからどうのこうのというのは、ちょっと私は解せないんですけど、昨年ですね、教育長の答弁で、確かに社会教育指導員がいない、外出したときはいないからということでございますけれども、本当に指導員がいなければ、あそこでは図書を借りられないのですか、遊べないのですか、それはちょっとおかしくないかなと私は思っているんですけど、その点はいかがでしょう。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>小石原庁舎はですね、実際そういう方法をとってございましたが、2人ですね、文化財と2人いましたけど、2人とも外出をすることが多々ありました。それで、そのときは公民館に施錠しまして、役場のほうにお回りくださいという札を貼りまして、小石原庁舎のほうから入りまして、公民館のほうに行って貸し出しをしていただくという方法をとってございました。</p> <p>それで、それではあまりにも庁舎のほうから行くのは遠いだろうということで、移転をさせていただきました。</p>
議長	教育長
教育長	<p>付け加えをします。</p> <p>自由に借りていいかということですね。その答えがちょっとなかったんで。</p> <p>本来性善説に立ってというかですね、皆さん、みんなですね、自由に借りて自由に返していただくということが徹底すればですね、そういう扱いもあるかなということには思いますけど、基本的に皆さんのお金で買った本でございます。</p> <p>それで、特に本関係は紛失等がですね、非常に多くて、借りたら返さないとか、どこに行ったか分からないとか、台帳等の整理で随分とそれが出てきます。</p> <p>それで、旧宝珠山村で、今のこの公民館は、必ず貸し借りのカードに記入をしてですね、そして借りていただくということになっております。</p> <p>それで、信用とか、しないとか問題じゃなくてですね、やはりこれを借りましたと。そしてまた返しましたということを、開いたときにやっていただくということが、やはり求められるのかなというふうに思っております。</p> <p>それで、1人そこに誰かがいればですね、一番いいんですけど、先ほど言ったように、人員が非常にいないので、現在の形を取らせていただいております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>あのですね、先ほどから職員が、社会指導員ですか、がいないときは、庁舎のほうの職員に頼んでいるから、不便だということをおっしゃっていますけど、そんなに遠くないでしょう。職員が公民館のところに来るのにというのは、わずか何十mの話ですよ。それを手間がかかるからというのは、ちょっとあまりにも住民サービスとかけ離れた考えではないかと、私は考えていますけど。</p> <p>大体施設利用とかがですね、確かにあの公民館を借るときに、記入とかしなきゃい</p>

	<p>けないだろうと思います。そのときにですね、いなければ、それこそ庁舎の窓口がありますのでですね、そこでできるし、それだけのちょっとしたことですよね。それをわざわざ図書室を移動して、今度は非常にあそこは狭いし、暗いしということで、元の会計室を改造するというようになっております。無駄な金だと、私は考えておるんですけどね。</p> <p>とにかく私が言うのは、確かに本を借りて返さない人がおるとか、確かにそれもあるかもしれませんが、あの公民館というのをですね、せっかくあれだけの立派な施設があるのを、あの狭いところを持って行って、じゃあ、今度の今の会計室を改装したときに、子どもたちがあそこでただ本を読むだけですよね。ということは、今ある公民館では子どもたちは遊べないですよね。何も遊ぶ道具もないし、そういったことを考えた場合に、やはりあれを移動させたということにはですね、非常に私は疑問が残るわけなんですけど、その点はどのように考えていますか。</p> <p>職員さんが、手間がかかるというのは、ちょっと私は住民サービスにはかけ離れていると思っております。</p>
議長	教育長
教育長	<p>あそこに移動する前にですね、随分と協議をしたことがあります。</p> <p>というのは、先ほど言ったように、係がないときは、あそこの玄関を閉めてるわけですね。そして来られた方が閉まっとなって帰ったとか、そういうのがずっと続いたことやらもありましたので、何か良い方法はないかということで、不在の場合は玄関にお回りくださいと、先ほど課長が言ったように、そして、あそこの庁舎のほうの職員ですね、そっちのほうに、図書館のほうに来ましたとか、それと貸し借りのあれを記入すると。そういう方法をとっていましたが、やはりずっと回っていかないかと。そういう部分の不便さが出てきたわけです。</p> <p>そういう部分を総合的に検討したときに、やはり入りやすい方向、玄関の方向に持ってきたほうが、住民の方々にとってはですね、より利用しやすいだろうということで、現在のところに持ってきました。</p> <p>確かに今まで慣れた方というか、向こうから入って来てですね、パッと借りていた、そういう方々が、回って行かないかという不便さはあるかなというふうには思いません。</p> <p>ただその辺は庁舎の人員の配置の問題とか、またはちょっと歩いてもらわなくてはなりませんけど、閲覧のときには向こうのほうにテーブルとかソファとかも置いておりますので、そちらを活用していただくような方法をですね、取っていただきたいというふうに思っています。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>先ほど問題点があるとすれば、確かに図書の貸し借りの問題、これが戻ってこないということはあると思います。それは確かに、中には戻し忘れたとかいう人がおって、紛失ということもあると思いますけれども、公民館図書室はもう20年は確か過ぎていると思います。あそこができてですね。</p> <p>その点ですね、担当職員がいないからといって、大きな事故とか、はっきり言って窃盗とか、そういったものはなかったと、私は記憶しております。</p> <p>ですからですね、確かに本が無くなるというのはあんまりよくないことかもしれませんが、先ほどからも言うておりますように、公民館というのはやはり開かれた村民の憩いの場と私は考えております。</p> <p>ですから、図書室をああいったとこに移さなくて、元のところに戻してね、そして公民館の中で、例えば幼児とか子どもが遊べるように、逆にあそこに室内用の遊具とか、そういったものを私は用意していただきたいと、そういうふう考えておるんで</p>

	<p>すけど、そこのところは、やはりどうしても職員の問題とか不在だからとかいうことで向こうに移転したと。</p> <p>先ほど協議いたしましたとか言いましたが、これは、子どもさんのおる人とか親御さんとかと一緒に協議したわけですか、教育委員会内だけで協議したわけですか。</p>
議 長	教育長
教育長	<p>まず、協議の件でお答えしたいと思います。</p> <p>協議は、教育委員会または首長部局ですね、そういうとことの協議です。保護者とかの協議とかではありません。</p> <p>それとご指摘の部分、十分分かるとこなんですけど、公的な図書館が東峰村にないんですよね。図書館と言われるような、そういうものがきちんとあれば、そういういろんな問題がクリアできるところもあるんですけど、例えば、隣の朝倉市さんとか筑前町さんとか、一つの大きな図書館を持っています。ああいう施設が村にないので、どうしてもですね、ちょっと空いたところのスペースに図書を置いていかなければいけないというような形になっております。</p> <p>旧宝珠山村、旧小石原村のときがずっとそれは続いているわけですけど、確かにその辺の部分で、住民の方々にちょっとご不便をおかけするところもあるかと思っておりますけど、まずはこれでやらせていただいておりますね、変えてからまだあんまり経っておりませんので、ちょっと不便を感じる場所もあるかと思っておりますけど、それでやらせていただきたいなど。</p> <p>それと遊具等をあそこに持って行くかどうかはですね、図書館とすれば遊具とかはですね、遊具とかはどの遊具かちょっと、騒がしくないようなものだと思うんですけど、まずは閲覧をしていく、図書館として活用をしていくような場所を提供していきたいというふうに思っております。</p> <p>ご指摘のように公民館とは、みんなが寄って学習をしたり、いろいろ歓談をしたりと、そういう場所が本当でございます。ただ現在のところですね、そういう部分にできてない部分ちょっとありますので、現在の形でちょっと活用させていただきたいというふうに思っています。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>どうしてもそういうことであればですね、致し方ないんですけど、1つですね、この東峰村図書管理運営規定という中で、第4条にですね、こういうのがあります。</p> <p>所定の場所以外に図書資料を持ち出さないことと、ですね。東峰村基幹集落センター内に置くと。これは、条例ですか、それとも規定だから変えないんでいいんですかね。</p> <p>これがもし変えなければいけないのであれば、動かしたこと自体が問題と私は考えておりますけど、そこのところは、ちょっと私もこれはどっちか分かりませんので、誰に聞けばいいのか、ちょっと分からないんですけど、いかがですか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	少し時間をください。
休 憩	
議 長	5分間休憩します。
	(10時23分)
再 開	
議 長	会議を再開します。
	(10時28分)
議 長	教育長
教育長	先ほどの議員ご指摘の規定はですね、東峰村教育委員会訓令で謳っております。そ

	<p>の4条のことであると思うんですけど、この中の東峰村基幹集落センターというのは、この庁舎のセンターの部分を指しています。</p> <p>それで小石原の部分はですね、この中にははっきり謳ってないところがあります。あそこは公民館という扱いで基幹集落センターという扱いはしてませんので、そういう部分で、この部分としては、この文章どおり読めばここのセンターの中の図書の見直しという解釈になります。</p> <p>ただ、小石原のほうもですね、そういうふうな、どこに移動とかいう部分も、その必要な部分はありますので、この辺の訓令のところはですね、実際に適するような見直しも必要だというふうに思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>ではですね、今、小石原のほうは基幹集落センターではないということですが、東峰村基幹集落センター条例の中に、第2条のところに集落センター名称及び位置は次のとおりとする。小石原基幹集落センター、東峰村大字小石原941番地9というのがございます。これはどういうことですか。これは基幹集落センターとはっきり載るとるじゃないですか。条例として。公民館というのは、どこからこれは、いつ、どのようにして変えたわけですか。</p>
	(「議長、休憩を取らせてください。」の声あり)
休 憩	
議 長	5分間休憩します。 (10時29分)
再 開	
議 長	会議を再開します。 (10時34分)
議 長	総務課長
総務課長	<p>先ほどから基幹集落センターの関係で曖昧な解釈があったことを指摘されております。</p> <p>確かに条例上では、東峰村基幹集落センターは、小石原基幹集落センター、宝珠山基幹集落センター、この2つを条例上で指定しております。</p> <p>この経緯につきましては、旧村時代にどちらも基幹集落センターという名称で施設をつくりましたので、その名前がそのまま当時の条例で、2つを基幹集落センターと扱ってきたわけですが、その後ですね、両方基幹集落センターと呼ぶことは間違いやすいということで、村のほうでは小石原については小石原公民館と、一般の方々にですね、案内をするとき等には名称を変えようということでした。</p> <p>ただ、これが条例に反映されていなかったというのは、確かに私どもの落ち度であると思っております。</p> <p>それで、この図書管理運営既定の中の話になりますが、基幹集落センター内においては静粛にし、とそういったことも指定されております。それから所定の場所以外に図書資料を持ち出さないこと。それもあくまでも所定の場所でございますので、教育委員会がどの場所を所定の場所と指定するかということにも関係してくると思えますし、もしこの規定でですね、十分それがカバーできてないようであれば、条例を含めてですね、規則も見直しを行う必要があると思っておりますので、あくまでもこの規定に縛られるという部分をご容赦いただければと思っております。以上です。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>条例については、私どももなかなか分かりませんが、これはですね、なんでこういうことをずっと言っているかということ、やはり小さな幼児とか、そういったことを抱えたお母さん、昨年総務委員会で幼児学級というものに、議員協議会やったか、そ</p>

	<p>れで意見を聞いたところ、そういった遊べる場所、子どもと一緒に遊べる場所がほしいとか、そういうことがありましたので、公民館、せつかく図書もありますし、椅子もあります。あの辺で少し幼児とかを遊ばせられる場所とかが提供できたらいいなと、私は考えておりましたので、これをちょっとしつこく言わせていただきました。</p> <p>この質問については、これで終わらせていただきます。</p> <p>次に行きます。</p> <p>村営住宅についてということでございます。</p> <p>現在、村内の住宅で生活をしている65歳以上の人は何人ぐらいおられるのか、まず、その数を聞くのは非常に申し訳ないですけど、そこから教えてください。</p>
議長	村長
村長	<p>村営住宅で生活している65歳以上の方という形で答弁をさせていただきたいと思えます。</p> <p>村営住宅60戸の入居者数は132名で、うち65歳以上の方は25人、22世帯であります。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>ではですね、現在村営住宅の中で耐用年数を超えている住宅はどのくらいありますか、と聞こうと思ったんですけど、昨日建設課長のほうが出してくれましたので、これをちょっと読み上げます。</p> <p>下郷団地3戸、小石原団地5戸、南の原団地4戸、大迫団地8戸、黒谷団地6戸、計26戸、耐用年限の30年を経過した住宅ということでございます。</p> <p>これ、昨日からですね、非常に地震関係のこととか防災関係のこととか、非常に他の議員も質問しておりました。</p> <p>築年数が非常にもう古くて生活環境が悪い、あと耐震性というのは当然ないと思えます。そういったことをですね、考えた場合に、早期にやはり住宅の改修、改築というのを考えないと、本当に地震があってもらっては困りますけど、先日のような大きな地震があれば、間違いなく倒壊するのはもう目に見えておりますのでですね、そういったことを考えて、やはりこういった住宅に関してですね、もう少し住まれている方を大事にして、早めに、早期に、とにかく改築というのか、そういうのをやっていただきたいと思えますけど、それはどのようにお考えですか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員ご指摘のとおりですね、古いのは約60年以上過ぎたものからですね、30年を超えているところが26戸あるということであります。</p> <p>村といたしましても、やはり古いものについて、場所的にはですね、建設がちょっと新しく建て替えるところは危ないところもありますので、そういったところも改良したいと思ってるんですが、なかなか住んでおられる方の同意等がですね、難しいところもあります。</p> <p>それはいろんな理由もあるんでしょうけれども、家賃が相当安いとかですね、便利がいいとか、今まで住み慣れているとか、いろんな理由があるかと思えますけれども、村としてはやはり建て替えのスケジュールですね、そういったものに沿って、建て替え等はですね、今後図っていきたいとは思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>確かにですね、新しく建設すれば家賃も少し高く頂かなければならないというふうなこともあると思えます。でも、今まで住んできた中で、古い家で我慢して来られた方たちなんですよ。そこのところを考えれば、少々家が新しくなったから、家賃を倍にするばいとか、そういうふうなことは私は納得できません。自分が住んでおればですね。それは納得できないと思っております。</p>

	<p>賃金の面とか後にしてですね、やはり先ほどから言ってるように、早期にですね、やはりやっていただきたいと思っております。</p> <p>段取りを踏んでとか、あまりにも手間暇かけなくて、やはり早めにしないと、ほんとじゃあ、何かあってそこがつぶれたときに、村はどう責任取るのかということになったら、そっちのほうがよく大変だと、私は考えておりますので、やはりそのところを行政側としては、確かにお金の問題とかいろいろあると思います。ありますけども、やっぱり村民のためです。何とか早く考えていただきたいと思いますが、いかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>一番ですね、ネックになるのが家賃の話だと思います。</p> <p>新しい建物になりますと、私の考えではですね、約10倍ぐらいになるかと思うんですね。今、2,000円とか、そのくらいで入られている方もおられます。それが新しくなりますと、最低でも2万5,000円ぐらいにはなるかと思えます。</p> <p>そういった手当のところをどうするのかというのが一番問題です。公平、公明正大というようなですね。</p> <p>したがって、議会が認めていただければというようなこともありますけれども、まずは、そういったことがあるということです。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>もう住宅のことはこれでやめようかと思ったんですけど、家賃をですね、先ほどから言いますように、新しくなったから家賃を上げると。</p> <p>今まで、じゃあ今、はっきり申しまして、カビの生えたような家で住んで、生活している人たちに対して、じゃあ村は何をしてくれているんですかと。</p> <p>確かに安い家賃でしよう。それは悪いから、室内が悪いから賃料が安いわけでしょう。それをですね、確かにその良くしたから10倍にするとか、そういった問題じゃなくて、まず家を、住宅を、古いやつを早く建て直す、それからの話であって、そこでどうしても住民がですね、私はそんな高いところには行っらんということであれば、また古いそのままのところに住んでもらえばいいことだし、それを完全にですね、例えば今ある住宅をつぶして、新しく建て直すということであれば、確かにそこに住んでいた人は困るでしょうけれども、とにかく住宅をもう少し考えて建てていただきたいと、新しくしていただきたい。同じところに建てなくても、もう少し考えればできるでしょう。村として。どうしてもできませんか。</p>
議長	村長
村長	<p>今、議員の言っておられるのは、ちょっと矛盾があるんじゃないかと思えます。新しく建てたところに入らなければ、昔の古い住宅に住んでればいいじゃないですかと。これは危ないからという、前向きな議員の発言だと解釈をしておりました。</p> <p>いずれにしても、公営住宅法というのがありますので、新しく建てればですね、やっぱり新しい家賃になるわけです。</p> <p>ですから、その辺りを、じゃあ公営住宅法に則らない、今回宝珠の郷の前に建てました移住・定住住宅みたいな形で建てればですね、それはまた村のほうで十分な家賃設定ができますので、そういったところまで議員の皆さんが踏み込んでOKを出してくれば、それはぜひとも、何と言いますか、そういった可能性があればやっていきたいなどは思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>時間がありませんので、次の質問にさせていただきます。</p> <p>鼓の里を改修するにあたりですね、多目的トイレを旧陶器販売所上側に設置することではなかったと思うがですね、どのような経過で上のほうに設置するということに</p>

	なったのかと、それをお聞きいたします。
議 長	村長
村 長	<p>この件につきましてははですね、3月議会の中でも答弁させていただきましたけれども、昨年12月8日にですね、鼓の里の小野会長さん、それから食堂テナントの梶原さん、それと顧問という立場で高倉議員が入られた中で協議を行いました。</p> <p>そういった中で鼓の里の改装費1,100万についての協議と、それから、これは高倉議員のほうから、身障者トイレがないじゃないかという発言があつて、そうですね、さすが高倉議員は東峰村の身体障がい者の会長さん、それから朝倉郡の身体障がい者の会長さんも務めておられる方が気づくようなことですねということで、私は褒めましたというか、そういった発言をさせていただきました。</p> <p>そういった中で、1,100万というのはあくまでも鼓の里の改修費用ですから、身体障がい者のトイレをつくるのであれば、何か200万ぐらいかかるということで、200万プラスの消費税として100万、合計300万を上乗せした1,400万という形で、その協議が終わったと思っております。</p> <p>これにつきましては、再度議事録あたりを読ませていただきましたけれども、高倉議員のほうからのご提案に対して、さすがですねという形では、私どもは理解しております。</p> <p>したがって、高倉議員のほうからこういう発言が出ること自体、ちょっと私も意外だったなと思っている次第であります。</p> <p>12月8日と言っているのは、12月の18日です。</p> <p>それともう1点付け加えますと、この質問をいただいた後、会長さんのほうとも話をさせていただきました。会長さんもその件についてはご了解をいただいておりますし、それと先日の入札におきましても、この件も含めて予算の範囲内に落札はされているところであります。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>村長、ただ今3月議会で、私の答弁に答えたときに、村長、あなたはこういうふうにご答えております。</p> <p>公衆トイレを算定しますと、便器1つ当たり16人か17人で計算するわけ。男子が3つ、女子が3つ、合計5つ、16人で計算しても80人槽になると。そこで、障がい者用トイレをつくれれば、また16人増えるので、100人槽になるという、今回100人槽を計上したという結果です。</p> <p>浄化槽の問題について、身障者のトイレもやはり考えて将来的に対処しなければいけないということでやっているわけですから。</p> <p>100人槽をつくるのは下のほうですよ、農産物横ですよ。上のほうにつくるのは、簡易トイレの障がい者用をつくると言ってるんですよ、おかしくないですか。おかしくないですか。</p> <p>あなたは、この100人槽に、80人槽を100人槽にしたのは、障がい者用トイレを将来的につくると、ここではっきり設置すればということでは言ってるでしょう。</p> <p>ということは、あなたも私たちと同じで、下のほう、農産物横のほうに障がい者用トイレをつくるものと。</p> <p>私は、最初から下のほうにつくる。その頭でずっと発言はしてきたつもりです。</p> <p>それをいつの間にか上のほうにつくるというふうになったのが、私はそれこそ解せないことなんですよ。</p> <p>ですから、村長がこのように下のほうの合併浄化槽を100人槽まで計上したということは、下のほう、農産物横のトイレのところに障がい者用の多目的トイレをつくるという考えではなかったのですか。</p>

議 長	村長
村 長	<p>最初からですね、下のトイレ、浄化槽の話はやってませんよね。あくまでも何と言いますか、陶器販売のところの話をされまして、図面の上に、ここにこうしたらできるよねという話まで、私はさせていただいたと思っております。</p> <p>したがって、今、議員のおっしゃいますように、浄化槽をプラス16人を増やした96人槽ですかね、それを付けましたのは、将来的にはそこには付けなければならないと思いますけれども、現時点ではそれは考えておりません。</p> <p>したがって、議員と話をしたときは、あくまでも上のトイレでありまして、そういったところで、図面までちゃんとして、ここにできるよねという話もさせていただいたと思います。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>それこそほんと矛盾があるんですね。</p> <p>こういうふうに、今、はっきり村長、言われましたよね。将来的にはつくと。じゃあ、鼓の里に2つの多目的トイレが要りますか。</p> <p>実際考えてみてください。これは、後で言おうかと思ってたんですけども、上のほうのトイレにもし車いすで行った場合、介助者がいなかったらあのスロープを1人で上らないかんようになるわけですね。介助者がいなければいいです。</p> <p>それとあそこは大型バスが止まられません。上のほうはですね。そういったところに、わざわざつくらなくても、平坦地である下のほうにつくるほうが、よっぽど使い勝手がよく、20年先、30年先、数年先にはいいトイレがあるなど言ってもらえるようなですね、多目的トイレを考えるべきではなかったかと、私は考えておりますが、そのところはいかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>これはですね、議員とはこの問題については見解が違いますので、平行線だと思いますけれども。</p> <p>さっきから言っておりますように、トイレの図面まで出して、そして協議をした中のことを、議員がどう取られたかも分かりませんが、それでいろいろ申されましても、私としては現時点で、もう変えるつもりはありません。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>鼓の里ですね、新役員になって、何度も行政との話し合いの中で、行政側は、改修については、鼓の里側に任せますと、行政側がああしろとかこうしてくださいなどというようなことはありませんと、言ってたんですよ。</p> <p>鼓の里の役員と設計士は話をする中で、300万の中で多目的トイレを設置するのは、予算的にも非常に厳しいという話になったんです。</p> <p>将来的に農産物横に設置してもらったほうが使い勝手もいいし、多目的トイレは2カ所も要らないだろうということですね、上のほうには多目的トイレは設置しないということで、役員会は話がまとまったんです。</p> <p>また、その中でですね、これは行政側に、上のほうに多目的トイレは設置しないがそれでもいいかということは言うておかないと、後で問題があるだろうという意見が出ましたので、小野代表が役場に行き、企画政策課で意見を伺ったんですよ。</p> <p>そしてその場で、じゃあ、上のほうにつくらなくてもいいですよという話になって、小野代表はそのように思って、帰って来たわけですよ。設置しなくてもよいという考えで。</p> <p>ところが、村長あなたが多目的トイレがないじゃないかと言いだして、設計士さんをお呼びしたり、また上のほうに多目的トイレを設置しろと言って、今回の改修で設置するようになったんですよ。</p>

	<p>先ほども申しましたように、企画政策課との話では、改修等については鼓の里側に任せると言っていたのに、あなたが出しゃばってきて変更したわけでしょう。職員との意思疎通はできているんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>非常に言いがかり的なことですよね。</p> <p>あなたも最初言っていたように、最初から上のほうに付けるということで、鼓の里の役員さんたち、あなたも含めてそれを思ってたわけじゃないですか。</p> <p>ですから、あなたがさっき言った、下のほうに付けますよという話なんか、今、議員が答弁したとおり、最初から上のほうに身障者トイレは付けるという話じゃないですか。何をそういったことを言うんですか。</p> <p>それと鼓の里のほうに改修費用は任せますよというのは、つまり1,100万の予算内で鼓の里の皆さんが、どういう具合に改修しようとしてもよろしいですよということであって、改修費用はあくまでも1,100ですよ。先ほども言いましたように、公衆トイレをあなたが提案されて、それを役場が、なるほどねということで、ハートビル法とか、そういったものがありますから、それで取り付ける。そのための200万、プラスの消費税の100万じゃないですか。</p> <p>その辺りを間違ってもらって、私が強引にそういうことをしたというのは、ちょっと私との見解は違います。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>これ、いつまで言ってもですね、私の考えと村長の考えは違うと言ってしまえば、非常に話にも何もならんわけですけども、村長、よく考えてください。ね、いいですか。先ほども言ったように、上のほうに多目的トイレをつかった場合と下のほうにつかった場合とどちらが使い勝手がいいのか。</p> <p>あなたたちは健常者だから分かんでしょう。本当に体の悪い人、お年寄りとかそういう方はですね、非常にちょっとしたことで、非常に大変なんですよ。</p> <p>そういったことを考えた場合に、じゃあどちらがいいのかと。</p> <p>あそこを、例えば上のほうを行って、車から降りて、あれを上って、それで入って、くるくる回らなきゃいけないですよ。回るというかクランクみたいなんです。それよりもやっぱ下のほうに、平坦地につくるのが筋ではないかと、私は考えております。</p> <p>それでも村長が、今までどおりだから、変えないということであればですね、もうこれ以上言っても話にならんですけど。</p> <p>やはり将来的なことを考えていただければ、本当に障がい者とかお年寄りのことを考えるのであれば、下のほうにつくるのが、私は非常にいいと思っております。</p> <p>これで村長が、いくら言っても変わらないということであればですね、私はもうこれ以上言いません。終わります。</p>
議長	村長
村長	<p>まず、言っておきたいのはですね、この話につきましては、鼓の里の代表であります小野会長との話については、あなたが顧問の立場で、どのような形で言われるのか、それはできればですね、鼓の里の会長名あたりでそういったことを言ってください。1つはそれです。</p> <p>それともう1点ですね、この話もしていると思います。将来的には下の、屋外のトイレですね、そういったところにも身障者トイレは付けたほうがいいよねと、いう話はしていると思います。</p> <p>したがって、現在、もうそれを鼓の里のほうとしては、理解をさせていただいて発注をした段階ですから、後はその発注によってですね、今言われるように、ちょっとし</p>

	たことでも上りにくいとか、そういったところがあればですよ、その辺りはぜひ、また顧問という立場から、改良点なりそういったものを出していただければと思います。
議長	以上で、一般質問を終わります。
散会	
議長	<p>これもちまして、本日の会議を終了いたします。</p> <p>明日16日は、午前9時30分から開会します。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時01分)</p>

第5回 東峰村議会定例会会議録

平成28年6月16日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

平成28年 第5回東峰村議会定例会議事日程

平成28年6月16日開議

- 日程第 1 議案第25号 東峰村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第26号 東峰村子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第27号 東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第28号 東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第29号 村道路線の認定について
- 日程第 6 議案第30号 物件購入契約の締結について
- 日程第 7 議案第31号 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 日程第 8 報告第 1号 平成27年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告
- 日程第 9 閉会中の各委員会継続調査の申出について
- 追加
- 日程第 1 発議第 2号 地方創生調査検証特別委員会設置に関する決議案について
- 日程第 2 地方創生調査検証特別委員の選任について
- 日程第 3 閉会中の地方創生調査検証特別委員会の継続調査申出の申出について

開 議	
議 長	<p>改めまして、おはようございます。 ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりです。 これより各議案の質疑、討論採決を行います。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 議案第25号「東峰村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」を、議題といたします。 農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>議案の訂正をお願いいたします。 議案書17ページをお願いいたします。 ライスセンターの設置及び管理に関する条例に関するものであります。 別表第6条関係です。 その表のうち区分の下、乾燥調製の標記の後に、(乾燥及び粃すり)を、加筆をお願いいたします。 繰り返します。別表区分の下、乾燥調製の後に(乾燥及び粃すり)を、追記をお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木紀嘉議員</p>
8 番	<p>ライスセンターの設置の条例のところではありますが、一般質問でも出ておりましたように、このライスセンター、行政はどのような今後の関わりを持つてするのかというふうな質問も出ておりました。 やはり新規のこの東峰村の農業経営の安定的な構築のためには、このライスセンターの設置条例は欠かすことのできない条例だと思っておりますが、やはりこの料金体系を見ても、なかなか経営安定までには数年かかるのではないかなというふうに考えております。 行政の積極的な支援を私は望むわけですが、再度村長に、そういうふうなことについての、お尋ねをしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今、議員おっしゃるようになりますね、長年の悲願であったライスセンターがようやく皆さんのご協力の下で稼働するような運びとなっております。 それにつきましては、行政とは別に農事組合法人を立ち上げて、それで経営等につきましては、そちらのほうでやっていただくようになりますが、運転資金等ですね、当然当初から不足するというのは目に見えて分かっておりますので、その辺りにつきましては、行政のほうからも支援はしていく所存であります。 ただし、農事組合法人関係につきましては、いろいろと出資金関係とか、いろいろなところがあるみたいですので、その辺りも勉強しながらですね、健全な運営ができるような体制には支援をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第25号「東峰村ライスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 議案第26号「東峰村子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	資料の配布の許可をお願いいたします。
議 長	<p>事前に確認しておりますので、許可します。</p> <p>(資料配布)</p>
保健福祉課長	<p>補足説明をさせていただきます。</p> <p>子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、乳幼児医療費の推計を出しております。</p> <p>現行分ですが、平成27年度の実績がですね、こども医療費の負担額としまして367万344円となっております。</p> <p>改正文のところですが、真ん中になります、国民健康保険の小学生の医療費の実績分と社会保険の小学生と中学生のですね、推計を出しております。</p> <p>28年度の推計としまして、その分をですね、足したところになります、28年度の乳幼児医療費の分につきましては、27年度の実績をそのまま上げて、こども医療費の分としまして、①になります、367万344円、小学生の医療費の分、②になります、250万4,540円、中学生医療費の分が③ですが、148万4,310円となりまして、一番下のですね、こども医療費の負担分がですね、①から③足しまして765万9,194円となります。</p> <p>⑤の県の補助金のほうが、これが乳幼児医療と小学生の分が対象ですので、計の411万6,589円となり、村負担の分が354万2,605円となりまして、改正による増額分が231万9,157円となります。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>3月の定例会の予算委員会の中でも質問させていただいたんですけども。</p> <p>今、この子ども医療費に関しての助成に関しては、各市町村独自にされてる部分はあるということで質問させていただいて、その分に関しては、国からのペナルティー措置として普通調整交付金並びに療養給付費負担金という部分の減額措置がなされているかと思えます。子ども医療費のですね、市町村が独自にする場合。</p> <p>今回新たに、県の流れではありますが、小学校が通院、入院ともに、村独自としては新たに中学校の通院分も増えるということで、この減額措置ですね、この新たに条例を変更することによって、どれぐらいの額が、国から来る分が減額されるのでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	国保のですね、この条例の改正によりまして、国保の補助金の調整交付金、療養給

	<p>付費の分が14万ぐらいの減額の推計でございます。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>ということは、今回の条例変更では14万しか変わらない、減額されないということでしょうか。</p>
議長	<p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>すみません。 今言った数字はですね、1年間の分の推計をした分でございますので、制度が10月からの立ち上がりになりますので、その半分で7万円程度の減額になるかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>もう1つ確認しておきたいのが、今回小学校の通院、入院の医療費助成、全額助成ということに関しては、福岡県としての条例改正とか法律改正によって行われるものと聞いておりますが、その分に関しても国からのそういった負担金、調整交付金の減額措置というのが、実際に村のほうにも減額措置というのは行われてるのでしょうか。</p>
議長	<p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>この県の制度で行うことで、国からの補助金の減額が行われるということにつきましては、議員おっしゃるとおりですね、減額をされております。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>今回の条例改正に関しては、10月からの施行ということでお話を聞いております。 近隣市町村に関しては、まだ中学校に関しての通院というのは、近隣の朝倉市に関しては、まだ行う予定は未定ということで、話は聞いているんですけども。 最近、巷というかですね、近くで聞く話では、最近はいらい若い人たちは恵まれてるなという話も聞かなくはないんですが。私世代にはすごくありがたい話ではあるんですけども、こういったふうに子ども医療費が下がっていいなという半面、実はこの国からの交付金、負担金というものが減らされているという現実もあります。 そういったところで、この子ども医療費推進していくに至って、もう少し分かりやすく村民の方にも知っていただく必要があるのかなと思うところなんですけども。 村長にお聞きしたいのですが、こういったふうな具合で、把握はされているとは思いますが、村民の方にも負担していただくことについて、ご意見、少し伺いたいと思うんですが。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>今の質問の、ちょっとですね、もう一度、村民の方にならぬかというのを、再度お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>村長、今のは認めますが、反問と言ってください。 5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>少し質問が分かりにくかったかなと思うんですけども。 見た目的に医療費の助成分というのをですね、村の税金から負担しているというのは、すごく分かりやすいですけども。 その裏では、実は国からの交付金が減らされていますよ、負担金が減らされていますよという部分ですね、しっかり伝えていく必要もあると思うんですが、それが少し足りてないのかなと。 やはり私たち若い世代にとっては、確かに子ども医療費、負担軽減というのはすごくありがたいですけども、やはり優遇され過ぎではないか、そういった話もあって、今の村の財政規模によっては、ちょっと財源的に大丈夫なのだろうか、そういう不安</p>

	<p>も聞こえてまいります。</p> <p>やはりこの子ども医療費の軽減を行うに至っては、もう少し財源的にも大丈夫である、これから子ども医療費の減額は未永く続けて行けるということの、やはり表明というのが必要ではないのかなと思うんですけれども、そういった部分の将来的計画という部分も含めてご意見いただけますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>今のご質問の争点は、財源的にどうなのかということで理解をさせていただきたいと思いますが。</p> <p>今年予算等にも村民の方にはお知らせをしていますとおり、今年度につきましては、約4億何千万、当然これはダムのお金が少し入っておりますけれども、基金のほうに積み立てができております。</p> <p>したがって、議員等もそのところについては、当然ご理解をされていると思いますので、そういった声が村民の方からあればですね、ひとつまた大丈夫ですよという話あたりもしていただき、村民の方に安心感を与えていただきたいと思います。</p> <p>財源的には大丈夫です。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第26号「東峰村子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第3	
議長	<p>次に、日程第3 議案第27号「東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>重度障害者医療とひとり親のほう、どちらにも通じることなんですけれども。</p> <p>今回、この子ども医療費のほうの条例変更によって、それに関連する形でこの条例が変更されていくと思うんですけれども、この重度障害者医療、今までされている方で、この条例改正にちょっと当たる方、若しくはそのひとり親家庭の方も同じなんですけれども、何か手続き的にしなければならないことというのが増えるのでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>制度の始まる前にあたってですね、申請書をこちらから送りますので、申請をしていただくこととなります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ということは、今まで身体障害者手帳並びにひとり親でしてたのではなくて、要は子ども医療費のほうの申請書を新たに書かなければならないということでしょうか。</p>

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	議員おっしゃるとおりですね、申請書を書いて提出をしてもらうということになります。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	確認になりますけれども、その対象になる方には、すべて役場から通知が行くという形でよろしいでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	議員おっしゃるとおりですね、こちらから事前にですね、申請書をお送りして、それを提出をしてもらうという形になります。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 2 7 号「東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 4	
議 長	次に、日程第 4 議案第 2 8 号「東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 7 番 高倉寛視議員
7 番	先ほどから、申請書は役場のほうから送るということでございます。 例えば、今までそういった対象になった方々に対して、もし申請書が返ってこないときは、役場から確認というか、そういうことをしてくれるのでしょうか。 それが、していただければ助かるんですけど、ひょっとしたら申請が立派に書けない人もおられるかとも思いますので、そこをちょっと確認いたしたいと思います。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	申請書をこちらからお送りして、提出されない方についてはですね、こちらのほうから連絡をして、提出をしてもらうようにですね、したいと思っております。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 2 8 号「東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。

	<p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第5	
議長	<p>次に、日程第5 議案第29号「村道路線の認定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 梶原文明議員</p>
6番	<p>この路線のですね、現在の進捗状況等をお願いしたいと思うんですが、どの辺りまで進んでいるんでしょうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>今回3路線ということで出しておりますが、まず、塔の瀬6号線、こちらにつきましては、用地測量、28年度に用地測量に入るようにしております。29年度以降につきましては用地買収、それから工事という形になると思います。 次に、塔の瀬7号線、こちらにつきましては、今年度用地買収にかかるということでございます。 次に、塔の瀬8号線、こちらにつきましても、今年度が用地交渉ということでございます。工事につきましては、また29年度以降の予定ということでございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第29号「村道路線の認定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議長	<p>次に、日程第6 議案第30号「物件購入の締結について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>関連でお尋ねいたします。 今まで何度も言ってきたことなんですけど、各地区に消火栓がございます。 その中に、何度も言ってきたんですけど、備品がきれいに設置されていないところが、まだ多数あるわけですよ。そこのところのことはやっぱり考えて、やはり備品をもう少しきれいにそろえて、はっきり言って自分のところの地区なんですけど、昨年ぐらいですかね、なんか盗られた、盗難に遭って、筒口がないとかホースが、ただのホースが1本だけとか、そういった状態がございます。それと消火栓のカバーとか、そういったものもなんかかなり壊れておるんですよ。 だから、そういったものもこういう機械を買っていただけるのもいいんですけども、そういったところもやはり初期消火のためには、やはり消火栓が大事になりますの</p>

	で、考えていただきたいと思いますが、いかがですか。
議 長	総務課長
総務課長	<p>消火栓につきましては、以前から質問、ご意見をいただいております。</p> <p>確かにまだすべての消火栓ボックスに筒先、それからホースが必要数配置されている状況ではございません。まだ予算との関係もございますので、できるだけですね、早急にすべての消火栓ボックスに必要な数が設置できるように対応を急ぎたいと思っております。</p> <p>それから、小型ポンプ付積載車、今年2台と、こうやって購入しているわけですが、緊急防災事業というのが、国の起債の事業なんです、それが28年度で終了するということがございましたので、今回はですね、2台を計上してやっておったところでございますが、情報によりますと29年度以降もですね、この事業は継続されるようなことを現在聞いております。</p> <p>ですから、ポンプ車等、積載車等の整備はですね、今後も続けていきたいと思っておるところです。</p> <p>併せて消火栓についてもですね、消防主任のほうに言いまして、消防のほうにきちんと確認を取りながらやっていきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第30号「物件購入契約の締結について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>次に、日程第7 議案第31号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8 番	<p>47ページの7款1目の商工振興費のところ、陶器協同組合イベント開催に係る補助金35万円、これは、当初予算ではなく、今回の補正で出された経緯はどういうことでしょうか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この経緯につきましては、昨年も絵皿コンテストの予算として、この時期に計上させていただきました。</p> <p>以前からの経緯を申しますと、この絵皿コンテストは、昨年で20年を迎えたわけですが、同じ事業で、最初の取り組みとしては非常に人気が高く、夏休みのイベントということで好評であったわけですが、やはり年数を重ねるにつれて、好動的な意欲が若干下がってきたと。</p> <p>そうした中で、当初から予算を組む必要があるかどうかというのが、庁舎内での協議がありました。</p>

	<p>昨年は、やはりきちんと、そうした実施団体の意欲なりいろんなアイデアで申しますか、そうした企画の中で進むべきではないかということで、当初予算から外し、補正予算までのこの6月までにですね、その内容といたしまして、20周年記念のイベントとして取り組みたいということでした。</p> <p>20年を迎えたところで、28年度の当初予算に組めなかったところには、やはりそうした協議が十分でなかったために、28年度新体制、陶器組合といたしまして、体制が人数が変わったところもございました。正式な取り組みの申し出が年末までに取れませんでしたので、4月、5月の協議の中で今回の提案をさせていただいたという経緯になります。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>できるだけ補正ではなく、村の中の団体の関係のこういうふうな事業というのは、当初予算の中で組んでいただきたいというような気持ちがあります。</p> <p>あくまで補正というのは、どうしようもないこの時期、また国から県からいろんな事業費の決定によって、一般事業の補正を組むというようなのが一般的だろうと思いますので、村の関係団体、その他そういうところの事業費の関係については、なるべく当初予算で組んでいただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>同じ段です。プレミアム商品券にかかる商工会補助金、344万記載されてありますけれども、商品券のほうに、あとは事務費ということで、説明を受けておるんですけれども。</p> <p>具体的にですね、プレミアム商品券、本年度どのような形で考えてあるかを具体的に教えていただきたいと思います。</p> <p>他町村によれば、勝手にひとりで占めたというような事例もございますので、具体的なものがあれば、お教え願いたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>昨年は消費喚起というようなことがございまして、一般商品と、それから陶器に特化した商品券の発行ということをしていたしました。</p> <p>今年は4,000万で、一昨年のに戻ります。プレミアム率が10%ということで、4,000万に400万のプレミアムが付いた形での発行というふうになります。</p> <p>そうした中で344万円という補助でございしますが、県のほうからもプレミアム率に対する3%、それから村が7%という補助を出すようにしております。</p> <p>それから、これにかかりますポスター、チラシそれから保険、封筒など広報から消耗品、雑費にかかる分が約200万ほどかかっております。</p> <p>それに対する補助というようなことございまして、今回の商品券に関しては、一般の商工業で使えるもので、今回は陶器に特化したものの発行はございません。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	46ページの東峰村安全・安心センター建設事業でございしますが、これは村として、地域住民の方たちに説明責任は果たされておりますか。お伺いします。
議長	総務課長
総務課長	<p>今回の場合はですね、駐在所の移転のみでございまして、道路の改修とかですね、そういったことがございません。</p> <p>それで、南の原地区が対象地区になるわけですけど、南の原地区全体を寄せてですね、説明会を行うような計画は持ってございません。</p> <p>しかし、今後駐車場整備を行っていくことになればですね、車の通る部分が変わってくる可能性もございします。そういったことを考えれば、南の原地区に説明する必要はあると思っております。</p>

	<p>全く説明を行っていないかということではなく、また、一部の方にはですね、そういった相談もしてはおります。こういったことで、説明の必要はあるでしょうかということは言ったんですけど、駐在所の移転だけであればですね、今のところ特段集めて説明する内容もまだないし、村としても駐車場の整備に対するきちんとした絵も描けておりませんので、それができれば、今後説明を行っていきたいと思います。以上です。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>昨年の4月の21日に、全協で図面の説明だけはちょっとあらましのですね、概要の図面は説明していただいたんですが、これを見ますと、将来的に、この図面だけ見ますと、駐在所と診療所もなくなるような形の図面でございます。</p> <p>ということはですね、駐在所を今回移転するという事は、これも関連して動かさないと、何と言うんですか、動かした甲斐がないような形になるわけですね。</p> <p>そしてわざわざ村が負担して駐在所を建て替えるという件でございますので、これは、地域の方たちのやっぱり説明責任が果たされて、将来やっぱり診療所を、駐在所が動けば診療所も動かさざるを得ないという計画だと思うんですね。</p> <p>しかし、私は前の議会でも質問したとおりですね、わずかなスペースしかないんですね。診療所も駐在所もどかしても。</p> <p>現在、小石原庁舎の下に広いスペースがあるんですね、庁舎へ上る道、これをどうかすれば、上り口を別に移せば大きな駐車場が一括してできるわけですね。</p> <p>そうすれば、まずこれをやるべきではないかと。やって、それで足りないようであれば、駐在所も診療所もどかして、やるということ。</p> <p>こういう計画案は出て来なかったんでしょうかね。</p> <p>これやってですね、駐車場を広くつくって、今の売り上げが倍増する可能性とか、根拠が何かございますか。</p>
議長	村長
村長	<p>小石原地区におけるですね、陶器をはじめとする産業のですね、商・観光の発展のためには、どうしても今の道の駅のですね、駐車場では事足りないということは、議員もご承知だと思われまして。</p> <p>そういった中で、議員の今言われたようなことにつきましては、こちらのほうとしても考えております。</p> <p>ただ、診療所等につきましては、まだ、これは補助金を受けて建てておりますので、補助金等適正化法ですかね、正確には分かりませんが、そういった法律があつてですね、まだまだ、今それを壊して云々ということになりますと、約ですけど、700万ぐらい返さないかんようになりますので、もうあと何年かでするので、そういったところも含めて計画をしております。</p> <p>いずれにいたしましても、以前一般質問の中で長澤議員も言われておりましたように、今の役場の駐車場のですね、出入り、そういったところも当然これは考えていて、入りやすい、そして出やすい、そういったところもまた今後検討しましてですね、こちら辺りにつきましては、当然地区の皆さん方には、ご説明をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>今の説明を聞きますと、やっぱり将来的には診療所も動かさざるを得ないような形になってくると思うんですね。</p> <p>ということは、どのくらいまた診療所を動かすことによって、お金がかかるようになるのか、それもちょっとはつきりはまだ現時点では分かりませんから、現時点で私は思うに、この安心・安全センターという名前はついていますが、単に駐在所ですね。</p>

	<p>駐在所の建て替えに関する、これだけの分割審議みたいにできたらいいと思うんですね。</p> <p>他のプレミアム商品とかは通さないといけないという議案でございますので、これが可能かどうか、お伺いしたいんですが。</p>
議 長	<p>もしそれを別会計ですとすれば、別の補正の分を出さなくちゃいけないでしょうね。</p>
9 番	<p>動議出してですね。</p> <p>一応休憩動議出しましょうか。そして、皆さんで話してみましようか。</p>
休 憩	
議 長	<p>20分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時12分)</p>
再 開	
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時39分)</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>1番 柳瀬弘光議員</p>
1 番	<p>関連です。</p> <p>2款1項25目の東峰村安全・安心センター建設事業費についてですけれども、昨年度から総務常任委員会、全協等でいろいろお話してきたんですけれども、まず、当初予算ではなく、この6月補正に上がってきた経緯をお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>今回、補正予算での本工事費、用地買収費等が計上になった理由が一番大きな理由ですが、まず、土地購入につきましては、当初の説明では、現在のスクールバス車庫をですね、解体して、あの部分に安全・安心センターを建設する計画でございました。</p> <p>ただ、隣のですよね、道を挟んでの横の水田と雑種地があるわけなんですけど、その部分が同等の面積があつてですね、その部分の売買の相談を事前に行った際にですね、好感触を得ましたので、そちらのほうの協議を、本人の内諾を得た上で、今回予算に計上したということになります。まず、公有財産購入費410万9,000円についてはですね。</p> <p>それから、工事請負費の3,000万につきましては、設計をやってみないんですね、どれだけ建設にかかる費用が算定できませんので、当初予算には設計費のみを計上させていただきました。</p> <p>今回、補正予算で工事請負費等は計上しますという説明も当初行っていたと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>1番 柳瀬弘光議員</p>
1 番	<p>経緯は理解いたしました。</p> <p>村のほうに先に建設費をですね、村費で作って、県のほうに貸し出しするというお話だったんですけれども、実際どのぐらいの年数で家賃収入を得ていくのか、というところをお伺いしたいと思います。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>その件につきましては、先月、福岡県警本部のほうで協議をさせていただいております。</p> <p>それでまだ建築に、最終的にどれぐらいの費用がかかったかということがまだ算定されませんので、正確な数字は提示することはできませんでしたが、協議の中では、村の特定公共賃貸住宅、一番高い家賃で5万円でございます。最低その賃料はいただきたいと。あと共益費に関する部分ですね、浄化槽等がございます。</p>

	<p>浄化槽が安全・安心センター併設しますので、規模が大きくなります。それで、維持管理費も若干高くなりますので、最低月1万円は共益費部分として加算をお願いしたいと、そういった部分は提示しておりますので、それを年間6万円、最低6万円で計算しても72万円、72万円×耐用年数25年を計算すれば、1千7、800万は家賃収入で得ることができるものと思っております。以上です。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>と言いますと、土地購入費と、また残りの1,300万とはもう完全なる村の負担になるということになるのでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	残りの費用につきましては、村負担となります。
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>これ、県の建物でしょうから、建築からの年数、それと今、この前診療所に行きましたら、裏の塀がですね、診療所側からつかえ棒みたいにしてですね、押したような感じになっているんですよ。</p> <p>それとこの建物の中に私、随分前ですが、入水自殺があったときに入らせてもらった経過があります。そのとき見た感じではすごいなと思って、もう随分傷んでいました。</p> <p>ですからもう、それから随分なりますからですね、中のほうがまた修理等されたのかどうかちょっと分かりませんが、現在の中の状態はかなり悪いと、私は思っております。</p> <p>この建物が、あと10年ぐらい待たなくちゃいけないということに、県のほうのあれからなればですね、ちょっとこれは住めるような状態じゃない、子どもたちがいる駐在の方が来られたときに、ちょっと子どもたちだけ別のところというような考えになるぐらい、私は悪いと思って判断をしているんですが。</p> <p>この建物はですね、やっぱり診療所の宅地としてもですね、利用は現在のところ可能ですよね。壊した場合はですね。その辺りも考えた場合には、私は新しいほうにしたほうが良いと思うんですが、最終的には道の駅を挟んだ南の原地区全体の、やっぱり考え方もありましようけど、やはり道の駅自体もバスも入らない、入っても今度はバックで出らなくちゃいけない、そういう道の駅は、今県下ではないと思っておりますのでですね、私は進めていって行ったほうが良いと思います。ぜひともお願いします。</p>
議長	梶原議員 (「あっ、質問、ごめんなさい。」の声あり)
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ちょっと、まだ全体像がすごく分かりにくくて、今回、すみません、安全・安心センターの質問です。駐在所の移転ということで説明を受けてきておりますが、全体の最初の説明の際にはですね、先ほども村長言われましたけれども、駐車場の拡大というのが喫緊の課題ということで、この話が始まっております。</p> <p>その際にですね、先ほど副議長も見せられていましたが、イメージ図、未定稿という形ではありますが、こういう形示されている。駐在所、診療所の移転というかですね、することによって駐車場が広がるという最終的なイメージ図が出されていたかと思えます。</p> <p>それから、その当初に至っても、その件に駐在所の移転を両方していくという話もあったかと思えます。そこから始まってますね。</p> <p>それから、ちょっと予算的には、県は、まだ順番的には回ってこないというので、村でどうにかできないのか。</p> <p>診療所に関しては、先ほど言われた補助金の関係があつて、移転するには費用と</p>

	<p>どうか、返還しないとイケないと。</p> <p>今回この駐在所移転に関しても、スクールバスのところは当初であったけれども、民有地のほうに建てるということで、点々と計画が変わってきているんですよ。</p> <p>最終目標というかですね、最終的にこの庁舎辺りにですね、整備というのがどういうふうになっていくのか、もう少し最終的なイメージ図というかですね、ところを説明いただけますでしょうか。駐在所と診療所、駐車場も含めた上でご説明いただきたいんですが。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>まず、ただ今高橋議員のほうが、お手持ちの図面のほうですね、これにつきましては、道の駅のほうのですね、販売促進の地方創生の先行型の分で作成した図面でございます。</p> <p>ですので、村としてまだですね、きちんとこの駐車場の拡張をですね、完璧に図面化したものというのは、正式なものはまだございません。</p> <p>ただ、そういった構想がありますので、駐在所もぜひ移動していただけないでしょうか。そういうことで話を持って行く際に、この図面を利用したものでございます。</p> <p>それで、まだきちんと駐車場の利用形態ですね、庁舎に上がる道路を撤去しますとかですね、現在の南の原集落に上がる道を、どのように今後使っていくのか、役場の庁舎の左側の部分の道路を、メインの道路にするのかとか、そういった構想はですね、まだはっきりと定めているものはございません。</p> <p>ただ、当初の説明から変わったのが、スクールバス車庫を解体して駐在所を建設したいと思っていた分ですけど、やはりスクールバス車庫を解体すればですね、解体にまた100万ないし200万、また建築することに1,000万近くの費用がまた発生するという、それを考えれば用地を買ってでもやったほうが、費用はかからないと。</p> <p>それは、そういう判断をもって、土地の所有者にですね、交渉を行った結果、好感触を得て、その部分に変更になったと、そういった経過がございます。</p> <p>ですので、駐車場拡張についてはですね、診療所も動かせることが見込まれる時点でですね、きちんとコンサルなりに発注して、図面を作成したいと思うところでございます。以上です。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ということになりますと、この駐車場の大規模な整備、拡張にあたるんでしょうか。という部分は、診療所の移転が決まらない限りには、この駐車場の整備というのは行わないということでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>これはですね、政策的な部分になりますので、首長判断にはなろうかとは思いますが、今考えて、村長とですね、協議しているところでは、駐在所をまず動かせば、診療所と道路の間に4、5mの開きがあります。フェンスがございますが。</p> <p>その部分をですね、道路並みの高さにする、それと道路の歩道の横のいけ込みと言いますか、それを撤去すればですね、現在の役場の駐車場との行き来もある程度はしやすくなると。そういったことは先行してできるのではないかなと考えております。</p> <p>将来的には役場の下駐車場にあります倉庫とかですね、昔使っていた便所とか、そういった部分までを全部撤去しないと、完璧な活用はできないかと、そういう構想は持っております。以上です。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>診療所の移転というのが、一番大きな今後の課題というかですね、それがどう動い</p>

	<p>ていくのかということに、この駐車場拡張がかかっているかなと思います。</p> <p>それがおおよそでもいいんで、大体どれぐらいを目処に考えられているのか、先ほど補助金の話もありましたけれども、やはりそこが大事なのかな。</p> <p>本当にその駐在所を今回移転しますけど、今、梶原文明議員が言われたように、老朽化というのがあるんですが、そもそも県の施設ですので、そこを補修するのは県ができる話でもあると思うんですね。</p> <p>それをわざわざ移転するという事は、やはり診療所も移転して、この駐車場が大きくなるというのが一番最大の目標でもあると思います。</p> <p>ですので、少し診療所が、いつぐらいを目処に移転していくのか、という目処がやはり必要になってくるのかなと思うんですけども。どれぐらいのスパンで考えられていますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>確かに診療所にはですね、とうとう規定（補助金適正化法）と言いますか、そういったものでいきますと、先ほど申したように、まだ、その交付金の還付が行ってない。それに大体7年ぐらいかかるかと思えますけれども。</p> <p>すみません、あと4年ぐらいたそうですが、その前にですね、診療所を移転することになりますと、これはまた村全体の議論が、これはやった上じゃないとですね、どこに建てるのかというようなことも、やっぱりできないんじゃないかと思っております。</p> <p>当然、医療検討委員会とかですね、そういったものがありますので、そういった中で議論していただき、そして村民の方も含めて、議論あたりまでできればと思っております。</p> <p>しかしながら、もし駐在所を移転しますと、今、総務課長が言ったように、あそこに通路の部分についてはですね、できますので、前に、国道沿いに平行して石垣の、ちょっと何と言いますか、植え込みじゃないんですけど、石垣のあれがありますよね。そういったものも撤去して、とにかく入りやすい、出やすいようなところは、併せてやっていきたいなと思っております。</p> <p>ただ、先ほども言いますように、診療所の移転が終わってからが初めて、きちんとした道の駅の駐在所体系になるのかなとは思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>それに付随してなんですけれども、今回駐在所にあたっては、村が負担して建てる。先ほど柳瀬議員が聞かれましたけれども、その建てるによって賃借料というのは入ってきます。</p> <p>ただ、しかしその計算をしても、やはり村負担分というのが出てくるかと思えます。1つ気になるところ、数点聞いていきたいんですけども。</p> <p>この、要は市町村が建てて県に貸す、こういったこと、駐在所あるいは県の施設を市町村が建てて貸すということ、それは何か事例があるのでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>駐在所の事例としてはですね、今回が初めてということを県警のほうから説明を受けております。</p> <p>ただ、交番の例ではですね、いくつもあるそうでございます。都市部の安全センターみたいな部分の一角に交番を移転してもらおうと、そういった例があるそうでございます。</p> <p>それで、余談になりますが、県警のほうもですね、そうして村のほうがやっていただければ、施設にですね、駐在所さんのほうも希望する方が増えたりとかそういうこともありますし、ぜひとも村がそういったことを県内初としてやっていただけること</p>

	に、大いに期待しておりますと、そういうことも言われておりますので、この事業についてはですね、ぜひご理解をお願いしたいと思っております。
議長 5番	5番 高橋弘展議員 県内初ということで、その後近隣市町村から後ろ指を指されないのかなという思いは少しあるんですけども。 先ほど家賃収入で、この25年という数字が出てきたかと思います。それが1つの対応基準の、また次の基準となってくるのでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	木造建築物がですね、通常25年を耐用年数と設定いたしますので、25年経過した場合に、それから全く家賃収入が入らないかと、そういうことにはならないと思います。たぶん金額をですね、再設定し直す必要もあろうかと思えます。通常リースとかが、再リースの場合が極端にですね、リース料が安くなったりするので、そういう協議になろうかと思えます。以上です。
議長 5番	5番 高橋弘展議員 今回初めてという事例で、一度村が、市町村がそういう県の施設を建てた場合に、じゃあ、その次どうなるのかという部分、すごく気になるんですよ。25年先のことを、今聞くのかいと言われてたらそこまでなんですけれども。 ただ、やはりこれらかそういった県の施設を市町村が建設しなければならないもの、という事例になっていくのかなと思ってしまいうんですが、これはあくまでも今回だけのケースということによろしいでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	基本的にはですね、地方財政上ですね、県の施設を村が肩代わりして建築するということは、基本的にはできないようになっております。 ですので、あくまでも村は安全・安心センターを建設しますと。その一角に駐在所のスペースをつくりますので、その駐在所をぜひ利用してくださいと。そういうスタンスで、今回の事業を進めておるわけでございますので、将来的に県の施設であるべきものを村が負担するということは、本来ありえない姿でございます。以上です。
議長 5番	5番 高橋弘展議員 もう1つだけ施設のことについて聞いておきたいのが、村が建てますので、その補修に関しては村が負担するのでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	補修についてですね、その協議はまだ今のところ行っておりません。 駐在所に係る備品とか、そういった一切の品物については、県のほうで負担していただくと、そういった話まではしております。 それで、今回協定書等を結んでいくこととなりますので、その中で謳っていくことになろうかと思えます。以上です。
議長 2番	2番 伊藤均議員 関連です。 この中でですね、私が一番考えるところは、基本構想の中ですよ、今まで駐在所を移転するというものについては、駐車場の関係があったということで、いろんな説明があってきましたですね。 全体的に、先ほど言うように、じゃあ、診療所を動かさんと、それはなかなかできないという話は分かるんですが、じゃあビジョンとしてですよ、これはこういうふうにやりますと、やっていきたいというものをきちっと示していただかないと、なんか付け焼刃、虫食いみたいな感じでですね、話が出る。場所の関係もしかりです。 なんか我々が聞くときには虫食い状態の話聞くというような形に、今聞こえるわ

	<p>けなんですよね。診療所もあと4年ありますとか、いろんな問題がありますということであるんですけど、じゃあ将来を見据えて、こうやるためにこうなんですよと、今回これだけは移りますよとかいう、そういうところをきちんと示していただかんと、付け焼刃的ですね、お答えばかりでは、ちょっと将来が見えないし、なかなか納得しにくいところが出てくるのかなと思います。</p> <p>どうも村長のほうからですね、じゃあこうやってやりたいと、それは5年先を、10年先の話をです、責任をもって言えるかと言えばそうかもしれませんが、そういうものがないと、我々は判断しにくいということがありますので、そこのところを説明をいただきたいなと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほども言いましたように、診療所ですね、構想等も含めながら、駐車場の将来的な、最終的な形というのは描いていくようになるわけです。</p> <p>したがって、診療所の移転等も含めてですね、駐車場の計画、それから道の駅周辺の計画等につきましてもですね、今後また図面等でも作りですね、提案をしたいと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>ですから、そこのところがですね、結局10年構想とか何年構想、これで、こういう形が将来的には目指していきたいといったようなものをですね、示していただきたいと思いますが、と言ってるんです。</p> <p>そうしないと、なかなか将来のことまで考えて、我々も判断せないかん、駐在所自体も25年先まで判断せないかんわけですね。その辺のところがないと、ただそれだけに移転するということについては、なかなか判断の材料にならないということ、私は申し上げているんですよ。</p> <p>そこのところですね、きちっとしたものをお示しいただきたいということです。</p>
議長	村長
村長	<p>今まで説明をしてきたとおりですが、やはり見えるような形でですね、ご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>やはりどういった形で将来的なビジョンを描いているのか、そういったものについては、また、先ほども言いましたように、図面等でまたご説明できるようにしたいと思います。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	この駐車場拡張の一番の目的は何でしょうか。
議長	村長
村長	<p>2つあります。</p> <p>1つはですね、道の駅の駐車場の整備です。</p> <p>もう1点は、先ほど梶原文明議員のほうも申されておりましたけれども、駐在所の建築年数と言いますか、そういったものの老化でありまして、これについては、村のほうがどうこう言える立場ではないんです。</p> <p>しかしながら、そういったことをお聞きする中で、この機会に駐在所を移転して、道の駅の駐車場の整備、そういったものできないかというところでもあります。</p> <p>したがって、どちらが先かと言いますと、やはり道の駅の駐車場整備でありまして、そして小石原地区のですね、全体の、道の駅を中心とした浮揚をはかっていきたいというところでもあります。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	リーマンショック以来、世界経済が低下しまして、3年後あたりから徐々に上昇になって来たわけですが、小石原の道の駅も売上金額そのものはずっと下がっ

	<p>てきてますね。</p> <p>それを見ておられますと、今回拡張をすれば、売り上げに寄与できる可能性というのは、根拠はございますか。</p>
議長	村長
村長	<p>リーマンショックのときがどう、確かにそれは下がったんでしょうけれども、その後ずっと下がっているということではありません。私も道の駅の役員になっておりますので、毎月ですね、報告は受けております。</p> <p>そういった中で、ここを確実に言えますのは、2年前ぐらいですか、これは徐々にではありますけれども、道の駅の売り上げというのは伸びております。</p> <p>そういった傾向でありますので、その駐車場の整備等を行う中でですね、私はさらに売り上げについては、寄与できるものと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>安全・安心センターについては、これで最後の質問にさせていただきたいと思っております。</p> <p>最後に聞きたいのは、先ほどすべてトータルで聞かせていただいて、診療所もあと4年後にはという部分も話に上がっておりました。</p> <p>今回、村の費用で安全・安心センターという形で駐在所が移転するという、その駐在所の移転に関して、4年待って、県にそれまで要望していく、そういったことはできなかったのかなという思いはあります。</p> <p>やはり村の費用で建てるということに、すごくそこまで急ぐ案件だったのかなという部分は、たぶんおそらく感じるかと思えます。</p> <p>その補修の件に関しても梶原文明議員が言われましたが、そういった部分も県に要望して、応急的な補修もしていただけたということもできたのではないかなという中で、4年間待って、やはり村の負担が少なく、そういった整備を行っていくという選択肢も1つあったのかなと思う中で、やはりなぜ4年そういった、煮詰めて待てなかったのかなという疑問が最後残っております。</p> <p>その4年待てなかったこと、今、副村長も県からいらっしゃっております。そういった県の協議ですね、深くやっていって、より大きな効果を受けるこの駐車場整備というの、できたのではないかなという期待感を含めてですね、その4年後に向けてそういった動きもできたのかなということも考えられるかと思えます。</p> <p>そういったところで、要は4年あたり待てなかったという部分を、そこら辺をもう少し説明いただけますでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>高橋議員のおっしゃいます、その4年の基準がですね、私も診療所のほうから聞いて4年になっているもので、ちょっと取り違えがあるのかなと思っておるところなんです。</p> <p>駐在所の移転については、数年前からですね、県のほうで移転していただくような要望は一度出した経緯がございます。平成21、2年ぐらいだったと思いますけど。</p> <p>そのときもですね、そのときにはまだまだ小石原駐在所は県のほうで、移転するような計画も何もないという、そういう段階だったんですが、昨年改めてこの要望を出して、そのときの回答がですね、福岡県内に40数カ所の駐在所があって、それを年間4カ所ずつぐらいしか新築できていないと。</p> <p>それで小石原駐在所も順番的には下のほうにあるもので、たぶん順番を待っていれば10年後になると。県がやってくれるまで待つには10年かかりますよということ、今回の事業を思い切ったわけでございます。</p> <p>ですから、4年待っていれば県がやってくると、そういったことも一切ないわけ</p>

	<p>ですね。4年後に診療所のほうが補助の耐用年数をクリアして崩すことができても、逆に駐在所だけが残ってですね、これこそまた本末転倒な駐車場整備になってしまうという状況になってしまいます。</p> <p>ですから、とりあえず駐在所が先にできていけばですね、外部との協議とか、そういったものが発生してきませんので、村の中だけで、判断で事業を進めていくことができるという部分もあろうかと思しますので、今回駐在所移転になっております。</p> <p>そういった理由でございますので、4年待てば駐在所を県がやってくれるとか、そういったことは一切ございませんので、順番、順当に待てば10年かかりますよということでございます。以上です。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>現在の駐在所の建物状況は、梶原議員からございましたが、管理そのものは県が管理するべきでありまして、現在はですね、県の管理下にある建物でございますので。</p> <p>木造住宅というのは、必ずやっばり年数が経てば、どこか傷んでくるわけでございます、その傷んだのを新しくするのにリフォームという手がございます。今、どこの工務店でもリフォームという、新築がなかなか数が出ないので、リフォームということで仕事を取ってますよ、どこの工務店でも。</p> <p>そういうことをすれば立派になるんですね。壊れている塀でも何でも、リフォームすれば立派になるんです。テレビでもやってるでしょ、日曜日の夜かですね。</p> <p>それで、村が建て替えてやるという形になると、よっぽど東峰村の財政状況は豊かだなと思われてしまうのかなと、私はそう、他のもですね、県とかそういうところから思われないかなと、懸念は思います。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>駐在所自体は建物はですね、当然県の施設でございますので、老朽化しても県が維持補修をやっていくのは当然でございます。</p> <p>ただ、その10年間というスパンを村がどう考えているかというのは、道の駅の駐車場の利用として、10年間待っていても、道の駅の販売促進には何も繋がらない。それであれば10年待たずに、村が先行投資してでも駐在所を移動して、利用客の増をねらうというところがございまして、駐在所そのものの建物が古いからこの事業に着手した。そういうことではございませんので、そこはご理解願いたいと思います。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>また、安全センターのことなんですが、当初予算でですね、設計委託料が200万と、それから今度は設計監理委託料が65万という形で予算が上がっておりますけれども、この設計業者さんですね、はどのような形でですね、この設計業者さんが決まったのかなというところをちょっと教えていただきたいんですが。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>設計業者の選定につきましては、当然、指名競争入札で行っております。今回の場合4社を指名して入札を行った結果、決定したところでございます。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そうすれば、結局この指名業者4名入札に入れたと、複数名、何社でもいいです、それは、複数入れたという形で、その中で結局、設計料の一番安いところに決めたというようなことになるんですかね。</p> <p>これまた鼓の里の話とですね、同じようで、この設計士さんによっていろいろ何か、話を聞くといろいろありますんですね。</p> <p>予算が足らなくなったとか、いろいろあったらいいですから、安価が一番いいと言える話でもないのかなと。</p> <p>ですから、またこれもして、いろいろあったじゃいかんからですね、設計業者さん</p>

	を選定するのに、どういう形でやったかということ聞かせていただいたところで、最終的には一番安かったところに決めたということになるんですかね。
議長	総務課長
総務課長	<p>業者の決定については、当然指名競争入札ですので、一番安価な額を示したところが落札することになります。</p> <p>業者選定をする段階ですね、指名競争入札参加選定委員会というのがございます。選定委員会の中でもですね、どういった業者を選ぶかというのは、十分慎重にやっておりますし、まず前提としては、できるだけ村内の業者、それから管内の業者で実績のある業者、そういったところを選定しておりますので、そういったことはないようにですね、ご指摘のようなことのないようなふうには、事業は進めていきたいと思っております。</p>
議長	<p>質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第31号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>次に、日程第8 報告第1号「平成27年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>2番 伊藤均議員</p>
2番	<p>この繰越明許の関係なんですが、非常にですね、件数が多いなど、繰越明許として記載されている部分ですね。</p> <p>これ非常に多くなった要因は、何かあるんですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>確かにですね、今回繰り越し事業が数多くございます。</p> <p>大きな要因としてはですね、やはり複数年に係る事業が、数が多かったというのが一番の理由だと思います。</p> <p>事業に着手して、それが年度内に竣工しなかったというのも一部あるかと思いますが、そういった際もですね、4月、5月に完成する工事でもできれば、それはもうきちんとですね、繰り越しの手続きを取るのほうが正しい手続きでございますので、そのようにここ数年ですね、繰越明許のほうに上げていくようにしております。</p> <p>簡単に申し上げますと、複数年にまたがる事業が多かったというのが、最大の理由かと思えます。</p>
議長	<p>他に。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>民生費、社会福祉費のところの臨時給付金ですね、これは国からこういうふうな、所得の少ない方に下りてくるということでございますけど、東峰村において何名ぐら</p>

	<p>いが給付を受けたのか。</p> <p>例えば、いつも言うんですけど、給付の手続きがなかなかできない方もいられるんじゃないかと、おられるんじゃないかと考えております。</p> <p>そういう場合は、もう向こうから申請があったから、もうこれだけしか出さんというふうになるものか、行政のほうから、お宅は前ももらっとったから、今度も出したほうがいいんじゃないかとか、そういうふうな助成というんですか、手助けとか、そういうものはしておられるのかをお聞きいたしたいと思います。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>臨時給付金につきましては、住民税務課のほうで担当していますので、お答えします。</p> <p>今、1,677万9,000円という内訳でございますが、500人を想定しております。非課税の方の500名で。</p> <p>実際一度ですね、申請をして、どのくらい申請しているかというふうなところで見てまして、再度申請していない方につきましては、再度申請していただくように対策はしているところでございます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑はこれで終結し、報告第1号「平成27年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、終了いたします。</p>
日程第9	
議 長	<p>次に、日程第9 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から閉会中の継続調査申出が出されております。</p> <p>これにつきましては、お手元に配布のとおりであります。</p> <p>これを許可いたします。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>動議を提出します。</p> <p>10名の委員で構成する地方創生調査検証特別委員会を設置することを望みます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	ただ今の長澤議員の動議に賛成します。
議 長	<p>ただ今、9番長澤議員から動議が出ましたが、所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時20分)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時22分)</p>
追加日程第1	
議 長	<p>長澤議員ほか8名から地方創生調査検証特別委員会設置に関する決議案が提出されました。</p> <p>この決議案は、賛成者が全員でありますので、この決議案を議題といたします。</p> <p>したがって、この決議案を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定いたしました。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
8 番	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>発議第2号、東峰村議長 大蔵久徳殿。</p> <p>「地方創生調査検証特別委員会の設置に関する決議案の提出について」</p>

	<p>上記の議案を別紙のとおり、東峰村議会会議規則第14条の規定により提出する。 平成28年6月16日提出。 提案者、東峰村議会議員 長澤貞義。 賛成者、東峰村議会議員 佐々木紀嘉、高倉寛視、梶原文明、高橋弘展、黒川隆康、梶原光春、伊藤均、柳瀬弘光。 提案理由、平成28年1月、第1回臨時会において、東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略を議決し、平成28年度予算より、総合戦略に関する事業が本格的に開始されました。 総合戦略で定められているとおり、毎年度政策の評価検証を行うことが定められており、また、東峰村議会基本条例第8条第2項では、政策評価に資する審議と具体的改善点の指摘に努めるものとすることから、議会独自の総合戦略における施策等の調査、検証を行うため、地方創生調査検証特別委員会を設置するものです。 次に、地方創生調査検証特別委員会の設置について、ご説明します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 地方創生調査検証特別委員会 2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び東峰村議会委員会条例第6条 3. 目的 東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する政策等の調査検証 4. 定員 10名 5. 任期 平成30年4月30日でございます。
議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 発議第2号「地方創生調査検証特別委員会設置に関する決議案について」を、お諮りいたします。 決議案のとおり設置することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。 よって、地方創生調査検証特別委員会設置に関する決議案は、可決しました。</p>
追加日程第2	
議長	<p>次に、追加日程第2 「地方創生調査検証特別委員会の設置に関する決議案の提出について」を行います。 選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。 ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、地方創生調査検証特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定いたしました。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p>

(11時25分)

議 長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時26分)</p>
追加日程第3	
議 長	<p>追加日程第3 「閉会中の継続調査申出」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、地方創生調査検証特別委員会から閉会中の継続調査申出がなされております。</p> <p>これにつきましては、お手元に配布のとおりであります。</p> <p>これを許可いたします。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出があります。</p> <p>これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>6月14日より本日まで、平成28年第5回東峰村議会定例会を開催し、議員の皆様のご慎重審議をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。</p> <p>一般質問、補正予算等議案審議の中で頂きました貴重なご意見、ご提案は、今後の行政運営に活かしていく所存でございます。</p> <p>気象庁の予報によりますと、本日から大雨との報道もあっております。いよいよ梅雨が本格化すると思われませんが、今年も1人の犠牲者も出さない万全な態勢で収束できるよう取り組んでいく決意です。</p> <p>今後も村民の皆さん一人ひとりが生きがいを感じ、この村に住んでよかったと自慢できるよい村づくりにまい進していきますので、議員各位のご協力をよろしく願いをいたします。</p> <p>時節柄これから先、本格的な猛暑の時期を迎えることとなります。議員各位におかれましては、お体をご自愛され、さらにご活躍をいただきますよう祈念を申し上げ、閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>これをもちまして、平成28年第5回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時29分)</p>

